

## 第3編 避難対策

本編では、避難を円滑に実施するための静岡県の対策及び市の対策(体制、情報伝達、避難路の確保、交通規制、避難者の輸送、避難所運営等)について記載しており、本編に記載のない事項については、原則として法律(災害対策基本法、災害救助法等)、中央防災会議の定める防災基本計画、県及び市の地域防災計画に則して対応するほか、本計画に基づき防災対応を実施する機関(以下、「関係機関」という。)の協議が必要な事項及び緊急に対応を要する事項については、必要に応じて協議会(または合同会議)において合意形成を図るものとする。なお、本編の内容見直しや今後検討すべき課題及び新たに追加する対策については、協議会において承認を得た上で、本編に追加・修正を加えていくこととする。

### 第1章 協議会・国・県等の体制

#### 1 協議会の体制

協議会は、神奈川県・山梨県・静岡県(以下「各県」という。)、火山災害警戒地域に指定された富士山周辺市町村、国及び火山専門家等が、富士山火山広域避難計画をはじめとする火山防災対策を共同で検討するとともに、住民等の火山に対する防災意識の啓発に取り組むことを目的として平成24年6月8日に設置され、活火山防災対策協議会を法定協議会に改組した。平時から、該当構成機関がそれぞれ対策を実施するとともに、相互に情報共有し、必要な連携・調整を実施することにより、緊急時の円滑な避難及び迅速に応急対策が実施できるよう努める。

#### 1-1 平時の対応

##### (1) 広域的な防災対策等の検討

協議会構成機関は、本計画をはじめとする広域的な火山防災対策について共同で検討を行う。また、本計画の基礎としている富士山ハザードマップや気象庁が噴火警戒レベルの見直しを行う際にも協議会で協議する。

##### (2) 火山防災訓練の実施

協議会は、構成機関が連携した火山防災訓練(図上訓練、住民避難訓練等)を継続的に実施することにより、火山災害に対する防災力の向上や意識の啓発に努め、これらの防災訓練を通じ、関係機関や地域住民との広域的な連携の強化を図る。

##### (3) 火山防災対策等の啓発

協議会は、地域住民等に対し、富士山で想定される噴火現象やその影響範囲、避難計画の理解促進に努め、火山災害に対する自助・共助の意識向上を図る。

また、教育委員会等の関係機関と連携して、富士山火山に関する基礎知識(火山の成り立ち、噴火の履歴、地質・地形学及び火山が与える恩恵等)について広く周知、啓発することにより、火山と共生する地域の総合的な防災力の向上に努める。

##### (4) 緊急時の協議会開催体制の構築

協議会は、富士山の火山活動が活発化した場合や火山噴火時に速やかに協議会を開催する体制の構築及び手順の確認を平時から実施し、緊急時の速やかな情報共有体制を整備する。

## 1-2 火山活動等に異常が認められたときの対応

### (1) 噴火警戒レベル1(活火山であることに留意)のときの対応

噴火警戒レベル1(活火山であることに留意)においても、富士山で体に揺れを感じる地震が発生する等の異常な状況が生じた場合、気象庁は「火山の状況に関する解説情報」、「富士山の火山活動解説資料」等を発表し、関係機関へ情報伝達する。協議会は、このような場合には、噴火等の異常事態に備えるため協議会(会議)を開催するなどして、火山活動の状況や見通し等について情報を共有し、その後の防災対応を確認する。

### (2) 噴火警戒レベル1(解説情報(臨時))のときの対応

富士山では、噴火前に火口位置が特定できないことなどから、噴火警戒レベルがレベル1から直接レベル3以上へ上がることとなっている。混乱なく短時間に避難等の対策を実施するため、協議会では、平成30年3月27日の申し合わせ事項として、噴火警戒レベル1の場合において、「解説情報(臨時)」が気象庁から発表された場合、各構成機関による注意喚起を実施するとともに、直ちに、オンライン形式等による協議会の開催、構成機関の間で情報共有を行い、噴火等の異常事態に備えることとしている。本計画では、この段階を特に、「噴火警戒レベル1(解説情報(臨時))」と表記する。

### (3) 噴火警戒レベルが引き上げられた後の対応

協議会は、気象庁が噴火警戒レベルを3へ引き上げた時は、速やかにオンライン形式等により協議会(会議)を開催し、火山専門家等の意見を参考に避難など各機関が実施すべき防災対応の検討や情報共有を行う。噴火警戒レベルが4に引き上げられた後、政府現地災害対策室、又は緊急災害現地対策本部、非常災害現地対策本部又は特定災害現地対策本部(以下、「現地対策本部」という。)が設置された場合は、協議会の体制を合同会議に移行し、災害応急対策について調整するとともに、合意形成に努める。

## 1-3 噴火発生後の対応

協議会は、噴火発生後、政府の現地対策本部が設置された場合は、協議会の体制を火山災害対策合同会議に移行し、災害応急対策について調整するとともに、合意形成を行う。

また、噴火規模や火口特定のため、関係機関から情報を集め構成機関に周知する。

## 1-4 小康期の対応

協議会は、火山活動が小康期となり、噴火警戒レベルが引き下げられた場合、避難状況、被災地域の復旧・復興の状況等に応じて、体制の見直しを行う。ただし、降灰後土石流が継続して発生するおそれがある場合は、避難体制を継続するとともに、必要に応じて災害応急対策を講じる。

## 2 国の体制

### 2-1 政府の体制

#### (1) 火山災害現地連絡調整室の設置

噴火警戒レベルが3以上に引き上げられた場合において、現地における情報の収集・取りまとめなど、災害応急対策に係る連絡調整を迅速かつ的確に実施する必要があると認められるとき、火山災害現地連絡室(火山災害現地連絡室長:内閣府政策統括官(防災担当)付参事官)が設置される。

#### (2) 特定災害対策本部及び政府現地災害対策室の設置

噴火警戒レベルが4に引き上げられた以降において、災害応急対策を実施する緊急の必要があると認められるときは、特定災害対策本部が設置される(特定災害対策本部長:防災担当大臣)。なお、噴火その他の火山現象に応じて、緊急災害対策本部若しくは非常災害対策本部が設置されることがある。さらに、現地における情報の収集・取りまとめや、地方公共団体の状況や要請を特定災害対策本部に繋ぐなど、災害応急対策に係る連絡調整を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じて政府現地災害対策室(政府現地災害対策室長:原則として内閣府政策統括官(防災担当)が指名する者)が設置される。なお、噴火その他の火山現象に応じて、特定災害現地対策本部が設置されることがある。政府現地災害対策室の設置場所は、噴火等の被害の想定に応じて、適切に業務の実施が可能な場所とする。

#### (3) 緊急(非常)災害対策本部及び現地対策本部の設置

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火等が発生した場合において、当該噴火等に対処する体制を整備し、災害応急対策を推進するため必要があると認められるときは、災害対策基本法第24条及び第28条の2に基づく緊急災害対策本部、非常災害対策本部の設置が検討される。さらに、現地における被災情報の収集・取りまとめや、地方公共団体の状況や要請を緊急災害対策本部、非常災害対策本部、又は特定災害対策本部(以下、「災害対策本部」という。)に繋ぐなど、災害応急対策に係る連絡調整を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じて現地対策本部(現地対策本部長:原則として内閣府副大臣または内閣府大臣政務官とし、必要に応じて大臣官房審議官(防災担当)又は防災担当参事官が代行する)が設置される。設置場所は、噴火等の被害の想定に応じて、適切に業務の実施が可能な場所とする。

#### (4) 国を主な実施主体として実施する事項

(1)から(3)までで示した、政府が設置する各種本部等のもと、国を主な実施主体として実施する事項を表-29・30に示す。

表-29 国が主な主体として実施する事項(1/2)

	噴火警戒レベル3の段階	噴火警戒レベル4・ 噴火警戒レベル5の段階	噴火後 (噴火警戒レベル5相当)
体制の 整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じ、関係省庁災害警戒会議を開催</li> </ul> <p>【現地】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じ、内閣府調査チームの派遣、政府調査団の派遣、県への連絡要員の派遣</li> <li>火山活動の状況に応じ、火山災害現地連絡室を設置</li> <li>火山災害現地連絡室員は火山防災協議会の会議に参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村長に対し、避難の指示等について助言</li> <li>必要に応じ、災害対策本部を設置</li> </ul> <p>【現地】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じ、内閣府調査チームの派遣、政府調査団の派遣、県への連絡要員の派遣</li> <li>火山活動の状況に応じ、政府現地災害対策室又は現地対策本部を設置</li> <li>必要に応じ、複数の県庁等に現地対策本部又は政府現地災害対策室を設置</li> <li>政府現地災害対策室長（現地対策本部長）は必要に応じ、噴火兆候情報その他火山活動に関する情報を交換し、それぞれが実施する災害応急対策について相互に協力するため、国、関係地方公共団体、火山専門家等の関係者で構成される火山災害警戒合同会議（火山災害対策合同会議）を開催</li> <li>市町村長が適時適切に避難指示ができるよう、現地対策本部長は、必要に応じて指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害の著しい地方公共団体に対しては、人員の派遣、通信機能の確保を迅速に実施。</li> </ul> <p>【現地】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> </ul>
迅速な 情報収 集体制	<p>【情報収集】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係省庁、地方公共団体、マスコミ等からの情報の把握</li> </ul>	<p>【情報収集】</p> <p>同左</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要施設の被災状況の把握、二次災害の発生状況の把握及びハザードマップの分析等による危険性の把握</li> </ul> <p>【情報収集】</p> <p>同左</p>
避難等 に必要な ルート等 の確保等	<p>【避難ルート等の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民や観光客等の避難ルートを確保するため、国及び地方公共団体は道路管理者と調整し、経路を確保</li> </ul>	<p>【避難ルート等の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民や登山者等の避難のため、国及び地方公共団体は道路管理者と調整し、迅速に避難ルートを確保</li> <li>国及び地方公共団体は道路管理者と調整し、迅速に災害応急対策活動に従事する車両が通行する経路を確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路管理者は必要な道路の啓開等を実施</li> </ul> <p>【避難ルート等の確保】</p> <p>同左</p>

表-30 国が主な主体として実施する事項(2/2)

	噴火警戒レベル3の段階	噴火警戒レベル4・ 噴火警戒レベル5の段階	噴火後 (噴火警戒レベル5相当)
降灰除去の活動	—	—	・降灰が発生した場合は、円滑に避難等を実施できるよう、国及び地方公共団体は適切に降灰を除去
土砂災害に関する調査等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省は、必要に応じて以下の事項を実施</li> <li>- 土砂災害に関する調査、情報提供</li> <li>- 数値シミュレーション結果など、リアルタイムハザードマップに関する情報の提供</li> <li>- 緊急ハード対策</li> </ul>	同左	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省は、必要に応じて以下の事項を実施</li> <li>- 土砂災害防止法に基づく緊急調査</li> <li>- 数値シミュレーション結果など、リアルタイムハザードマップに関する情報の提供</li> <li>- 緊急ハード対策</li> </ul>
緊急避難場所等の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民や観光客等の確実な避難のため、国及び地方公共団体は市町村が指定した緊急避難場所及び避難所を確保</li> </ul>	同左	同左
人命救助を最優先とする部隊の派遣等	<ul style="list-style-type: none"> <li>【部隊派遣】</li> <li>・国は、部隊の派遣を円滑に行えるよう、部隊派遣の準備</li> <li>・部隊の派遣を円滑に行うため、派遣手段や進出拠点等の必要な情報を関係機関間で共有を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【部隊派遣】</li> <li>同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国は、住民や観光客等の確実な避難を図るため、滞留者の救出・救助にあたる部隊を迅速に派遣</li> <li>【部隊派遣】</li> <li>同左</li> </ul>
災害医療に関する準備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>【DMAT】</li> <li>・国は、DMAT等の迅速な対応が可能なように必要な指示</li> <li>【医療機関】</li> <li>・国は関係する医療機関の状況を把握</li> </ul>	同左	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国は、公衆衛生医師、保健師等の派遣について非被災県と必要な調整</li> <li>【DMAT】</li> <li>同左</li> <li>【医療機関】</li> <li>同左</li> </ul>
避難者への生活支援に関する体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国は関係機関と連携し、物資の調達や輸送、生活支援に関する各種調整</li> <li>・国及び地方公共団体は、市町村及び都道府県の区域を超えた避難等（広域避難や一時滞在施設への一時的な滞在）を想定した手続きの準備</li> </ul>	同左	同左
生活支援等に関する事項	—	—	・国は、必要な規制緩和や特例措置について、噴火等発生後の被災地のニーズに応じて、迅速に対処

## 2-2 気象庁等の監視・観測体制

### (1) 気象庁火山監視・警報センターの監視・観測体制

気象庁では、富士山の噴火の前兆を捉えて噴火警報等を的確に発表するために、本庁の火山監視・警報センター（東京）にて、地震計、傾斜計、空振計、GNSS観測装置、監視カメラ等の火山観測施設及び関係機関（大学等の研究機関、地方公共団体及び防災関係機関）からの観測データにより、火山活動を24時間体制で監視・観測している。

火山監視・警報センターは、平時において、観測データや解析結果等を地方気象台及び協議会と共有する。なお、直ちに噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いものの火山活動状況や観測データの変化について公表する必要がある場合には、火山の状況に関する解説情報や火山活動解説資料を発表する。

また、生命に危険を及ぼす噴火現象の発生やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合には、観測した前兆現象等に基づき、解説情報（臨時）、噴火警報（噴火警戒レベル）等を各県、市町村、関係機関及び住民等に対し発表する（図 3-1）。



※気象庁本庁に火山監視・警報センターが、札幌・仙台・福岡の各管区気象台に地域火山監視・警報センターが設置されています。

図3-1 気象庁における火山の監視・観測

## (2) 富士山周辺における監視・観測体制

的確な防災対応の実施には、火山活動の状況の把握が前提となることから、気象庁等は、富士山周辺の監視・観測体制(図 3-2)を充実させるとともに、協議会構成機関に対して火山活動状況の迅速な提供に努める。

### ア 平時の監視・観測及び研究体制

国、各県及び市町村は、大学等の研究機関と連携して、火山活動の異常を捉えるために、平時から山体全体をカバーできるよう監視・観測体制の充実を図る。気象庁は、少数の観測機器に障害が発生した場合でも可能な限り観測精度を維持できるよう、関係機関と観測点の配置についての調整を行う。さらに、これらの観測データを集約し、火山噴火予知連絡会及び協議会の火山専門家と情報共有する。積雪期においては、融雪型火山泥流に備えるため、国及び県は、防災科学技術研究所等と連携し、積雪深を観測して山体の積雪状況の把握に努める。国や大学等の研究機関は、噴火履歴や噴火メカニズム等の調査・研究を行うとともに、広範囲の地殻変動を面的に把握することができる干渉合成開口レーダーや航空レーザー測量の活用など、よりの確に火山活動を把握するための研究の推進に努める。

### イ 監視・観測体制の強化

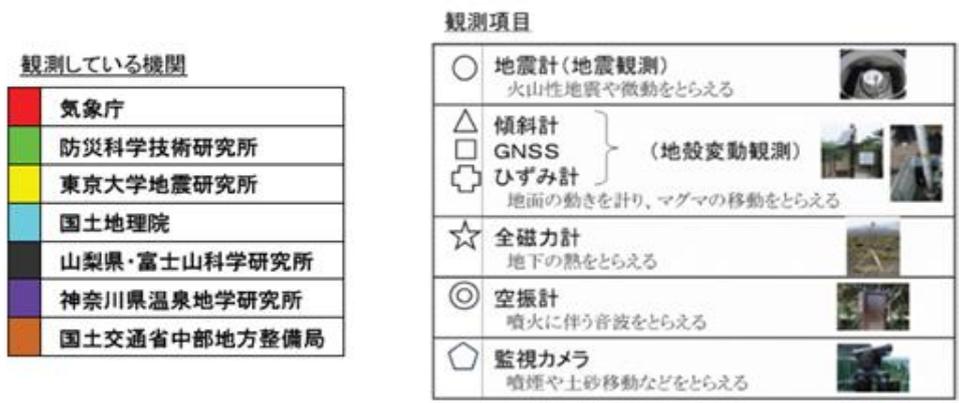
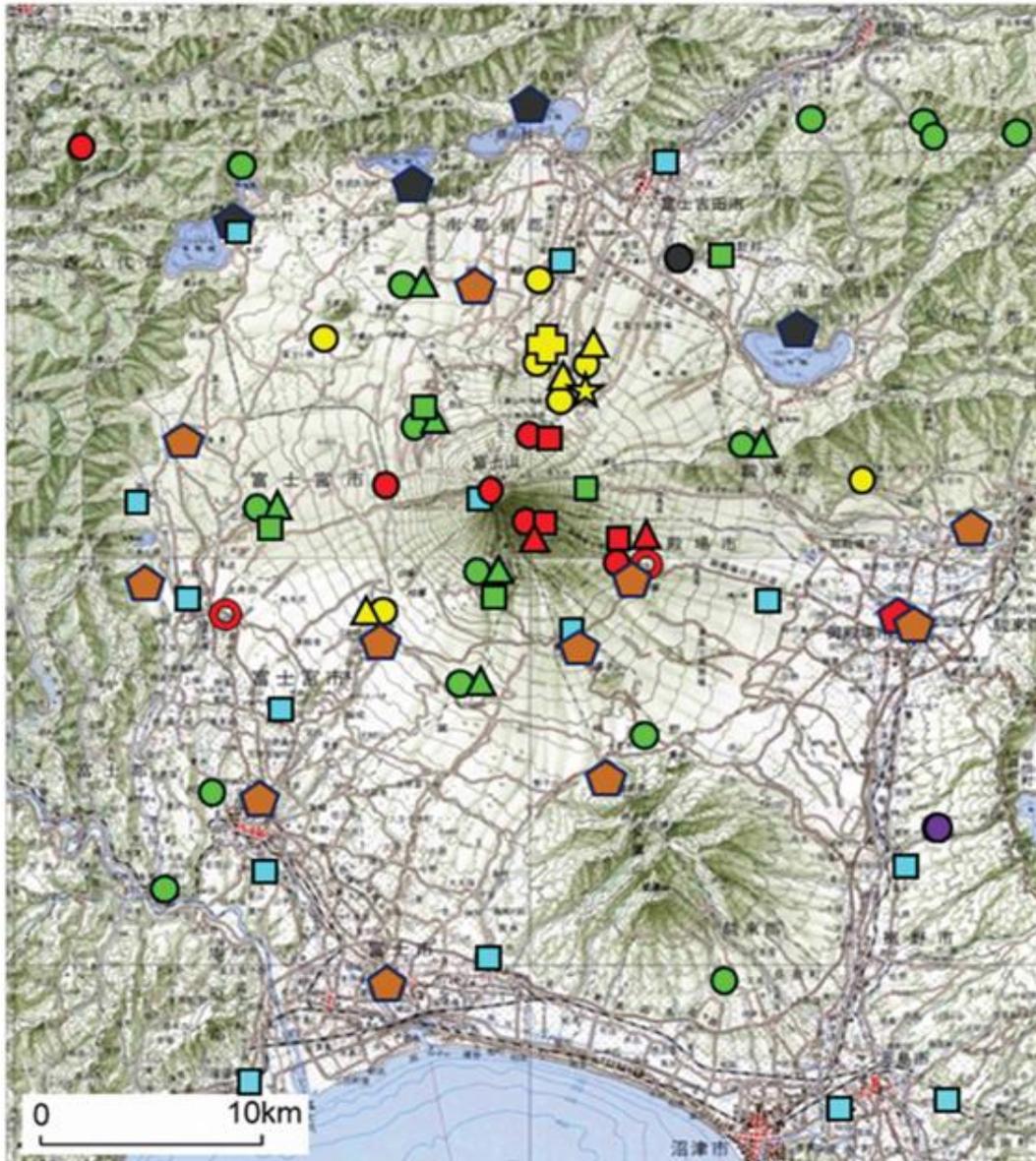
気象庁は、国・県の研究機関及び大学等の研究機関と連携し、噴火警報(噴火警戒レベル3)が発表された段階や、地震計による火山性地震の検出、GNSS観測による地殻変動の検出などマグマが上昇してきた可能性が捉えられた場合などには、必要に応じて観測班を組織して合同で速やかに以下の監視・観測の強化を図る。

- ・ 詳細な状況を把握するための地震計、GNSS観測点等の増設
- ・ マグマ上昇域付近での、地震計、GNSS、傾斜計、重力計等による観測、電磁氣的観測
- ・ 監視カメラ、航空レーザー測量、熱映像、合成開口レーダー、空振計等による表面現象の監視
- ・ 投下型の地震計等観測装置の整備等、また、国、県及び関係機関は、火山活動の状況に応じてヘリコプター等による上空からの調査や監視を行い、必要に応じて官邸や現地対策本部等へ映像を配信する。この際、可能な限り火山専門家や気象庁職員等も同乗し、上空から火山活動の状況を確認する。

噴火発生後においては、上記の監視・観測体制に加え、以下のような現象や状況に関する監視・観測の強化に努める。

- ・ 降下火山灰や火砕流被害の原因となる噴煙の高度並びに広がり状況
- ・ 火口位置の速やかな特定
- ・ 溶岩流、火砕流、融雪型火山泥流、土石流等発生状況
- ・ 大規模崩壊や、新たな火口出現の兆候となる地殻変動や地変の状況
- ・ マグマの状況を把握し、噴火推移予測をするための火山ガス放出量の観測及び噴出物、火山ガス等の採取と分析
- ・ 火砕流発生の原因となる火砕丘の発達状況
- ・ 融雪型火山泥流の原因となる積雪の範囲と状況
- ・ 土石流の原因となる山体への火山灰堆積状況
- ・ 河川氾濫の原因となる河道の埋塞状況等

なお、観測機器に障害が発生した時は、可能な限り早急に修理等の対応をするとともに、復旧までに時間を要する場合であっても観測精度を維持できるように関係機関と観測点の配置について調整を行う。



※ 出典:富士山火山避難基本計画

図3-2 富士山における火山観測点配置図

### 2-3 国土交通省の活動体制

国土交通省は、防災業務計画等に基づき、以下の緊急的な対策等を実施する体制を整備する。

#### (1) 土砂災害防止法に基づく緊急対策

噴火による大規模な降灰等の発生時における土砂災害防止法第29条に基づく緊急調査及び同法第31条に基づく関係地方公共団体への緊急情報の通知が、迅速かつ効果的に実施できるよう、地方公共団体等との連携を強化するなど危機管理体制の整備に努める。

#### (2) 緊急減災対策

国土交通省は、県と連携して噴火に伴う土砂災害(融雪型火山泥流、降灰後土石流等)に対して、住民等の被害をできる限り軽減(減災)することにより、安心で安全な地域づくりに寄与することを目的として、ソフト対策とハード対策からなる緊急対策(図3-3)を迅速かつ効果的に実施する体制を整備する。また、大規模な噴火に伴う土砂災害に対しては、広域避難を支援することも考慮し、避難路、避難時間の確保等にも留意する。

緊急ハード対策は、噴火の予兆等が現れてから実施する項目と平時から実施する項目に分類することができ、主な内容として既設砂防堰堤の除石・嵩上げ、コンクリートブロック又は、大型土のうによる砂防堰堤・導流堤等の整備等がある。噴火の予兆が現れてから対策を完了するまで十分な期間を確保できない場合もあるため、平時から優先度等に応じて資機材の備蓄、用地の確保、工事用道路の整備等を実施する。

緊急対策の実施にあたっては、噴火活動の推移に対応して、監視・観測で得られた情報やリアルタイムハザードマップの情報を協議会に提供するとともに、それらに基づき、工事関係者の安全を確保しつつ、対応可能な時間、施工体制の確保、資機材の調達等を考慮し、緊急ソフト対策と併せて、土石流・泥流等の捕捉・導流などの効果を最大限発揮できるよう緊急ハード対策を行う。

なお、緊急減災対策は、富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画に定めており、各関係機関と連携・調整を図る。

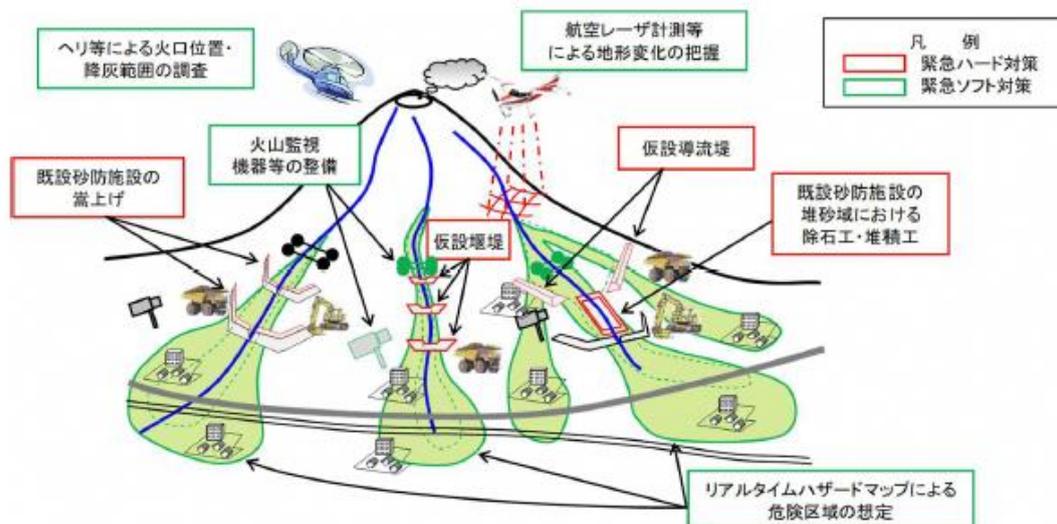


図3-3 国土交通省が実施する緊急的なハード・ソフト対策メニュー



図3-5 TEC-FORCE による御嶽山の噴火への対応

### 3 県の体制

静岡県では、噴火警戒レベルに応じて(又は課長等の判断により)、表-31に示す配備体制をとる。

表-31 静岡県の富士山噴火対応の体制

噴火警戒 レベル	静岡県 (本庁)	東部、中部地域局 (出先機関)
レベル1 (解説情報(臨時))	・情報収集体制	・情報収集体制
レベル2 (引き下げ時)	・情報収集体制	・情報収集体制
レベル3	・特別警戒体制 (必要に応じて災害対策本部)	・特別警戒体制 (必要に応じて災害対策本部方面本部)
レベル4	・災害警戒本部 (必要に応じて災害対策本部)	・災害警戒本部 (必要に応じて災害対策本部方面本部)
レベル5 噴火発生後	・災害対策本部 本部長：知事 副本部長：副知事及び警察本部長 構成員：危機管理監、各部局長	・災害対策本部方面本部 本部長：地域局長 副本部長：副局長等 構成員：出先事務所長等

### 4 合同会議の開催

国は、噴火警戒レベルが4以上に引き上げられ、政府現地災害対策室が設置された場合においては、政府現地災害対策室長を議長とする火山災害警戒合同会議を、議長が必要と判断した場合に開催される。また、現地対策本部が設置された場合においては、現地対策本部長を議長とする火山災害対策合同会議を、議長が必要と判断した場合に開催される。政府現地災害対策室、現地対策本部及び合同会議の開催の考え方・役割を表-32に示す。

表-32 政府現地災害対策室及び現地対策本部の設置、  
火山災害警戒(対策)合同会議開催の考え方・役割

	火山災害警戒合同会議	火山災害対策合同会議
政府現地災害対策室及び現地対策本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害応急対策に係る連絡調整を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ、政府現地災害対策室を設置</li> <li>・設置場所は、上記業務が実施可能な場所とし、設備等をあらかじめ確保</li> <li>・政府現地災害対策室長は、原則として内閣府政策統括官（防災担当）が指名する者</li> <li>・必要がある場合は、複数の県庁等に政府現地災害対策室を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害応急対策に係る連絡調整を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ、現地対策本部を設置</li> <li>・設置場所は、上記業務が実施可能な場所とし、設備等をあらかじめ確保</li> <li>・現地対策本部長は、原則として内閣府副大臣又は内閣府大臣政務官</li> <li>・必要がある場合は、他の県庁等に政府現地災害対策室を設置</li> </ul>
政府現地災害対策室及び現地対策本部の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府現地災害対策室長は、噴火等が発生するおそれのある市町村の長が行う避難指示等に関する事項について、必要に応じて、助言</li> <li>・政府現地災害対策室は、その管轄区域内の都道府県からの要請の把握に努めるとともに、把握した要請及び情報については速やかな対応を図るべく、災害対策本部又は関係省庁と情報を共有</li> <li>・政府現地災害対策室長は、噴火等が発生するおそれのある関係地方公共団体と連携して、必要に応じて、災害応急対策の的確な実施を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地対策本部長は、住民等の避難が必要又は必要となるおそれがある市町村の長が行う避難指示等に関する事項について、必要に応じて、助言又は指示</li> <li>・現地対策本部は、その管轄区域内の都道府県からの要請の把握に努めるとともに、把握した要請及び情報については速やかな対応を図るべく、災害対策本部又は関係省庁と情報を共有</li> <li>・現地対策本部長は、被災地方公共団体と連携して、必要に応じて、災害応急対策の的確な実施を図る</li> </ul>
合同会議開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府現地災害対策室長は必要に応じ、国、関係地方公共団体、火山専門家等の関係者で構成される火山災害警戒合同会議を開催</li> <li>・開催場所は、原則として政府現地災害対策室の設置場所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地対策本部長は必要に応じ、国、関係地方公共団体、火山専門家等の関係者で構成される火山災害対策合同会議を開催</li> <li>・開催場所は、原則として現地対策本部の設置場所</li> </ul>
合同会議の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主として以下の災害応急対策について調整し、合意形成に努める <ul style="list-style-type: none"> <li>- 噴火兆候情報その他火山活動に関する情報の収集及び分析に関する事項</li> <li>- 噴火活動に応じた対応等に関する事項</li> <li>- 避難行動が必要となる時期、範囲に関する事項</li> <li>- 移動手段の手配、避難のための経路の確保、避難所の開設その他の避難に関する事項</li> <li>- 住民や報道機関への情報発信に関する事項 等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主として以下の災害応急対策について調整し、合意形成を行う <ul style="list-style-type: none"> <li>- 火山活動に関する情報の収集及び分析に関する事項</li> <li>- 噴火活動に応じた対応等に関する事項</li> <li>- 噴火等の現象に応じ、避難行動が必要となる範囲の設定、拡大、縮小、解除に関する事項</li> <li>- 移動手段の手配、避難のための経路の確保、避難場所の開放その他の避難に関する事項</li> <li>- 市町村、都道府県の区域を超えた避難、応援、降灰除去その他の広域的な対策に関する事項</li> <li>- 住民や登山者等の救助・救急・医療、救援物資の輸送・受入れその他の被災者支援に関する事項</li> <li>- 家畜の移送等の農林水産業対策に関する事項</li> <li>- 住民や報道機関への情報発信に関する事項 等</li> </ul> </li> </ul>

なお、合同会議は、原則として政府現地災害対策室又は現地対策本部が設置された施設で開催する。政府の現地対策本部等の設置候補施設は、富士山が目視でき、通信システムを完備し、合同会議を開催できる広さの会議室を有する施設を基本とする。実際の設置にあたっては、火山活動の状況に応じて、予め協議会が選定した候補施設(表-33)から選定する。また、緊急時にはオンライン形式での会議を原則とし、常時、最新の状況を共有する体制を整備する。関係機関は、オンライン形式での会議に速やかに参加できるよう必要な整備を行う。

表-33 政府現地災害対策室及び現地対策本部の設置候補施設

	施設名	所在地	備考
神奈川県	神奈川県庁西庁舎	横浜市中区日本大通 1	県災害対策本部設営
	足柄上合同庁舎	足柄上郡開成町吉田島 2489-2	
山梨県	山梨県庁防災新館	甲府市丸の内 1-6-1	県災害対策本部設営
	富士吉田合同庁舎	富士吉田市上吉田 1-2-5	
	世田谷区立河口湖林間学園	南都留郡富士河口湖町大石 字湖中 2585	
静岡県	静岡県庁別館	静岡市葵区追手町 9-6	県災害対策本部設営
	静岡県富士総合庁舎	富士市本市場 441-1	
	静岡県東部総合庁舎	沼津市高島本町 1-3	県災害対策本部東部方面本部設営
	小山町生涯学習センター	小山町阿多野 130	
	御殿場市役所	御殿場市萩原 483	
	裾野市民文化センター	裾野市石脇 586	
	富士市役所	富士市永田町 1-100	
	富士宮市役所	富士宮市弓沢町 150	

## 5 火山活動の各段階における体制・対応

火山活動の各段階における協議会、国、各県、市町村及び関係機関の対応(例)を図 3-6に示す。

また、火山活動の各段階に対応した防災対応の共同検討体制(概念)について図 3-7に示す。

富士山火山においてもこれらと同様に対応するものとする。



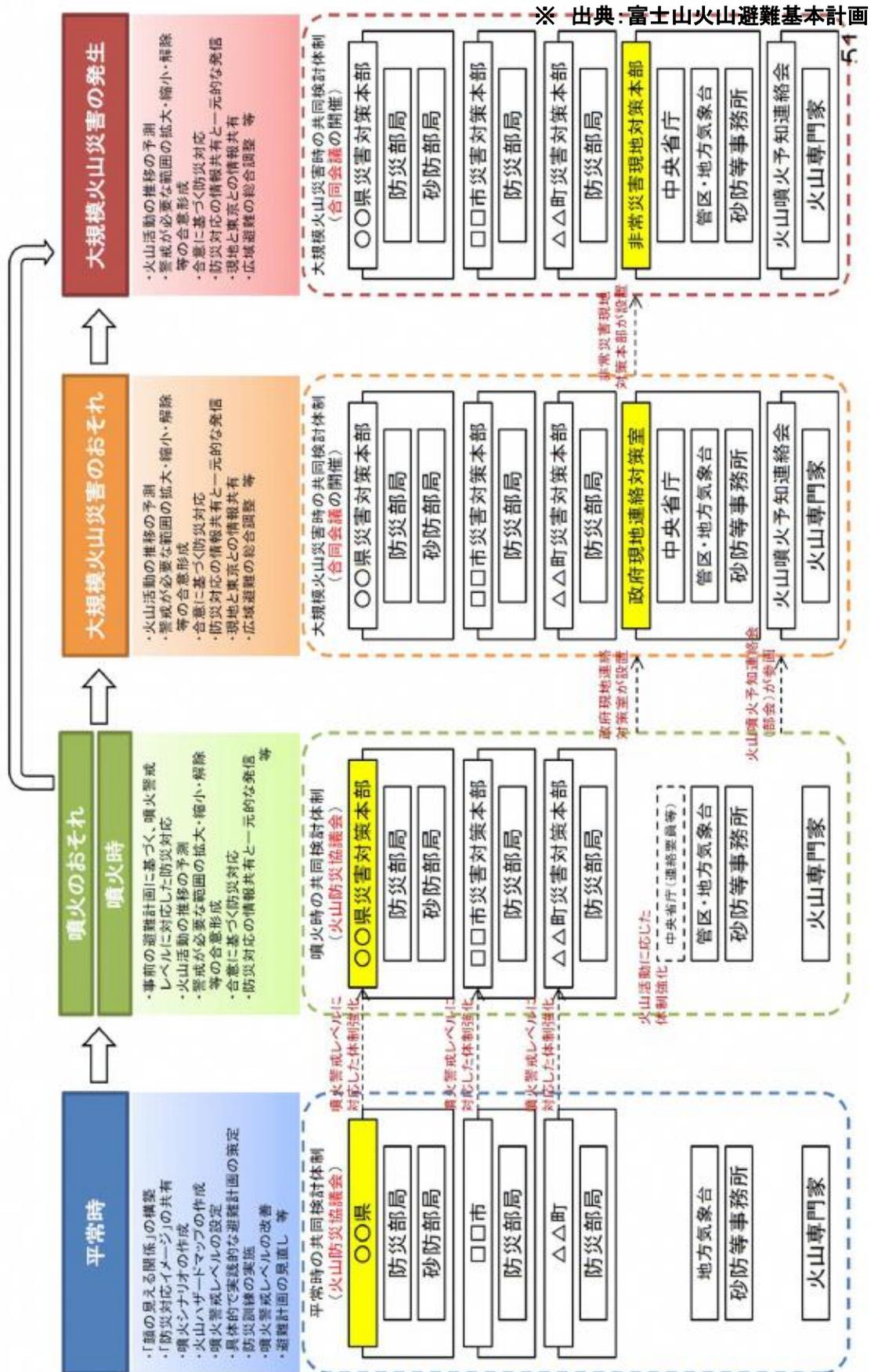


図3-7 火山活動の各段階に対応した防災対応の共同検討体制(概念)

## 第2章 市の体制等

### 1 市の体制

市は、噴火警戒レベル等に応じて災害警戒(対策)本部を設置する。噴火警戒レベル等に応じた体制は、表-34を基準とする。

表-34 裾野市の富士山噴火対応の体制

災害等の状況 (噴火警戒レベル)	市の体制	備考
レベル1 (火山の状況に関する解説情報)	<input type="checkbox"/> 情報収集体制、又は、 事前配備体制	◇ 噴火活動及び噴火情報等収集の 度合いにより、体制を判断
レベル1 (火山の状況に関する解説情報(臨時)) 又は、 レベル3引き上げに 関する事前連絡受け	<input type="checkbox"/> 噴火前避難支援体制 ・ 事前配備体制 (部長の指名する者)※1 ・ 避難所開設体制 ※2 ・ 須山支所要員 ・ 須山地区等周辺居住職員 (※3)の呼集	◇ 現地調整所の開設・運営 ・ 入山規制及び交通規制の準備 ・ 須山避難所(研修センター等)の 開設準備
レベル2	※ 4	
レベル3	<input type="checkbox"/> 第1次配備体制 (災害警戒本部)	◇ 第1次避難対象エリアの避難 ◇ 第2次避難対象エリアの高齢者 等避難 ◇ 現地調整所の運営 ・ 須山避難所の開設・運営 (第2次避難対象エリアの避難支援) ・ 入山規制・交通規制等 ◇ 深良中・東中の避難所開設準備 ※ 必要に応じ、災害対策本部
レベル4	<input type="checkbox"/> 第2次配備体制 (災害対策本部)	◇ 須山地区全域及び下和田区の 要支援者の避難 ◇ 現地調整所の運営 ・ 収容班・救助班による避難支援 ・ 入山規制・交通規制 ◇ 深良中・東中の避難所の開設・ 運営

※1 現地調整所の開設・運営に必要であり、各部長が指名する職員

※2 広域避難地班(須山小班のみ)。

※3 須山地区等周辺居住職員(須山地区、下和田・呼子区)は、各年度当初での配備体制の見直し時に、確認・調整する。

※4 レベル2は、引き上げ時はなく、引き下げ時のみであり、情報収集体制、または、事前配備体制

★ 本部長等が必要と認めた場合は、参集基準に係わらず、必要な職員を参集させる。

## 2 本部等設置場所

(1) 火山噴火の重大性や拡大性を勘案し、必要に応じて災害対策本部を設置する。また、代替となる場所・設備等を予め検討しておく。

市の、富士山火山噴火時の本部等設置場所は、表一35の施設とする。

表一35 本部等設置場所

体制等	施設名	住 所	富士山視認状況	備 考
情報収集体制	裾野市役所 危機管理課(1F)	裾野市佐野1059番地	困 難	
噴火前避難支援体制 第1次配備体制(災害警戒本部) 第2次配備体制(災害対策本部)	須山支所 (現地調整所)	裾野市須山1593-12	可 能	
	裾野市役所 401会議室(4F)	裾野市佐野1059番地	可 能	
災害対策本部(予備)	東中学校	裾野市公文名685-1	可 能	
	住友金属鉱山株式 会戦略研修所	裾野市千福が丘4丁目17番1号	可 能	
災害対策本部(庁舎) の移転要領	<p>◆ 災害対策本部の指揮・統制機能の途絶を防止するため、準備隊が先行し環境基盤を整備後、努めて、一挙移転追求する。(状況により梯次移転)</p> <p>※ 最低限、情報連絡確保の体制が維持できる基盤(発電機、業務用PCサーバー、通信機、印刷機)を整備</p> <p>※ 公用車両燃料の満タン・満管、車両鍵管理はキーラックによる一括保管・移動</p>			★ 広報(同報無線)の関係上、「広報部局」だけは、溶岩流流下ギリギリ迄本庁舎に残置

(2) 「噴火前避難」に関し、自治組織を持たない十里木別荘地域を含む須山地区住民や登山・遊興施設利用の観光客等の避難支援(誘導)に当たり、警察・消防・自衛隊等防災関係機関との連携による現地活動を適時適切に行うため、噴火警戒レベル3発表に先立ち、レベル引き上げに関する静岡地方気象台からの事前連絡、または、火山の状況に関する開設情報(臨時)発表に伴い須山支所に「現地調整所」を開設する。

### ア 現地調整所の開設・運営

(ア) 火山の状況に関する解説情報(臨時)発表等を受け、危機管理課要員を長として所要の人員・資機材を準備し、必要車両に積載して須山支所へ前進、現地到着後、速やかに現地調整所を開設する。所要の人員は、事前配備・避難所開設体制要員を充てる。(職員の呼集状況に応じて編成し、準備できた車両毎逐次移動(出発)する。)

現地調整所の要員・資機材及び役割等は、表一36のとおり。

(イ) 噴火前避難支援体制で示された須山地区等周辺居住職員は、呼集後に直接須山支所へ前進して、現地調整所の掌握下に入り活動を実施する。市の噴火前避難支援の体制・流れは、表一37のとおり。

イ 噴火前避難支援における現地調整所のレイアウト、避難支援要領・流れ等は、第2編第2章第5項 5-1「噴火前の避難計画」を参照

表-36 現地調整所の要員・資機材及び役割等

	人員		資機材	その他(車両)
	役割等	人数		
統制部(危機管理)	◇ 長(危機管理課長) ◇ 本部要員 ※①	2~3名	・ 無線機 ・ 地図・データ ・ その他調整所資材	1両(水防車)
現地対策部 ・ 広域避難地班(須山小班) ・ 福祉班(部長が指名する者)	◇ 須山避難所要員 ※④ ◇ 救助班要員 ※③ ◇ 本部要員 ※①	8~12名	・ 地図 ・ 無線機等	5~7両 ※ 当時の状況による。
復旧対策部 土木班(部長の指名する者)	◇ 入山・交通規制処置等 ◇ 本部要員 ※①	2~3名	・ 看板等規制資材 ・ 地図・拡声器	
物資部 産業観光課等 (部長が指名する者)	◇ 入山規制・登山者・観光客の帰宅(避難)誘導等 ◇ 本部要員 ※①	2~3名	・ 看板陶器製資材 ・ 地図・拡声器	
須山地区等周辺居住職員	◇ 収容班要員 ※② ◇ 救助班要員 ※③	5~10名	・ 共通: 無線機 ・ 収容班(報告定型) ・ 救助班(地図)	支所へ直接自走 ※ 状況により現地で、車両配当
須山支所要員	◇ 須山地区住民対応 ◇ 問い合わせ対応	2~3名	・ 支所保有資器材 ・ 必要により、周辺施設から借用	支所へ自走
<b>【役割等(基準)】</b> ① 本部要員：調整所本部要員(無線等対応、収容班・救助班からの情報収集及び状況把握、報告・連絡等) ② 収容班(4名:須山1~3・6区及び下和田区へ派遣) 行政区集会所等へ前進し、避難状況把握、避難支援(自走不可者及び避難行動要支援者の要救助者人数の把握・報告)、避難バス添乗による自走不可者等の輸送 ※ 避難行動要支援者救助は、区長・自主防会長及び民生委員と3者調整を実施 ③ 救助班(5名基準:本部要員×1、2人1組を2コ組(保健師等が望ましい。)) 収容班からの救助要請等の情報及び住民からの直接救助要請に基づき、公用車等を運用して避難行動要支援者を救助・輸送 ※ 要支援者の救助等に当たっては、消防との密接な連携を図る。(必要により、消防団・火防隊に支援要請) ④ 須山避難所要員(5名) 噴火警戒レベル3発表に伴い、須山避難所(研修センター、状況により、須山支所及び須山小)を開設・運営、並行して第2次避難対象エリア(十里木高原地域)の避難行動要支援者等(自走できない住民を含む。)を避難バスにより避難支援				

表-37 噴火前避難支援体制・流れ

噴火状況(警戒レベル)	レベル1	火山活動解説情報	レベル3	レベル4
県の体制	事前配備(情報収集)	臨時情報(05:00)	学校休校措置等	
避難情報等			避難指示(1次エリア) 高齢者等避難(2次エリア)	避難指示(須山地区全域) 高齢者等避難(下和田区)
配備体制	噴火活動開始	事前配備(情報収集)	噴火前避難支援	
市の体制等 各別行動等	本部		第1次配備(警戒本部) 避難所開設	第2次配備 (災害対策本部)
	収容班		◆市役所・関係部署へ連絡 ◆須山避難所開設指示 ◆1次エリアの避難確認、2次 ◆2次エリアの避難支援指示 ◆巡回広報、入山・交通規制	◆市役所・関係部署へ連絡 ◆巡回広報、交通規制・誘導 ◆避難支援全般統制・指示 ◆避難状況把握・通報、事案対応 ◆警戒区域の設定準備
	救助班		◆状況把握及び須山1~3・6区、下和田区への派遣準備	◆須山地区(1~3・6区)と下和田区派遣(自主防との調整・把握) ◆情報収集・連絡・避難支援(避難バス運用、要支援者把握・連絡)
	須山班		◆状況、特に、要支援者情報の把握、活動準備	◆収容班からの情報把握・整理 ◆要請による避難行動要支援者の避難支援(救助・輸送)
	その他		◆須山避難所の開設(運営) ◆2次エリアへの避難支援(避難バス運用)	◆須山避難所入所者の避難支援(避難バス運用) ◆避難所撤収
関係防災機関等	警察	移動(準備)	◆呼集(人員・状況把握) ◆出発(車両・避難所必要資材)準備	◆巡回広報(富士急別荘地芙蓉森林地区) ※防犯兼ねる。 ◆入山・交通規制(氷ヶ塚付近)
	消防		◆巡回広報(南富士2・3地区) ◆入山規制(資料館周辺) ◆避難支援(患者等搬送)	◆巡回広報(レベル3に同じ。) ◆交通規制(1次エリア、避難支援(誘導:6か所)、進入抑制(2か所))
	自衛隊		◆連絡員の派遣(状況把握)	◆巡回広報(レベル3に同じ。) ◆避難支援(要支援者患者等搬送)
				(◆必要により、警戒区域設定及び区域内残留者の救助・救出)

### 3 市全体が市外(広域)避難する場合の体制

#### 3-1 災害対策本部と現地対策本部

噴火現象、特に、溶岩流の流下状況(黄瀬川その他ライン等)及び大量の降灰等により、全市民が市外避難を余儀なくされる状況が生じた場合には、災害対策本部体制を一時的に、市内と避難先市町の2か所以上複数に分割することがある。

この場合、災害対策本部長が主に位置する組織を主災害対策本部とし、それ以外の組織を現地対策本部等とする。この際、現地対策本部等においては、市長が指名する者が現地対策本部長となり、指揮・統制を行うものとする。

#### 3-2 市外(広域)避難後の災害対策本部

全市民が、市外(広域)避難後の災害対策本部は、市民の避難先市町を考慮して避難先市町の概ね中心付近に選定し、避難先市町との調整により決定し、設定する。

## 4 学校・児童関連施設の避難対策

### (1) 基本的な考え方

市内の幼稚園、保育所、小学校及び中学校等の施設(以下「学校・児童関連施設」という。)について、基本的な避難対策を実施(表-38)のとおりする。

ア 市内の第4次避難対象エリアから内側に位置する学校・児童関連施設のうち、活動火山対策特別措置法施行令第1条第2項第1号及び第7号の施設について、避難促進施設に指定し、避難確保計画を作成する。避難確保計画の策定にあたっては、避難確保計画作成の手引き等を参考とする。

イ 市内の第1次から第6次避難対象エリア内の全ての学校・児童関連施設、また、避難対象エリア外(溶岩流の流下想定外)であっても公立の小・中学校及び幼稚園・保育園は、噴火警戒レベル3に引き上げられた時点で原則として速やかに一旦休校等の措置を行い、休校後は、各施設の立地条件に応じて、保護者への引き渡し又は集団避難後に引き渡す等の具体的な引き渡しを実施する。(引き渡しのイメージは、図3-8のとおり。)

また、引き渡し後は、各学校・児童関連施設において情報収集及び今後の対応について確認を行う。

表-38 裾野市の学校・児童関連施設

避難対象エリア区分	溶岩流到達時間	幼稚園	保育園	小学校		中学校	高校	福祉等	小計
				学校	放課後児童				
3次	2時間	1 須山	0	1 須山	1 (校内1)	1 須山	0	0	4
	2時間 ~ 3時間	0	0	0	0	0	0	0	0
	3時間 ~ 6時間	0	0	1 富二	1 (校内1)	0	0	0	2
4次	6時間 ~ 12時間	1 富岡一	2 富岡、御暗台こども	1 富一	1 (校内3)	2 西、富岡	0	0	7
	12時間 ~ 24時間	2 西、裾野ひかり	1 西	0	0	0	0	2 富岳裾野学園、めだか	5
5次	24時間 ~ 7日間	2 深良、聖母	3 深良、さくら小、柄沢、富岳南	3 西、南、深良	3 民家×3 (校内6)	0	1 裾野	1 あんさんぶる	13
6次	7日間~ 最終	1 いずみ	3 東、さくら、富岳キッズセンターあい	2 東、向田	2 (校内1カ所)	0	0	3 IRODORI ゆうりんかん、裾野ゆめNOVA	11
外	流下しない	1 千福が丘ひかり	0	1 千福が丘	1 (校内1カ所)	3 東、深良、不二聖心	0 ※(不二聖心)(高等)	0	6
計		8	9	9	9 (校内20)	6	1	6	48

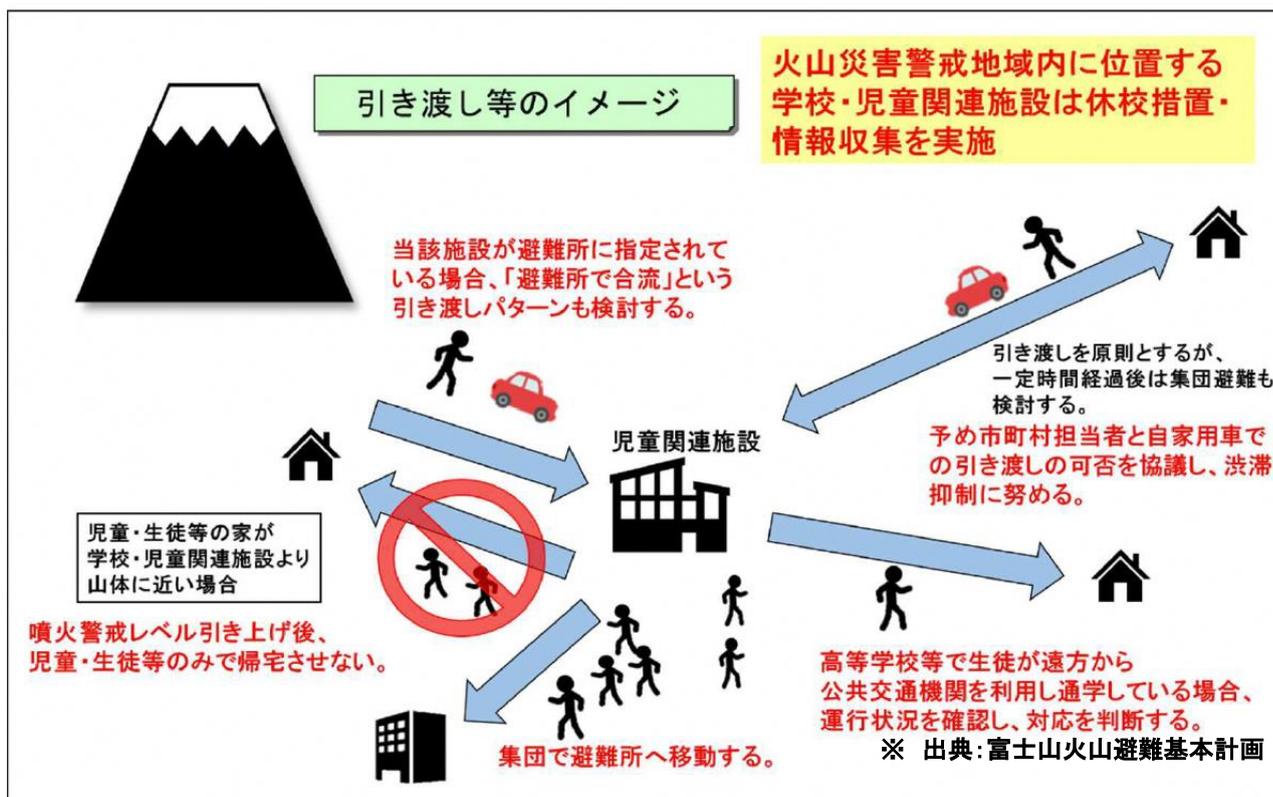


図3-8 引き渡し等のイメージ

## (2) 各機関等の対応

学校・児童関連施設の避難に係る各機関等の対応事項を表-39に示す。なお、噴火警戒レベルが一足飛びに引き上げられた場合、それまでの間に必要となる対応を全て実施する。

表-39 学校・児童施設の避難に係る対応事項

段階	機関	対応事項
噴火警戒レベル1(平時) (活火山であることに留意)	市	<input type="checkbox"/> 富士山火山に関する基礎知識、防災対策の周知、啓発 <input type="checkbox"/> 避難基本計画の周知 <input type="checkbox"/> 学校・児童関連施設の避難(確保)計画の策定支援(裾野市版様式配布) <input type="checkbox"/> 噴火発生後の教育継続について(学校・児童関連施設の被災や児童・生徒の通学が困難となった場合の対応を検討)
	学校関連施設	<input type="checkbox"/> 学校・児童関連施設の避難(確保)計画の策定(裾野市版様式の周知・活用) <input type="checkbox"/> 緊急時の連絡手段の確保 <input type="checkbox"/> 緊急時の安全確保先の確保 <input type="checkbox"/> 避難訓練(引き渡しを含む。)の実施
噴火警戒レベル1 解説情報(臨時)	県	<input type="checkbox"/> 避難実施市町村への火山活動状況の情報提供
	市	<input type="checkbox"/> 各所管部局への噴火警戒レベル等の連絡 <input type="checkbox"/> 各所管部局から各施設への噴火警戒レベル等の連絡
	学校関連施設	<input type="checkbox"/> 一旦休校の手続き確認及び準備 <input type="checkbox"/> 保護者への連絡準備
噴火警戒レベル3	県	<input type="checkbox"/> 避難実施市町村への火山活動状況の情報提供
	市	<input type="checkbox"/> 各所管部局への噴火警戒レベル等の連絡 <input type="checkbox"/> 各所管部局から各施設への噴火警戒レベル等の連絡 <input type="checkbox"/> 噴火警戒レベルの急激な引き上げ、又は、突発的な噴火時における避難バス等輸送手段の確保及び配当等支援
	学校関連施設	<input type="checkbox"/> 一旦休校の実施 <input type="checkbox"/> 保護者への連絡及び引き渡し <input type="checkbox"/> 立地条件によっては、直ちに避難を実施し、避難先で引き渡し ※ 避難バス等の要請、避難バス乗車児童保護者への連絡(情報発信)
噴火警戒レベル4、5、噴火直後、噴火状況判明後	市	<input type="checkbox"/> 各所管部局への噴火警戒レベル及び噴火状況等の連絡 <input type="checkbox"/> 各所管部局から各施設への噴火警戒レベル・噴火状況等の連絡
	学校関連施設	<input type="checkbox"/> 噴火の状況によっては、速やかに児童・生徒等を避難誘導 <input type="checkbox"/> (避難した場合)安否情報、避難先を保護者へ周知 <input type="checkbox"/> 噴火前避難長期化時の処置(オンライン授業等検討)

## 第3章 情報伝達

### 1 関係機関及び住民等への情報伝達

噴火現象の中には、短時間で居住地域に到達するものや広範囲に影響が及ぶものがあることから、関係機関や住民等に対し迅速かつ適切に情報を伝達することは、避難を実施する上で非常に重要となる。

気象庁は、火山活動の監視・観測を常時実施しており、火山活動の状況に応じ、表一40に示す情報(以下「噴火警報等」という。)を発表し、速やかに関係機関に提供するとともに解説の実施に努める。

本計画では、噴火警報等に応じて防災対応を実施することから、国、各県及び市町村は、関係機関及び住民等に対し、迅速かつ適切に情報伝達を行う。

表一36 気象庁が発表する富士山の火山活動の状況に応じた噴火警報等

噴火前	レベル1	・火山の状況に関する解説情報 ・火山活動解説資料
	レベル1	・火山の状況に関する解説情報(臨時)
	レベル3	・火口周辺警報(レベル3、入山規制) ・火山の状況に関する解説情報 ・火山活動解説資料(警戒範囲、火山活動経過) ・降灰予報(定時)
	レベル4	・噴火警報(レベル4、高齢者等避難) ・火山の状況に関する解説情報 ・火山活動解説資料(警戒範囲、火山活動経過) ・降灰予報(定時)
	レベル5	・噴火警報(レベル5、避難) ・火山の状況に関する解説情報 ・火山活動解説資料(警戒範囲、火山活動経過) ・降灰予報(定時)
噴火後	レベル5(切替)	・噴火速報 ・噴火警報(レベル5、避難) ・噴火に関する火山観測報 ・火山の状況に関する解説情報 ・火山活動解説資料(警戒範囲、火山活動経過) ・降灰予報(速報・詳細・定時)
火山活動の小康期	レベル5～1 随時引下げ	・噴火警報・噴火予報 ・火山の状況に関する解説情報 ・火山活動解説資料(警戒範囲、火山活動経過) ・降灰予報(定時) ※レベル2以上の場合に発表

※富士山の噴火警戒レベル2は、噴火前の火山活動が高まる段階では、火口の位置を特定して限定的な警戒範囲を示すことが困難なことから発表されず、噴火後に火山活動の低下や警戒範囲が限定される場合に発表される。

※噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて必ずしもレベル3、4、5と順に上昇して噴火に至るとは限らない。

※噴火速報は、以下の場合に発表される。

- ・噴火警報が発表されていない状態で噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている状態で、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合 ※噴火の規模が確認できない場合は発表する。
- ・このほか社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※火山の状況に関する解説情報は、特にレベルの引き上げの可能性が高い場合には、情報名に(臨時)を付して発表する。

※ 出典:富士山火山避難基本計画





(5) 情報伝達手段の多重化

火山災害では、噴火現象による通信施設の被災、大量降灰による停電、回線集中による電話回線の輻輳やデータ通信の停止が発生するなど、情報伝達ができなくなるおそれがあることから、市は、不測の事態に備えて情報伝達手段の多重化を検討し、整備に努める。

(6) 異常現象の通報体制

住民等から異常現象等の通報を受けた場合は、図 3-12の情報伝達システムにより県(防災担当部局)へ情報伝達する。県は、通報内容を速やかに静岡地方気象台及び協議会の会長県へ情報伝達する。会長県は、必要に応じて協議会構成機関に対し情報伝達する。

なお、気象台は、通報内容を速やかに火山監視・警報センターへ報告するとともに、市町村等の協力を得て通報内容の確認を行う。火山監視・警報センターは、観測データと通報内容から総合的に判断して評価した結果を、気象台を通じて県へ伝達する。

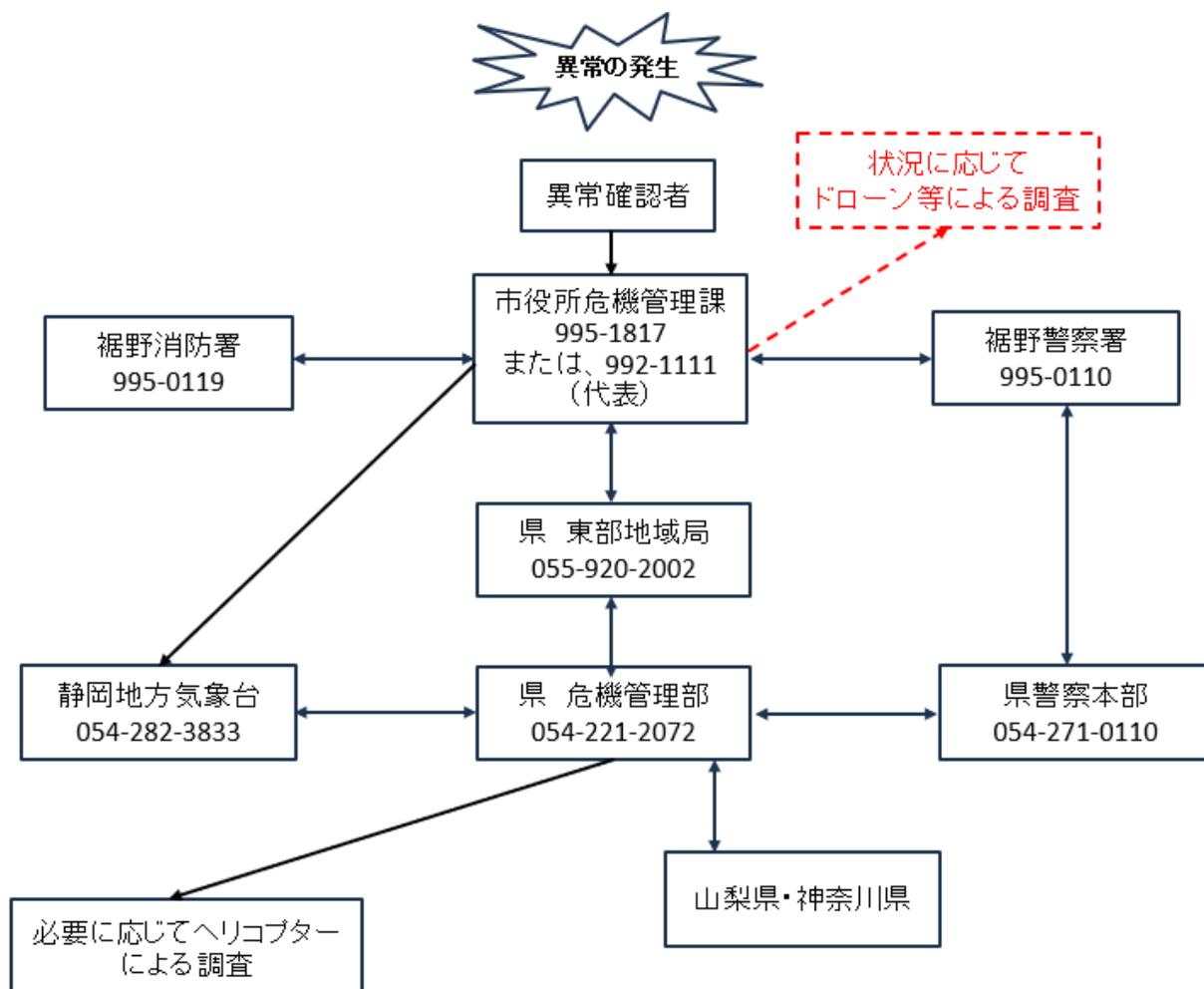


図3-12 異常現象の情報伝達システム図

### 1-2 協議会内の情報伝達体制

協議会内で共有すべき情報(気象庁が発表する噴火警報等、住民等からの通報、市町村の発令する避難指示)は、協議会会長県及び副会長県が集約し、協議会構成機関に速やかに情報伝達し共有を図るとともに、必要に応じて広報・発信する。

噴火警戒レベル1~3の段階においては、協議会構成機関は、協議会内で共有すべき情報を得た場合、副会長県を通じて会長県に報告する。会長県は、報告内容の重要度に応じ国、火山専門家、各県コアグループに情報伝達する。また、必要に応じて協議会(会議)を招集し、報告内容について検討を行う。

噴火警戒レベル4、5の段階において合同会議が開催されたときは、構成機関は、合意形成又は調整した内容を自機関の対策本部等に情報伝達して、その後の対応に当たる(図3-13)。なお、協議会における検討内容及び合同会議において合意形成又は調整した事項は、報道機関を通じて、一般住民等に広く情報発信するが、緊急時の情報発表のあり方については、平時から各県の防災担当部局において協議する必要がある。

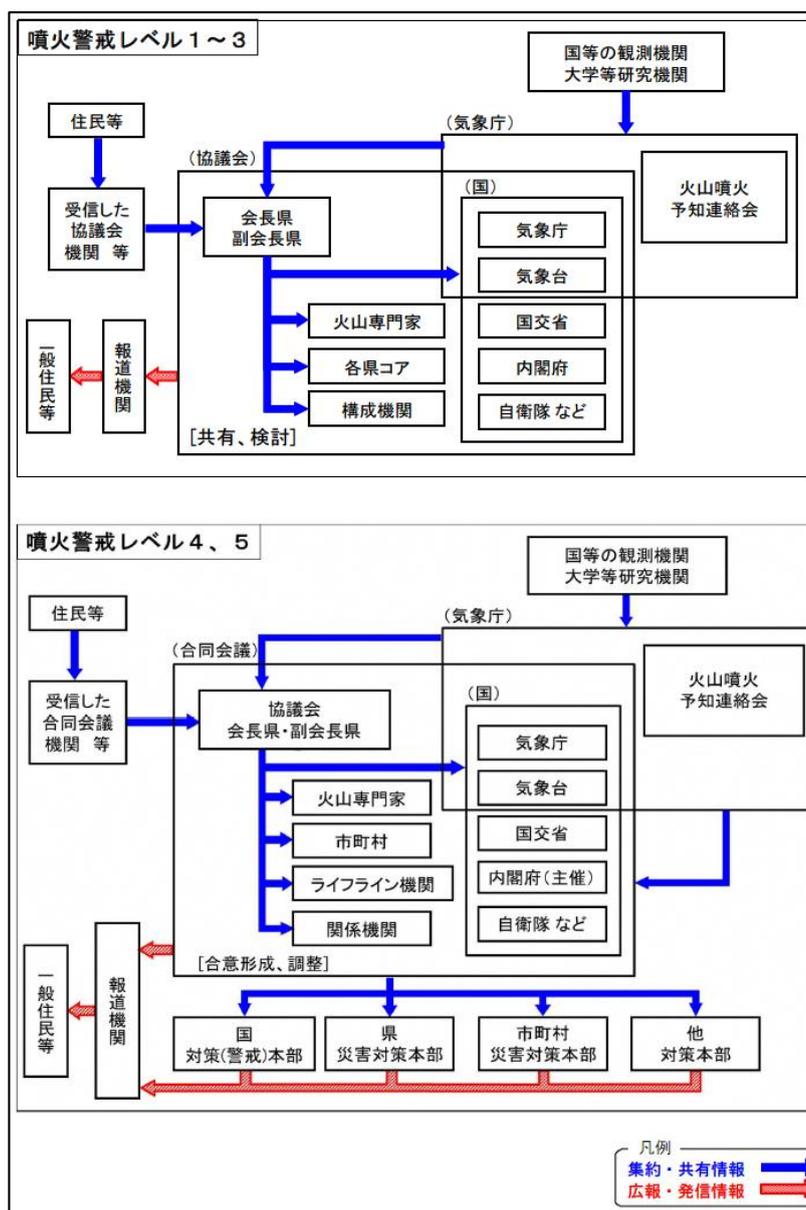


図3-13 協議会等における情報伝達体制

### 1-3 市民等(一般住民、観光客等一時滞在者及び避難行動要支援者)への情報伝達

市民等の避難をはじめとする防災対応を円滑に実施するため、火山活動の状況に応じた速やかな情報伝達や広報は重要である。また、適切な情報伝達は、市民等の不安を和らげ、不要な混乱を避けることに繋がる。

市民等が必要とする情報は、緊急性の高い噴火警報等や避難指示をはじめ、施設の復旧情報、生活支援情報など多岐に及ぶが、これらの情報は、火山活動の状況や時間経過に伴い変化することから、市は、状況に応じた的確に情報伝達や広報を行う。

また、避難行動要支援者は、一般住民より早い段階において避難するため、早めの情報伝達が必要となる。独り暮らしの高齢者世帯などは情報が届きにくいことが想定されることから、市は、防災行政無線や広報車による広報のほか民生委員、自主防災組織等の避難支援等関係者と協力し、名簿を活用した電話、FAX、訪問による方法、携帯端末等の活用など複数の手段により情報伝達を行う。

なお、市民等への情報伝達に係る市の対応事項は、裾野市域内に富士山登山の山小屋がないことから、表-42に示す内容を基準とする。

情報伝達手段は、同報無線、まもメール、エリアメール、広報車等によるほか、回覧板、市HP、LINE公式アカウントや報道機関等の活用を図る。

表-42 情報伝達に係る市の対応事項

噴火警戒レベル	実施内容等
<p>レベル1(平時) (活火山であることに留意)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆同時放送無線(屋外拡声子局、戸別受信機)の整備</li> <li>◆区(自主防災会)、民生委員等との情報伝達体制の構築</li> <li>◆関係機関(観光施設、別荘管理事務所、須山工業団地・6社会等市内企業等)との情報伝達体制の構築(意見交換等)</li> <li>◆避難対象エリア住民への周知、特に、次の事項を重視する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>◇須山地区等住民への噴火前避難要領等</li> <li>◇溶岩流の流下ラインに応じた避難要領等</li> </ul> </li> <li>◆避難行動要支援者の支援体制の構築               <ul style="list-style-type: none"> <li>◇名簿・個別計画の作成、関係者への提供等</li> <li>◇要配慮者利用施設等との情報伝達体制の構築(意見交換等)</li> </ul> </li> <li>◆富士山火山災害に関する知識等の普及・啓発               <ul style="list-style-type: none"> <li>◇自主防災活動への支援・協力</li> <li>◇教育委員会等との連携による小・中学校等の防災授業等への支援・協力</li> </ul> </li> </ul>
<p>レベル1 (解説情報(臨時) ※噴火前避難支援体制)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市内全域への広報(同時放送無線、まもメール、エリアメール、市HP、LINE公式アカウント等)</li> <li>◆噴火前の自主的な分散避難の呼びかけ</li> <li>◆区(自主防災会)、民生委員等への情報提供、特に、噴火前避難が必要な須山地区、中でも第1次及び第2次避難対象エリア内住民</li> <li>◆関係機関(観光施設、須山工業団地・6社会等市内企業等)への情報提供及び情報伝達体制の確認 ※特に、須山工業団地等への情報共有</li> <li>◆別荘地への管理会社を通じた呼びかけ               <ul style="list-style-type: none"> <li>住民票がある居住者には避難準備、または、自主的な分散避難住民票がない別荘居住(所有)者への帰宅促進</li> </ul> </li> <li>◆要配慮者利用施設等への情報提供、特に、須山地区所在施設</li> </ul>

噴火警戒レベル	実施内容等
レベル3	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 第1次避難対象エリア内に情報伝達(避難)</li> <li>◆ 第2次避難対象エリア(十里木高原地域)内に情報伝達(避難行動要支援者避難)</li> <li>◆ 第1次避難対象エリアへの避難指示、第2次避難対象エリア(十里木高原地域)への高齢者等避難の発令、須山地区(須山研修センター等)避難所の開設案内</li> <li>◆ 別荘地への別荘管理事務所を通じた呼びかけ 住民票がある居住者には避難及び避難準備(自主的な分散避難を含む。)、住民票がない居住(所有)者への継続的な帰宅促進</li> <li>◆ 第2次避難対象エリア(須山地区の十里木高原地域以外の地域)及び第3次避難対象エリア(下和田区避難行動要支援者)内に情報伝達(避難準備)</li> <li>◆ 市内全域への広報(同時放送無線、まもメール、エリアメール、市HP、LINE公式アカウント等)</li> <li>◆ 区(自主防災会)、民生委員等への情報の周知</li> <li>◆ 関係機関(観光施設、須山工業団地・6社会等市内企業等)への情報の周知及び情報提供 ※特に、須山工業団地への情報周知</li> <li>◆ 要配慮者利用施設等への情報提供、特に、須山地区所在施設への情報の周知</li> <li>◆ 問い合わせ窓口の設置</li> <li>◆ 報道機関等への情報提供</li> <li>◆ 噴火警戒レベル3及び入山規制を周知する看板の設置(水ヶ塚公園及び富士山資料館周辺登山道入口付近)</li> <li>◆ 入山規制に関する情報の周知(同時放送無線、まもメール、市HP等)</li> <li>◆ 第1次避難対象エリアへの通行規制情報周知のための看板等設置(第1次避難対象エリア境界:エバーグリーン旧料金所及び南富士別荘地内道路交点付近)</li> </ul>
レベル4	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 第1次避難対象エリア内に情報伝達(巡回広報等による確認)</li> <li>◆ 第2次避難対象エリア(須山地区内全域)及び第3次避難対象エリア(下和田区の避難行動要支援者)内に情報伝達(避難、高齢者等避難)</li> <li>◆ 第2次避難対象エリア(須山地区全域)への避難指示、第3次避難対象エリア(下和田区の避難行動要支援者)への高齢者等避難の発令、深良中学校、東中学校の避難所の開設案内</li> <li>◆ 別荘地への別荘管理事務所を通じた呼びかけ 住民票がある居住者の避難、住民票がない居住(所有)者の帰宅(避難)完了の確認</li> <li>◆ 市内全域への広報(同時放送無線、まもメール、エリアメール、市HP、LINE公式アカウント等)</li> <li>◆ 区(自主防災会)、民生委員等への情報の周知、特に、富岡地区</li> <li>◆ 関係機関(観光施設、須山工業団地・6社会等市内企業等)への情報の周知及び情報提供 ※特に、須山工業団地への情報伝達(避難)</li> <li>◆ 要配慮者利用施設等への情報提供 ※須山地区所在施設への情報伝達</li> <li>◆ 問い合わせ窓口の設置</li> <li>◆ 報道機関等への情報提供</li> <li>◆ 状況により、噴火警戒レベル4を周知する看板の設置(水ヶ塚公園及び富士山資料館周辺登山道入口付近)</li> <li>◆ 第1次避難対象エリアへの通行規制の看板等設置(第1次避難対象エリア境界:エバーグリーン旧料金所及び南富士別荘地内道路交点付近)</li> <li>◆ 須山地区流入抑制のための交通誘導(警察配置・看板等設置) (国道469号大野路交差点及び県道21号須山工業団地入口交差点付近)</li> <li>◆ 噴火前避難に必要な通行規制情報(県道21号(須山街道)・市道4053号(パノラマロード)及び国道246号沿い)</li> <li>◆ 警戒区域を設定した場合の市内全域への周知(立入制限・退去命令)</li> </ul>

噴火警戒レベル	実施内容等
レベル5	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆第1次避難対象エリア及び第2次避難対象エリア内に情報伝達 ※別荘地は、管理事務所も避難なので、巡回広報等による確認</li> <li>◆第3次避難対象エリア内に情報伝達(避難行動要支援者の避難、一般住民の避難準備)</li> <li>◆市内全域への広報(同時放送無線、まもメール、エリアメール、市HP、LINE公式アカウント等)</li> <li>◆区(自主防災会)、民生委員等への情報の周知、特に、富岡地区</li> <li>◆関係機関(観光施設、6社会等市内企業等)への情報の周知及び情報提供 ※須山工業団地等も避難なので、巡回広報等による確認</li> <li>◆要配慮者利用施設等への情報提供 ※須山地区所在施設も避難なので、巡回広報等による確認</li> <li>◆問い合わせ窓口の設置</li> <li>◆報道機関等への情報提供</li> <li>◆第2次避難対象エリア(十里木高原地域)への通行規制の看板等(十里木南交差点付近)</li> <li>◆須山地区流入規制のための通行規制(警察配置・看板等設置) (国道469号大野路交差点及び県道21号須山工業団地入口交差点付近)</li> <li>◆噴火前避難に必要な通行規制情報(県道21号(須山街道)・市道4053号(パノラマロード)及び国道246号沿い)</li> <li>◆警戒区域を設定した場合の市内全域への周知(立入制限・退去命令)</li> </ul>
噴火開始直後 (火口位置が不明な場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>★噴火警報(居住地域)への緊急速報エリアメール受信</li> <li>◆第1次～第2次避難対象エリア内に情報伝達(避難)</li> <li>◆第4次避難対象エリア内(富岡地区11コ区 ※1)に情報伝達(避難行動要支援者の避難) ※1 呼子、今里、田場沢、金沢、中里、下条、御宿坂上、中村、御宿入谷、森脇団地、千福</li> <li>◆第4次避難対象エリア(下和田を除く富岡地区11コ区(※1))への高齢者等避難の発令、富岡支所及び富岡第一小学校避難所の開設案内</li> <li>◆第3次避難対象エリア(下和田:一般住民)及び第4次避難対象エリア内(富岡地区・深良地区・西地区で佐野川及び黄瀬川から左右300m以内の居住地域対象)に情報伝達(避難準備)</li> <li>◆市内全域への広報(同時放送無線、まもメール、エリアメール、市HP、LINE公式アカウント等)</li> <li>◆市内全域への小さな噴石・降灰に対する屋内退避に関する情報発信</li> <li>◆区(自主防災会)、民生委員等への情報の周知、特に、深良地区・富岡地区・西地区</li> <li>◆関係機関(観光施設、6社会等市内企業等)への情報の周知及び情報提供</li> <li>◆要配慮者利用施設等への情報の周知、特に、富岡地区・深良地区・西地区の佐野川及び黄瀬川沿いの施設</li> <li>◆問い合わせ窓口の設置</li> <li>◆報道機関等への情報提供</li> <li>◆警戒区域を設定した場合の市内全域への周知(立入制限・退去命令)</li> <li>◆第3次～第4次避難対象エリア内の市道の通行規制情報 (道路情報版による道路利用者への情報提供)</li> </ul>

噴火警戒レベル	実施内容等
噴火開始直後 (須山ライン の場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆第1次～第2次避難対象エリア内に情報伝達(避難)</li> <li>◆第3次避難対象エリア及び第4次避難対象エリア内(富岡地区の12コ区(※1)で佐野川及び黄瀬川から左右300m以内の居住地域対象)に情報伝達(避難行動要支援者の避難(下和田区は、噴火前避難済み)、一般住民避難準備)</li> <li>※1 下和田、呼子、今里、田場沢、金沢、中里、下条、御宿坂上、中村、御宿入谷、森脇団地、千福</li> <li>◆第4次避難対象エリア(富岡地区11コ区(※1下和田を除く。))への高齢者等避難の発令、富岡支所及び富岡第一小避難所の開設案内</li> <li>◆第4次避難対象エリア内(富岡地区(千福南)及び西地区(大畑・佐野二・石脇・桃園・上町・元町・ニツ屋二・富沢・ニツ屋一・堰原・南町・水窪)の13コ区で黄瀬川から左右300m以内の居住地域対象)に情報伝達(避難行動要支援者の避難準備)</li> <li>◆市内全域への広報(同時放送無線、まもメール、エリアメール、市HP、LINE公式アカウント等)</li> <li>◆区(自主防災会)、民生委員等への情報の周知、特に、富岡地区・西地区</li> <li>◆関係機関(観光施設、6社会等市内企業等)への情報の周知及び情報提供</li> <li>◆要配慮者利用施設等への情報の周知、特に、富岡地区・西地区の佐野川及び黄瀬川沿いの施設</li> <li>◆問い合わせ窓口の設置</li> <li>◆報道機関等への情報提供</li> <li>◆警戒区域を設定した場合の市内全域への周知(立入制限・退去命令)</li> <li>◆第3次～第4次避難対象エリア内の市道の通行規制情報(道路情報版による道路利用者への情報提供)</li> </ul>
噴火開始直後 (黄瀬川緊急(M 43)ラインの場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆第1次～第2次避難対象エリア内に情報伝達(避難)</li> <li>◆第3次避難対象エリア及び第4次避難対象エリア内(富岡地区の12コ区(※1)で佐野川及び黄瀬川から左右300m以内の居住地域対象)に情報伝達(避難行動要支援者の避難(下和田区は、噴火前避難済み)、一般住民避難準備)</li> <li>※1 下和田、呼子、今里、田場沢、金沢、中里、下条、御宿坂上、中村、御宿入谷、森脇団地、千福</li> <li>◆第4次避難対象エリア(富岡地区11コ区(※1下和田を除く。))への高齢者等避難の発令、富岡支所及び富岡第一小避難所の開設案内</li> <li>◆第4次避難対象エリア内(深良・富岡・西地区の11コ区(※2)で黄瀬川から左右300m以内の居住地域対象)に情報伝達(避難行動要支援者の避難準備、その内6コ区(岩波・御宿新田・深良新田・上谷・上ヶ田・遠道原御宿)は、一般住民も避難準備)</li> <li>※2 深良地区:岩波、深良新田、遠道原、町震2、舞台団地 富岡地区:御宿新田、御宿上谷、上ヶ田、御宿平山、千福 西地区:石脇</li> <li>◆市内全域への広報(同時放送無線、まもメール、エリアメール、市HP、LINE公式アカウント等)</li> <li>◆区(自主防災会)、民生委員等への情報の周知、特に、深良地区・富岡地区・西地区</li> <li>◆関係機関(観光施設、6社会等市内企業等)への情報の周知及び情報提供</li> <li>◆要配慮者利用施設等への情報の周知、特に、深良地区・富岡地区・西地区の黄瀬川沿いの施設</li> <li>◆問い合わせ窓口の設置</li> <li>◆報道機関等への情報提供</li> <li>◆警戒区域を設定した場合の市内全域への周知(立入制限・退去命令)</li> <li>◆第3次～第4次避難対象エリア内の市道の通行規制情報(道路情報版による道路利用者への情報提供)</li> </ul>

噴火警戒レベル	実施内容等
噴火状況判明後  (特に、火口 位置判明後)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆火山活動、特に、降灰及び溶岩流の流下状況に応じ、第3～第6次避難対象エリア内に情報伝達(避難・避難準備)</li> <li>◆避難指示等を発令した地域の安否確認</li> <li>◆状況に応じ、避難指示等の発令(又は、解除)</li> <li>◆避難情報、避難所・救護所等に関する市内避難及び市外(広域)避難に関する情報伝達</li> <li>◆同時放送無線、まもメール、エリアメール、市HP、LINE公式アカウント、回覧板等による生活関連情報の広報</li> <li>◆同時放送無線、広報車や自治組織等を通じた呼びかけ</li> <li>◆市内全域への広報、特に、避難が必要な範囲等の周知)</li> <li>◆問い合わせ窓口の設置</li> <li>◆報道機関等への情報提供</li> <li>◆警戒区域を設定した場合の市内全域への周知(立入制限・退去命令)</li> <li>◆市内全都市道の通行規制情報等(道路情報版による道路利用者への情報提供)</li> </ul>

### 1-4 情報伝達例文及び広報手段

#### (1) 避難情報等の情報伝達例文

##### ア 区分別の例文

市は、避難勧告等を発令する場合は、表-43 に示す例文を参考にして防災行政無線等による情報伝達を行う。

表-43 避難情報等の情報伝達例文

区 分	情報伝達例文
入山規制	(上りチャイム) こちらは広報すそのです。市役所から富士山の入山規制についてお知らせします。現在、富士山には噴火警戒レベル3が発表されています。今日(午前・午後)〇時〇分に、入山規制を実施します。(実施しました。)対象地区は、〇〇地区と△△地区、××地区です。登山者、対象の地区にいる方と住んでいる方は、直ちに退去してください。 繰り返し 市役所から富士山の入山規制についてお知らせしました。 (下りチャイム)
避難準備	(上りチャイム) こちらは広報すそのです。市役所から富士山の噴火に関する <b>避難準備</b> についてお知らせします。現在、富士山には噴火警戒レベル〇が発表(または、富士山が <b>噴火し、溶岩流が裾野市街へ流下することが予想</b> )されています。 今日(午前・午後)〇時〇分に、避難準備を発表します。(発表しました。)対象は、第〇次避難対象エリアの〇〇区と△△区、××区です。対象の地域に住んでいる方は、噴火(または、 <b>溶岩流の流下</b> )に備えて避難の準備を始めてください。 繰り返し 市役所から富士山の噴火に関する <b>避難準備</b> についてお知らせしました。 (下りチャイム)
高齢者等避難	(上りチャイム) こちらは広報すそのです。市役所から富士山の噴火に関する <b>高齢者等避難の発令</b> についてお知らせします。現在、富士山には噴火警戒レベル〇が発表(または、富士山が <b>噴火し、溶岩流が裾野市街へ流下することが予想</b> )されています。 今日(午前・午後)〇時〇分に、 <b>高齢者等避難を発令</b> します。(発令しました。)対象は、第〇次避難対象エリアの〇〇区と△△区、××区です。対象の地域に住んでいる <b>避難に支援が必要な方や時間のかかる方</b> は〇〇(所定の避難所)へ避難してください。 繰り返し 市役所から富士山の噴火に関する <b>高齢者等避難の発令</b> についてお知らせしました。 (下りチャイム)

区 分		情報伝達例文
避難指示	噴火前 避難	(サイレン) こちらは広報すそのです。市役所から富士山の噴火に関する避難 <b>指示</b> の発令についてお知らせします。富士山に噴火警戒レベル〇が発表されました。今日(午前・午後)〇時〇分に、避難指示を発令しました。対象は、第〇次避難対象エリアの〇〇区と△△区、××区です。対象の地域に住んでいる方は、所定の避難所へ避難してください。 繰り返し 市役所から富士山の噴火に関する避難 <b>指示</b> の発令についてお知らせしました。
	噴火後 避難	(サイレン) こちらは広報すそのです。市役所から富士山の噴火に関する避難 <b>指示</b> の発令についてお知らせします。 <b>富士山が噴火(時間等細部がわかれば伝達)し、溶岩流が裾野市街へ流下することが予想</b> されています。今日(午前・午後)〇時〇分に、避難指示を発令しました。対象は、第〇次避難対象エリアの〇〇区と△△区、××区です。 <b>(溶岩流の流下ラインにより、対象地域が河川沿いに絞れる場合は、〇〇川～□□川の左右300m以内地域)</b> 対象の地域に住んでいる方は、所定の避難所へ避難 <b>(一時退避の場合は、近傍の自治会区地域(集会所等)へ避難(一時退避)</b> してください。 繰り返し 市役所から富士山の噴火に関する避難指示の発令についてお知らせしました。
	緊急 安全確保	(サイレン) こちらは広報すそのです。市役所から富士山の噴火に関する <b>緊急安全確保</b> の発令についてお知らせします。 <b>富士山で噴火が発生</b> しました。 <b>直ちに安全な場所へ避難してください。</b> 繰り返し 市役所から富士山の噴火に関する <b>緊急安全確保</b> の発令についてお知らせしました。

区 分		情報伝達例文
	警戒区域 の設定	(サイレン) こちらは広報すそのです。市役所から警戒区域の設定についてお知らせします。現在、富士山には噴火警戒レベル〇が発表されています。今日(午前・午後)〇時〇分に、警戒区域を設定しました。設定地区は、〇〇地区と△△地区、××地区です。対象の地区に住んでいる方は、直ちに退去してください。 繰り返し 市役所から警戒区域の設定についてお知らせしました。

イ 流下ラインに应ずる伝達例文

噴火前～噴火後の一連の流れに沿った伝達の例文は、表-44のとおり。(黄瀬川緊急(M43))ラインの一例)

表-44 避難情報等の情報伝達(黄瀬川緊急(M43))ライン例文

区分	時期	伝達(放送)内容
噴火前避難	噴火警戒レベル1 解説情報(臨時) 発表時	◆ 「本日 午前・午後●時●分」 「火山の状況に関する解説情報(臨時)」が発表されました。
	噴火警戒レベル3 発表時	◆ 「本日 午前・午後●時」 「富士山噴火警戒レベル3」が発表されました。
		◆ 市役所から富士山の噴火に関する避難指示等の発令についてお知らせします。 富士山に噴火警戒レベル3が発表されました。「本日 午前・午後●時●分」に、第1次避難対象エリアに避難指示、第2次避難対象エリアに「高齢者等避難」を発令しました。対象の地域に住んでいる皆さんは、須山研修センターに開設した避難所へ避難してください。
		◆ 市役所から富士山の入山規制についてお知らせします。現在、富士山には噴火警戒レベル3が発表されています。「本日 午前・午後●時●分」に「入山規制」を実施します。登山者及び第1次避難対象エリア付近にいる皆さんは、直ちに退去してください。
	噴火警戒レベル4 発表時	◆ 「本日 午前・午後●時」 「富士山噴火警戒レベル4」が発表されました。
◆ 市役所から富士山の噴火に関する避難指示等の発令についてお知らせします。 富士山に噴火警戒レベル4が発表されました。「本日 午前・午後●時●分」に、須山地区全域に「避難指示」、下和田区に「高齢者等避難」を発令しました。対象の地域に住んでいる皆さんは、深良中学校及び東中学校に開設した避難所へ避難してください。		
噴火警戒レベル5 発表時	◆ 想定日時「本日 午前・午後●時」 「富士山噴火警戒レベル5」が発表されました。	
噴火後避難	噴火後直後	◆ 噴火速報、「本日 午前・午後●時●分」に、富士山が噴火しました。 現在、濃霧等悪天候のため、火口位置・溶岩流の流下方向は不明です。 市民の皆さんは、溶岩流の流れに備え避難準備をお願いします。
		◆ 市役所から富士山の噴火に関する避難指示等の発令についてお知らせします。 「富士山が本日 午前・午後●時に噴火しました。市は、本日 午前・午後●時●分に、「高齢者等避難」を発令しました。対象は、呼子区、今里区、田場沢区、金沢区、中里区、下条区、御宿坂上区、中村区、御宿入谷区、森脇団地区、千福区です。対象の地域に住んでいる高齢者等の皆さんは、富岡支所及び富岡第1小学校に開設した避難所へ避難してください。
		◆ また、下和田区を含む富岡地区で、佐野川・黄瀬川沿い左右300m以内に住んでいる皆さんは、避難準備をお願いします。
		◆ 市役所から富士山の噴火に関する溶岩流の流下ラインについてお知らせします。 「黄瀬川緊急(M43)ラインで御殿場方向から黄瀬川沿いに流れてきます。黄瀬川沿いの市街地に住んでいる人は、早めの避難準備をお願いします。
	◆ 市役所から富士山の噴火に関する避難指示等の発令についてお知らせします。 「本日 午前・午後●時●分」に「避難準備」を発表します。対象は、岩波区、御宿新田区、深良新田区、御宿上谷区、上ヶ田区、遠道原区、石脇区、御宿平山区、町震2区、千福区、舞台団地区です。この地域に住んでいる高齢者等の皆さんは避難準備をお願いします。	
噴火直後 ～ 噴火1h後	◆ 市役所から富士山の噴火に関する避難指示等の発令についてお知らせします。 「本日 午前・午後●時●分」に、「高齢者等避難」を発令しました。対象は、岩波区、御宿新田区、深良新田区、御宿上谷区、上ヶ田区、遠道原区、石脇区、御宿平山区、町震2区、千福区、舞台団地区の11コ区です。対象の地域に住んでいる高齢者等の皆さんは、富岡支所、富岡第1小学校、深良中学校に開設した避難所へ避難してください。	
◆ また、黄瀬川沿い市民文化センターより御殿場市側地域の岩波区、御宿新田区、深良新田区、御宿上谷区、上ヶ田区、遠道原区で黄瀬川沿い左右300m以内に住んでいる皆さんは避難準備をお願いします。		

区分	時期	伝達(放送)内容
噴火後避難	噴火3h後	<p>◆ 市役所から富士山の噴火に関する避難指示等の発令についてお知らせします。 「本日 午前・午後●時●分」避難指示」を発令しました。対象地域は、黄瀬川沿い市民文化センターから御殿場市側地域の岩波区、御宿新田区、深良新田区、御宿上谷区、上ヶ田区、遠道原区で、黄瀬川沿い左右300m以内に住んでいる皆さんは、できるだけ黄瀬川から横方向にある近くの行政区地域に、一時退避してください。</p> <p>◆ また、黄瀬川沿い石脇区、御宿平山区、町震2区、千福区、舞台団地区に住んでいる皆さんは、避難準備をお願いします。</p>
	噴火5h後	<p>◆ 市役所から富士山の噴火に関する避難指示等の発令についてお知らせします。 「本日 午前・午後●時●分」避難指示」を発令しました。対象地域は、黄瀬川沿い石脇区、御宿平山区、町震2区、千福区、舞台団地区です。対象の地域に住んでいる皆さんは、富岡第1小学校、富岡中学校、深良中学校に開設した避難所へ避難してください。</p> <p>◆ また、千福南区、佐野2区、大畑区、久根区、町震1区、佐野上宿区、桃園区、上町区、元町区、佐野本宿区、二ツ屋2区、富沢区、二ツ屋1区、佐野若狭区に住んでいる高齢者等の皆さんは、避難準備をお願いします。</p>
	噴火6h後	<p>◆ 市役所から富士山の噴火に関する避難指示等の発令についてお知らせします。 「本日 午前・午後●時●分」高齢者等避難」を発令しました。対象地域は、千福南区、佐野2区、大畑区、久根区、町震1区、佐野上宿区、桃園区、上町区、元町区、佐野本宿区、二ツ屋2区、富沢区、二ツ屋1区、佐野若狭区です。この地域に住んでいる高齢者等の皆さんは、東小学校、いずみ幼稚園、東保育園に開設した避難所へ避難してください。</p> <p>◆ また、千福南区、佐野2区、大畑区に住んでいる皆さんは、避難準備をお願いします。</p>
	噴火8h後	<p>◆ 市役所から富士山の噴火に関する避難指示等の発令についてお知らせします。 「本日 午前・午後●時●分」に、「避難指示」を発令しました。対象地域は、千福南区、佐野2区、大畑区です。この地域に住んでいる皆さんは、富岡第1小学校、東小学校、向田小学校に開設した避難所へ避難してください。</p> <p>◆ また、久根区、町震1区に住んでいる皆さんは、避難準備をお願いします。</p>
噴火後避難	噴火10h後	<p>◆ 市役所から富士山の噴火に関する避難指示等の発令についてお知らせします。 「本日 午前・午後●時●分」避難指示」を発令しました。対象地域は、久根区、町震1区です。この地域に住んでいる皆さんは、深良支所、東小学校に開設した避難所へ避難してください。</p> <p>◆ また、佐野上宿区、桃園区、上町区、元町区に住んでいる皆さんは、市外(広域)避難の準備をお願いします。</p>
	噴火12h後	<p>◆ 市役所から富士山の噴火に関する避難指示等の発令についてお知らせします。 「本日 午前・午後●時●分」避難指示」を発令しました。対象地域は、佐野上宿区、桃園区、上町区、元町区です。この地域に住んでいる皆さんは、伊豆方面への市外避難をお願いします。なお、市外への避難用バスは東小学校から出発します。</p> <p>◆ また、佐野本宿区、二ツ屋2区、富沢区、二ツ屋1区、佐野若狭区に住んでいる皆さんは、市外への避難の準備をお願いします。</p>
	噴火15h後	<p>◆ 市役所から富士山の噴火に関する避難指示等の発令についてお知らせします。 「本日 午前・午後●時●分」避難指示」を発令しました。対象地域は、佐野本宿区、二ツ屋2区、富沢区、二ツ屋1区、佐野若狭区です。この地域に住んでいる皆さんは、伊豆方面への市外避難をお願いします。なお、市外への避難用バスは東小学校から出発します。</p> <p>◆ また、堰原区、南町区、水窪区、本村上中区、公文名1区、緑町区、新道区、中丸上区、伊豆島田区、東町区、中丸中区、天理町区、本通り区、日の出元町区、富士見台区に住んでいる高齢者の皆さんは、市内避難の準備をお願いします。</p>
	噴火18h後	<p>◆ 市役所から富士山の噴火に関する避難指示等の発令についてお知らせします。 「本日 午前・午後●時●分」高齢者等避難」を発令しました。対象地域は、堰原区、南町区、水窪区、本村上中区、公文名1区、緑町区、新道区、中丸上区、伊豆島田区、東町区、中丸中区、天理町区、本通り区、日の出元町区、富士見台区です。この地域に住んでいる高齢者の皆さんは、東小学校、いずみ幼稚園、東保育園 に開設した避難所へ避難してください。</p> <p>◆ また、市民の皆さんは、市外避難の準備をお願いします</p>
	噴火22h後以降	<p>◆ 市役所から富士山の噴火に関する避難指示等の発令についてお知らせします。 「本日 午前・午後●時●分」避難指示」を発令しました。対象地域は、堰原区、南町区、水窪区、本村上中区、公文名1区、緑町区、新道区、中丸上区、伊豆島田区、東町区、中丸中区、天理町区、本通り区、日の出元町区、富士見台区です。この地域に住んでいる皆さんは、伊豆方面への市外避難をお願いします。なお、市外への避難用バスは東小学校から出発します。</p>

## (2) 各段階における情報伝達・広報項目

市が、各段階において一般住民等に対し情報伝達・広報を行う項目例を表－45に示す。

表－45 各段階における情報伝達・広報項目例

実施時期	分類	項目例
噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)	噴火への備え	避難先・避難方法・避難実施時期の再確認／避難時持ち出し品の準備・再確認／落ち着いた行動をとること／風評・うわさ話に惑わされないこと／正しい情報の入手を心掛けること／火山の成り立ち、噴火の履歴、地質・地形学、火山が地域社会に与える恩恵などの富士山に関する基礎知識 等
噴火警戒レベル1 (解説情報(臨時))	火山活動の現状	地震発生状況／低周波地震発生状況／地殻変動状況／各種観測データから総合的に判断される火山活動状況／火山活動の推移予測 等
噴火警戒レベル3	入山規制	火山活動の高まりによる入山規制の実施情報／入山規制の実施範囲／入山規制解除の見通し／避難準備・高齢者等避難開始(避難指示) 等
噴火警戒レベル4、5 噴火直後	避難指示、緊急安全確保	避難指示／対象範囲、対象者／避難先／避難方法／避難指示の解除の見通し 等
噴火状況判明後	被害状況	噴火に伴う現象による被害の発生状況／道路不通箇所等
	防災対応状況	噴火現象の推移／対策本部設置状況／避難実施・完了状況／被災地における各種応急活動／各種復旧作業の実施状況と復旧の見通し／公共輸送機関の運行状況と運転再開の見通し／住民や事業者に対する支援事業 等
	安否情報	避難者収容状況／災害用伝言ダイヤル、災害情報掲示板等の活用方法 等
噴火警戒レベルの引き下げ時	火口周辺規制	地震発生状況／低周波地震発生状況／地殻変動状況／各種観測データから総合的に判断される火山活動状況／噴火予測／火口の位置／噴火形態・規模／噴火に伴う現象の影響範囲及び拡大(縮小)見通し／火口周辺規制の実施範囲／火口周辺規制解除の見通し 等

## (3) 情報伝達・広報手段

市は、表－46に示す手段を活用して、迅速かつ的確に情報伝達・広報を行う。また、停電等による通信途絶を考慮し、複数の情報伝達・広報手段を活用する。

火山活動が活発化し噴火警戒レベルが引き上げられると一般住民等からの問い合わせが増加することから、ホームページ等での広報により問い合わせ業務の軽減化を図る。

また、全国から安否確認の問い合わせが集中するおそれがあるため、平時から災害時伝言ダイヤル等の利用を周知する。

表-46 市民等への情報伝達・広報手段

媒体等		特 長
同時放送無線 (防災行政無線)		無線子局スピーカーから避難指示を音声で広域に情報発信することが可能
広報車		きめ細かな情報発信が可能
緊急速報メール (エリアメール等)		避難等が必要なエリアにいる人に携帯電話メールによる周知が可能
まもメール		登録者に対しメールによる情報発信が可能
電話、FAX 戸別訪問(直接連絡)		市町村、町内会等による高齢独居世帯への直接の情報発信が可能
市ホームページ		国内外へ広く広報することが可能
SNS (Facebook、ツイッター、 LINE市公式アカウント)		特定の人(登録者)への広報が可能
Lアラート (公共情報コモンズ)		地上デジタル放送のデータ放送を使い文字情報による広報が可能
報 道 機 関 を 通 じ て	新 聞	即時性はないが正確かつ詳細な情報の広報が可能
	テレビ	映像による全県下(又は全国)への広報が可能
	ラジオ	音声による全県下(又は全国)への広報が可能
	コミュニティFM ・ボイスキュー	特定の地域に密着した音声による広報が可能
	Webニュース サイト	即時性が高く、国内外へ発信が可能

## 2 報道対応

市は、避難指示、火山活動の状況及び被害状況などを広く伝えるため、報道機関を活用して情報伝達・広報を行う。報道機関からの取材や問い合わせ、情報提供に当たっては、情報を一元化した上で情報発信課を窓口として発信時期や発信者を明確にすることに留意する。(表-47のとおり。)

また、誤った情報や複数の整合性のとれない情報により、住民避難に混乱が生じるおそれがあるほか、混乱によって地域産業への経済的被害を及ぼす可能性があるため、情報伝達・広報を行う際には十分留意する。

表-47 報道対応に係る対応事項

段階区分	対応事項
噴火警戒 レベル1 (活火山であることに留意)	・緊急時の情報共有のあり方について検討
噴火警戒 レベル1 (解説情報 (臨時))	・報道機関への情報提供(火山活動の状況、避難の情報、防災対応等) ・報道対応窓口の設置の検討
噴火警戒 レベル3	・報道機関への情報提供(火山活動の状況、避難の情報、防災対応等) ・報道対応窓口の設置
噴火警戒 レベル4、5	・報道機関への情報提供(火山活動の状況、避難の情報、防災対応等) ・報道対応窓口の設置 ・プレスセンターの設置について検討
噴火直後、 噴火状況判明後	・報道機関への情報提供(火山活動の状況、被害状況、避難の情報、防災対応等) ・報道対応窓口の設置

## 3 市の対応行動に必要な情報収集(確認等)

- (1) 噴火現象、特に、噴火直後の火口位置や溶岩流の流下状況(方向・位置)等に関する情報は、市が市民に対する適時適切な避難情報発令に必要な不可欠なものであり、多くの市民を動かすに当たり、努めて市災害対策本部が直接その情報を収集(状況を確認)し、信頼性を高める努力が必要である。現行においては、協議会の避難基本計画や県地域防災計画においても「情報収集等」に関する項目はないが、市として協議会・県及び気象庁との連携により得られる噴火現象に関する情報の収集に合わせて、市独自で行い得る可能な範囲での情報収集(確認等)を行う体制を逐次整備する。
- (2) 溶岩流の流下については、一般的に流下速度が遅い特性を踏まえ、流下経路(河川等低地)沿いから安全を考慮し監視・観測が可能な適宜離隔した地点(高所)を選定し、職員等による目視観測体制を整える。また、状況により、ドローン等を活用する。また、裾野市街地への大きな影響を及ぼす黄瀬川沿いの流下については、御殿場市地域内からの流下であることから、御殿場市内の久保川～黄瀬川への流下状況等に関する適時の情報収集(情報伝達)について御殿場市との連携により体制を構築する。
- (3) 市民等から寄せられる適時の現場情報の吸い上げ要領・体制の整備についても今後検討する。この際、偽(フェイク)情報への対応を考慮する。

## 第4章 避難対策

### 1 避難者に係る基本事項

#### (1) 避難の基本的な考え方

ア 溶岩流等(火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流)からの避難は、市内避難を努めて追求するが、溶岩流の流下及び降灰等により、市外への広域へ避難を拡大する。

イ 避難手段は、自家用車等による避難を基本とするが、高速道路及び国道等主要幹線道路の渋滞発生が予想できないため、避難に当たり市内道路の深刻な渋滞発生による逃げ遅れが懸念されることから、自家用車等による避難が必要な避難行動要支援者を除く一般住民は、自家用車等避難、または、道路の状況に応じて徒歩避難を基本とする。

この際、道路渋滞回避の必要性から努めて1世帯1台以下での自家用車等避難を奨励し、周知する。自家用車等使用1世帯1台と1台以上での比較の避難シミュレーションは、別添「(自家用車等避難シミュレーション)」を参照

ウ 市外への避難は、平時からの県を通じた統制・調整により、同一県内市町村へ避難することを基本とするが、被災の規模・状態及び受入市町村の状況等により、必要に応じて県外への避難を行う。(図3-14)

細部は、第2編第2章第3-2項広域避難を参照

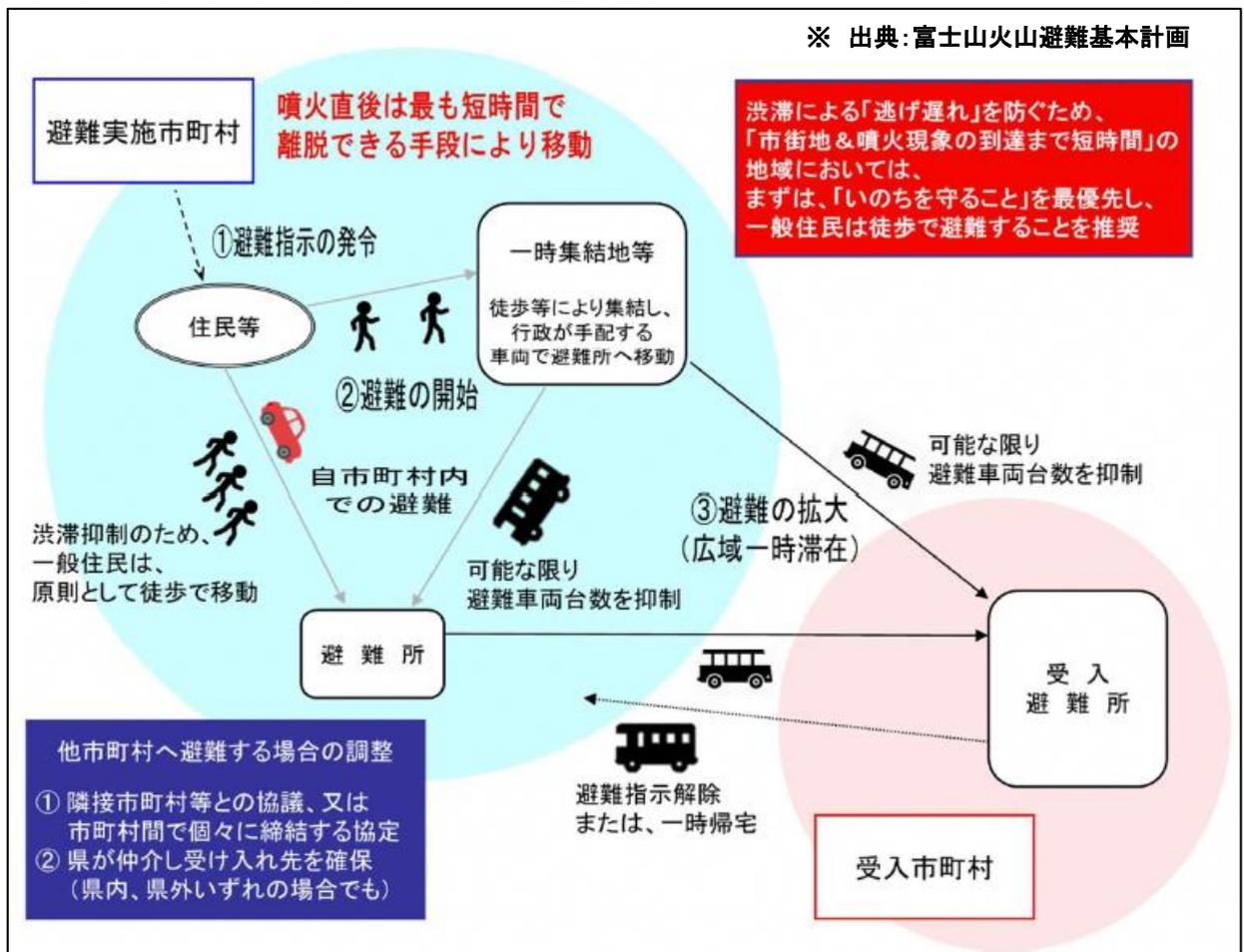
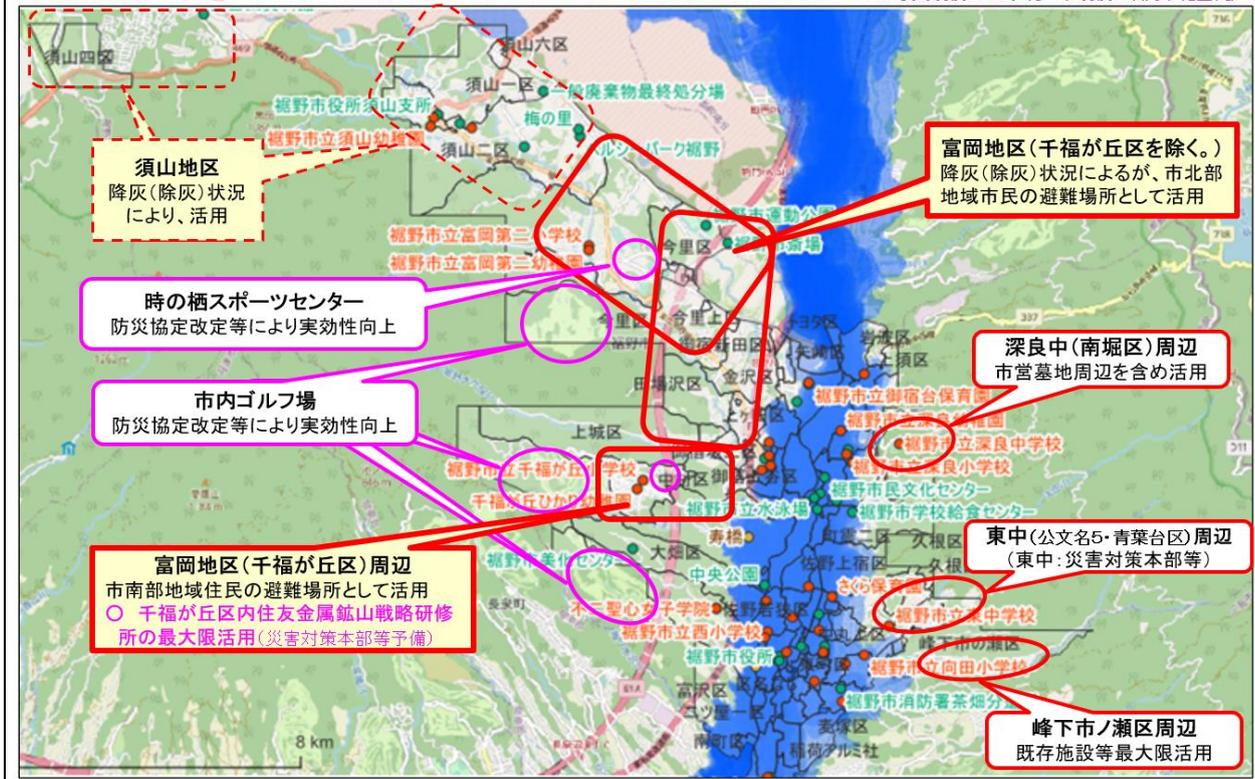


図3-14 広域避難の受入れ調整フロー図

エ 複合災害等発生による市外(広域)避難ができない場合の対応(緊急事態対応計画(エマージェンシープラン))

- (ア) 1707年の宝永噴火では、宝永東海地震の49日後から2週間にわたって爆発的な噴火を生じた記録があり、近い将来発生が予想される南海トラフ地震等においても、大規模震災と富士山火山噴火が連動する可能性がある。この場合、溶岩流の流下等の状況により広域避難を予定している市外地域(受入れ市町村)あるいは、避難経路となる道路が地震、特に、沿岸部等においては津波により甚大な被害を受け、避難できなくなることが予期される。このため、市外(広域)への避難ができない場合(市内避難)の考え方を定め、避難に必要な基盤を段階的に整備する必要がある。
- (イ) 南海トラフ等大規模震災後に富士山が噴火する等の複合災害が発生し、裾野市街地への大規模な溶岩流の流下が予想され、市外避難が必要な状況であるが、他市町への避難が困難な場合を想定して、市内における溶岩流の流下想定外地域と避難可能地域等を明らかにする。
- (ウ) 裾野市の溶岩流の流下方向及び避難要領等は、大きく3つのラインに区分(第2編第2章第4項「噴火現象別の避難の考え方」4-3「溶岩流」参照)するが、それぞれラインの特性が異なることから、各ライン毎に溶岩流の流下対象外地域と避難可能地域等(図3-15)を作成する。
- (エ) 避難要領は、富士山噴火後に火口位置等が特定され、溶岩流の流下方向、状況により、噴火規模等の判明により、流下ラインに応じた避難要領等の対応を行う。特に、黄瀬川ラインは、溶岩流の流下規模が大きく、流下範囲が広いため、避難所として使用可能な施設が限定され、本格的な避難収容数は不足する。このため、避難形態は、自家用車避難(車中泊)等主体の避難となり、食料・飲料水・生活物資等の救援物資の配布等、避難者への支援要領について創意工夫する必要がある。また、地震発生後の状況であることから、地震の揺れによる避難予定施設の損壊、あるいは、避難経路となる道路の破損や土砂崩れによる通行止め等、避難指示に必要な状況を確認・整理することも重要である。。
- (オ) 現行において、災害発生時の施設提供等に関する市内企業等との防災協定締結内容について、富士山火山噴火状況等を踏まえ、引き続きを踏まえた内容により、見直し・調整等を行うとともに、避難場所となり得る新たな施設等について分析・検討を行って発掘し、努めて多くの避難場所を確保する。

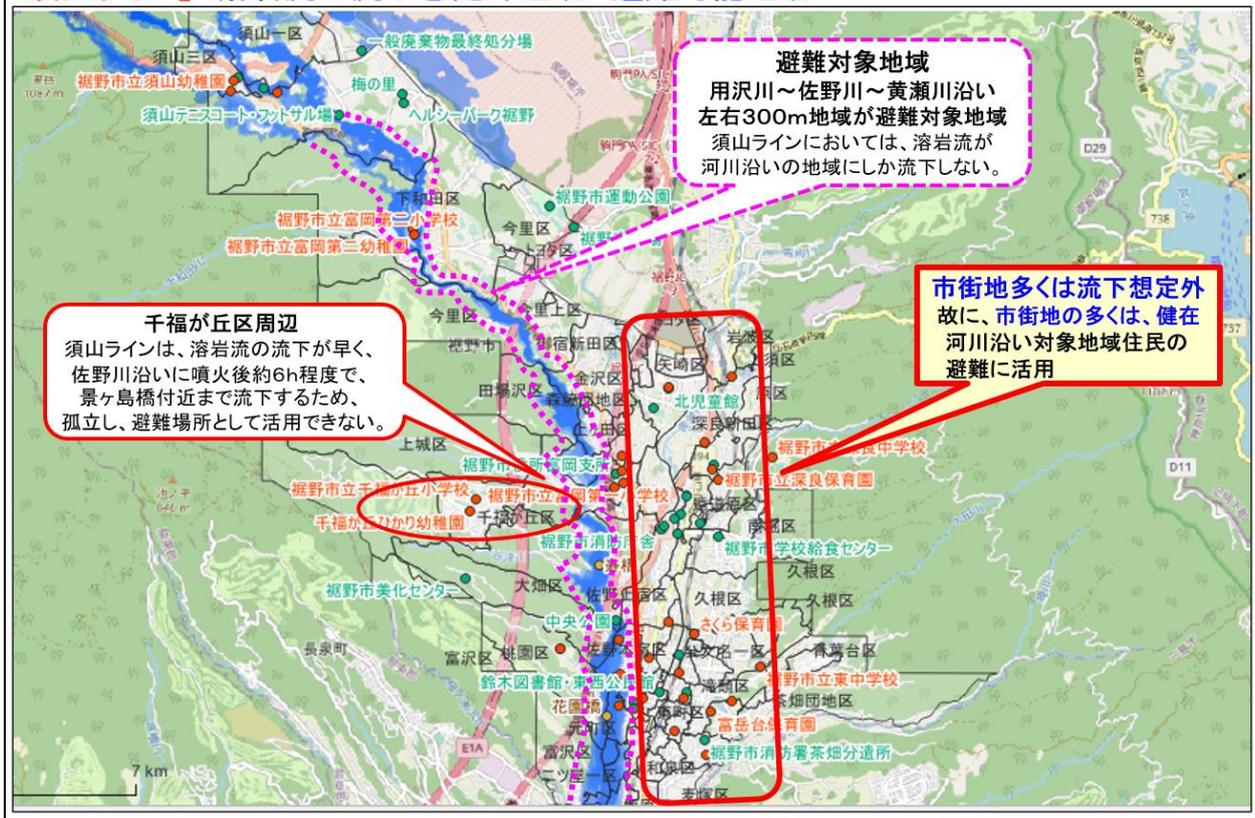
「黄瀬川ライン」 溶岩流の流下想定外地域と避難可能地域 ※ 噴火(溶岩流)の規模は、リアルタイムに判明しないことから大規模とした。(小・中規模は、流下範囲内)



出典：(地図)OpenStreetMap contributors、(溶岩流、行政区分類)デジタル裾野を元にドリルマップ(富士山火山防災対策協議会)を加工して作成  
(注)一度の噴火で、ここに塗られた範囲の全てに溶岩流の危険が生じるわけではない。

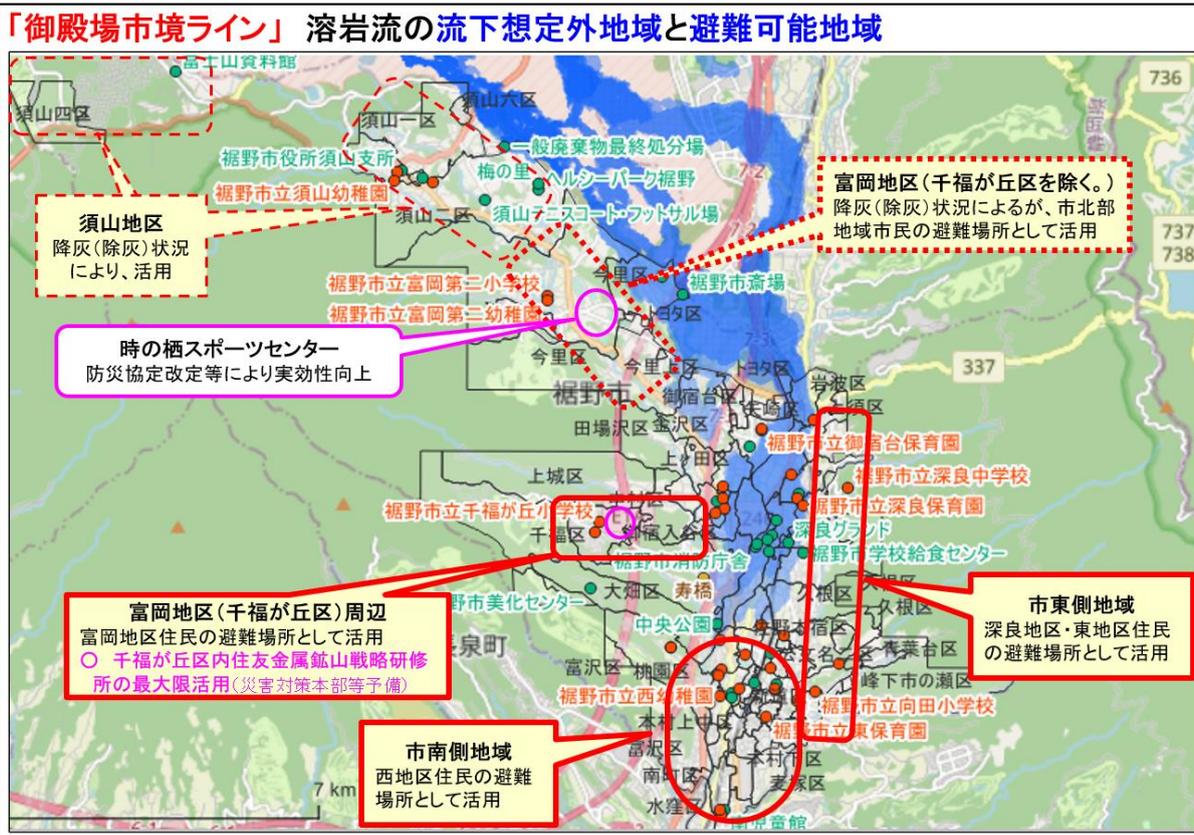
図3-15-1 溶岩流の流下想定外地域と避難可能地域

「須山ライン」 溶岩流の流下想定外地域と避難可能地域



出典：(地図)OpenStreetMap contributors、(溶岩流、行政区分類)デジタル裾野を元にドリルマップ(富士山火山防災対策協議会)を加工して作成  
(注)一度の噴火で、ここに塗られた範囲の全てに溶岩流の危険が生じるわけではない。

図3-15-2 溶岩流の流下想定外地域と避難可能地域



出典：(地図)OpenStreetMap contributors、(溶岩流, 行政区分類) デジタル裾野を元にドリルマップ(富士山火山防災対策協議会)を加工して作成  
(注) 一度の噴火で、ここに塗られた範囲の全てに溶岩流の危険が生じるわけではない。

図3-15-3 溶岩流の流下想定外地域と避難可能地域

(2) 受入調整の手順

広域避難を実施するに至った場合の具体的な広域避難者の受入調整の手順を表-48に示す。なお、噴火警戒レベルが一足飛びに引き上げられた場合、それまでの間に必要となる対応を全て実施する。

表-48 広域避難者の受入調整の実施手順

段階区分	対応事項
噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 県は、避難実施市町村の避難対象者及び受入市町の受入避難所収容可能数を把握</li> <li>◆ 避難実施市町(裾野市)は、必要に応じて一時集結地の施設管理者と災害時の使用に関する協定等を締結</li> <li>◆ 県及び避難実施市町(裾野市)は、平時から、広域避難時の調整が円滑に実施できるよう備える。</li> </ul>
噴火警戒レベル1 (解説情報(臨時))	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 避難実施市町(裾野市)は、隣接市町村等と必要な協議</li> <li>◆ (要請等に応じ)県は、受入市町に対し、受入避難所と収容可能数の状況を照会</li> <li>◆ 県は、避難実施市町(裾野市)と受入市町村からの回答により受入市町を調整</li> </ul>
広域避難の準備 (噴火警戒レベル3以降)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ (要請等があった場合)県は、避難実施市町(裾野市)に調整結果を回答</li> <li>◆ 避難実施市町(裾野市)は、受入市町(支援本部等)に職員を派遣</li> <li>◆ 避難実施市町(裾野市)及び受入市町は、一時集結地及び受入避難所の開設や広域避難者の人員整理等のため職員を派遣。県は、必要に応じて支援のための職員を派遣</li> <li>◆ 受入市町(裾野市)は、必要に応じて受入避難所の開設準備を実施</li> </ul>
避難指示の発令時	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 裾野市は、住民に対し避難指示の発令に併せて、受入市町村及び一時集結地を指示</li> </ul>
広域避難の開始時	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 受入市町村は、受入避難所を開設</li> <li>◆ 広域避難者は、避難を開始</li> </ul>
一時集結地の集合時	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 広域避難者は、一時集結地に一旦集合</li> <li>◆ 避難実施市町村(裾野市)は、一時集結地において広域避難者の人員整理、誘導案内等を実施</li> <li>◆ 受入市町(裾野市)は、避難実施市町村と連携して広域避難者の受入避難所を決定し、広域避難者に指示</li> </ul>
避難所への避難時	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 広域避難者は、指示された受入避難所へ各自で避難を開始</li> <li>◆ 受入市町(裾野市)は、受入避難所で広域避難者の受け入れを実施</li> </ul>

### (3) 広域避難者の受入先

広域避難(災害対策基本法第61条の4第3項の規定による滞在及び同法第86条の8第1項に規定する一時的な滞在をいう。)の受入調整については、同一県内の市町への避難を基本とするが、火山活動の状況、地理的要因、避難者の希望等から、県外への避難が必要な場合には、各県が相互に協力し、避難者の受入れを行う。なお、火口位置や噴火の状況により予定した避難路が使用できなくなることも想定されること、降灰にあつては影響範囲が噴火後でなければ判明しないことから、事前の避難先は定めずに必要に応じて、各県や合同会議において調整する。

静岡県においては、第2編第2章第3-2項に示す、広域避難実施の方針及び基本的な対応と避難先、並びに広域避難先の枠組みに基づき実施する。

### (4) 融雪型火山泥流、降灰、小さな噴石、降灰後土石流からの避難

溶岩流等以外の噴火現象(融雪型火山泥流、降灰、小さな噴石、降灰後土石流)の避難方法については、原則として第2編第2章第4項「噴火現象別の避難の考え方」に示すとおり、融雪型火山泥流にあつては高所・高台や近隣の堅牢な建物に、降灰にあつては降灰に耐える近隣の堅牢な建物に、降灰後土石流にあつては通常の土砂災害に対して指定された避難場所に、それぞれ避難(小さな噴石に対しては、屋内退避)する。ただし、融雪型火山泥流にあつては、積雪量を把握した上で融雪型火山泥流のドリルマップ上の危険度区分で事前の避難が必要な区域とされているエリアでは噴火前に立ち退き避難が必要となる。

裾野市内においては、住民が居住する地域は対象範囲外(図2-24参照)であるが、大雪警報が発表される等、著しい降雪が予想される場合においては、県及び静岡地方気象台からの情報収集及び助言受けを行い、必要により、噴火前避難地域の拡大及び、河川沿いの住民に対する注意喚起等を行う。(第2編第2章第4項4-4「融雪型火山泥流」参照)

また、大量の降灰などにより住民に危険が及ぶおそれがある場合は、避難実施市町村等の判断により避難実施市町村外へ広域避難することもある。その場合は、溶岩流等の広域避難者の受入れに係る基本的な考え方を準用(本章第1項(1)「避難の基本的な考え方」参照)する。

なお、火山活動により大規模な地形変化が生じると通常の土砂災害に対して指定された避難場所に危険が及ぶ可能性も否定できないため、このような場合に避難指示を発する際は、最新の情報に注意する。

## 2 入山規制

### (1) 基本的な考え方

市には山小屋はないものの、噴火警戒レベルに応じて観光客・登山者を対象に入山規制を実施する(表-49)。

市は、入山規制の実施後、状況に応じ、警察、消防等と協力して観光客・登山者の避難誘導を実施する。入山規制エリアのうち、第1次・第2次避難対象地域では、立て看板の設置等により立ち入らないよう規制を行う(図3-16参照)が、第4次避難対象地域より外側は、エリアが広く物理的な規制が困難であることから、広報等により入山規制の周知を行う。

表-49 入山規制の実施基準

実施時期	入山規制エリア
噴火警戒レベル3	第1次避難対象エリア
噴火警戒レベル4	第2次避難対象エリア
噴火開始直後	第3次避難対象エリア
噴火状況判明後	溶岩流の流下先等の必要なエリア



図3-16 入山規制対応

## (2) 対応事項

入山規制に係る対応事項を表-50に示す。

表-50 入山規制に係る対応事項

実施時期	項目例
噴火警戒 レベル1 (活火山である ことに留意)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入山規制の実施方法の検討</li> <li>・入山規制実施時の広報方法の検討</li> <li>・宿泊施設、観光施設、別荘管理事務所等への同時放送無線戸別受信機の設置促進、機能点検等の実施</li> </ul>
噴火警戒 レベル1 (解説情報(臨時))	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火山活動の状況を周知する立て看板の登山口等への設置</li> <li>・関係機関との情報伝達体制の確認</li> <li>・別荘管理事務所を通じた、別荘運用居住(保有)者への帰宅の呼びかけ</li> <li>・入山規制の実施に備えた準備(入山自粛の要請)</li> </ul>
噴火警戒 レベル3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1次避難対象エリアの入山規制の実施</li> <li>・必要により、観光客・登山者の帰宅(避難)誘導</li> <li>・市内全域への広報</li> </ul>
噴火警戒 レベル4、5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次避難対象エリアの入山規制の実施</li> <li>・市内全域への広報</li> </ul>
噴火開始直後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山小屋組合等への情報伝達</li> <li>・市町村全域への広報</li> </ul>
噴火状況判明後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火山活動の状況(溶岩流の流下ライン等)に応じて、入山規制の実施</li> <li>・山小屋組合等への情報伝達</li> <li>・市内全域への広報</li> </ul>
※ レベル2(引き下げ時)は、レベル1(解説情報(臨時))と同様の対応を行う。	

## (3) 観光客・登山客の避難路

富士山火山防災対策協議会では、観光客・登山客の避難を円滑に実施するため、吉田、富士宮、御殿場、須走の各登山道及び山麓に広がる徒歩道、林道等を避難路として示して(図3-17)いるが、噴火警戒レベルの引き上げにより、登山者が慌てて、あるいは誤って須山登山道(水ヶ塚公園付近)に出てきた場合においては、状況により、市として帰宅(避難)誘導の処置を行う必要がある。



### 3 警戒区域の設定

#### (1) 基本的な考え方

市長は、噴火が発生し、又は発生しようとしている場合、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは災害対策基本法第63条第1項により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずる。市は、警戒区域の設定に関して、必要に応じて合同会議において協議を行う。なお、居住地域に対して警戒区域を設定する際には、日本国憲法第22条第1項で定める基本的人権(居住・移転の自由)に配慮し、立ち退く住民の心理的・経済的負担を可能な限り軽減するように努める。

市は、警察、消防及び自衛隊と協力し、二次災害に留意して警戒区域内に人が立ち入らないよう警戒活動を行う。また、警察は警戒区域内の治安維持に努める。

警戒区域設定の考え方	
<input type="checkbox"/>	警戒区域の設定は避難対象エリア単位を基本とする。
<input type="checkbox"/>	噴火後は、リアルタイムハザードマップ等を参考にして、噴火の状況及び道路、地形等を考慮して設定する。
<input type="checkbox"/>	警戒区域へ進入する幹線道路は、流入を防ぐため幹線道路の一部区間を対象に含める。
<input type="checkbox"/>	警戒区域は、必要に応じ合同会議で協議の上、市長が設定する。
<input type="checkbox"/>	小康期となった場合は、協議会構成機関と情報共有を図りながら警戒区域の見直しを検討する。

#### (2) 対応事項

ア 警戒区域は避難対象エリア単位で設定されるが、第1次避難対象エリアで設定された場合の立ち入り規制(看板等設置)予定箇所は図3-18のとおり。

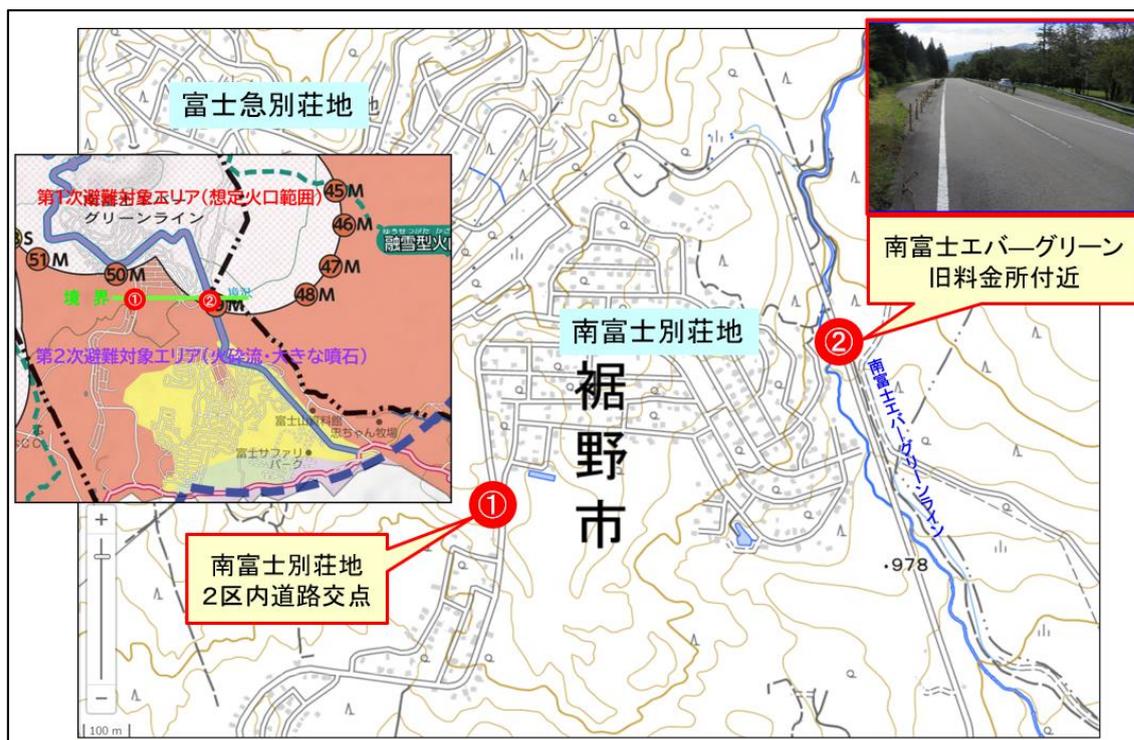


図3-18 第1次避難対象エリア規制予定箇所

イ 警戒区域の設定に係る対応事項を表-51に示す。

表-51 警戒区域の設定に係る対応事項

実施時期	項目例
噴火警戒レベル1 (活火山である ことに留意)	<input type="checkbox"/> 県及び警察と連携して交通規制箇所(道路)の選定 <input type="checkbox"/> 観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者 への情報伝達体制の構築
警戒区域の設定 検討時	<input type="checkbox"/> 市全体が警戒区域に設定された場合の対応の検討
警戒区域の設定時	<input type="checkbox"/> 警戒区域の設定 <input type="checkbox"/> 市内全域への広報
噴火状況判明後	<input type="checkbox"/> 火山活動の状況に応じて、警戒区域の見直しを合同会議で 協議 <input type="checkbox"/> 市内全域への広報

#### 4 避難路の指定及び確保

##### (1) 市内避難時の避難路

###### ア 噴火前避難時の避難路

市は、噴火前避難において、避難対象者(須山地区住民及び下和田区避難行動要支援者)が避難所までの避難を円滑に行うための主な避難路を計画し、警察に協力要請する等、避難路上の渋滞予想箇所等に誘導の処置を行う。

(表-52、図3-19、図3-20、図3-21)

表-52 噴火前避難時の避難路(方向)

十里木別荘地住民	<b>【主避難路(方向)】</b> 南富士エバーグリーン～国道469号～市道4054号～市道4053号(パノラマロード)～兎島交差点付近 ※ この先避難所までの経路は、国道246号の渋滞状況等に応じ、避難者自らカーナビ等により、避難路を選定 <b>【避難目標】</b> 深良中学校
十里木別荘地を除く 須山地区住民	<b>【主避難路(方向)】</b> 国道469号～県道24号(須山街道)～御宿平山交差点付近 ※ この先避難所までの経路は、国道246号の渋滞状況等に応じ、避難者自らカーナビ等により、避難路を選定 <b>【避難目標】</b> 裾野東中学校
下和田区住民 (避難行動要支援者)	<b>【主避難路(方向)】</b> 県道24号(須山街道)～御宿平山交差点付近 ※ この先避難所までの経路は、国道246号の渋滞状況等に応じ、避難者自らカーナビ等により、避難路を選定 <b>【避難目標】</b> 裾野東中学校
※ 別荘地住民と須山各区の避難方向を区分し、渋滞・混乱を回避する。	

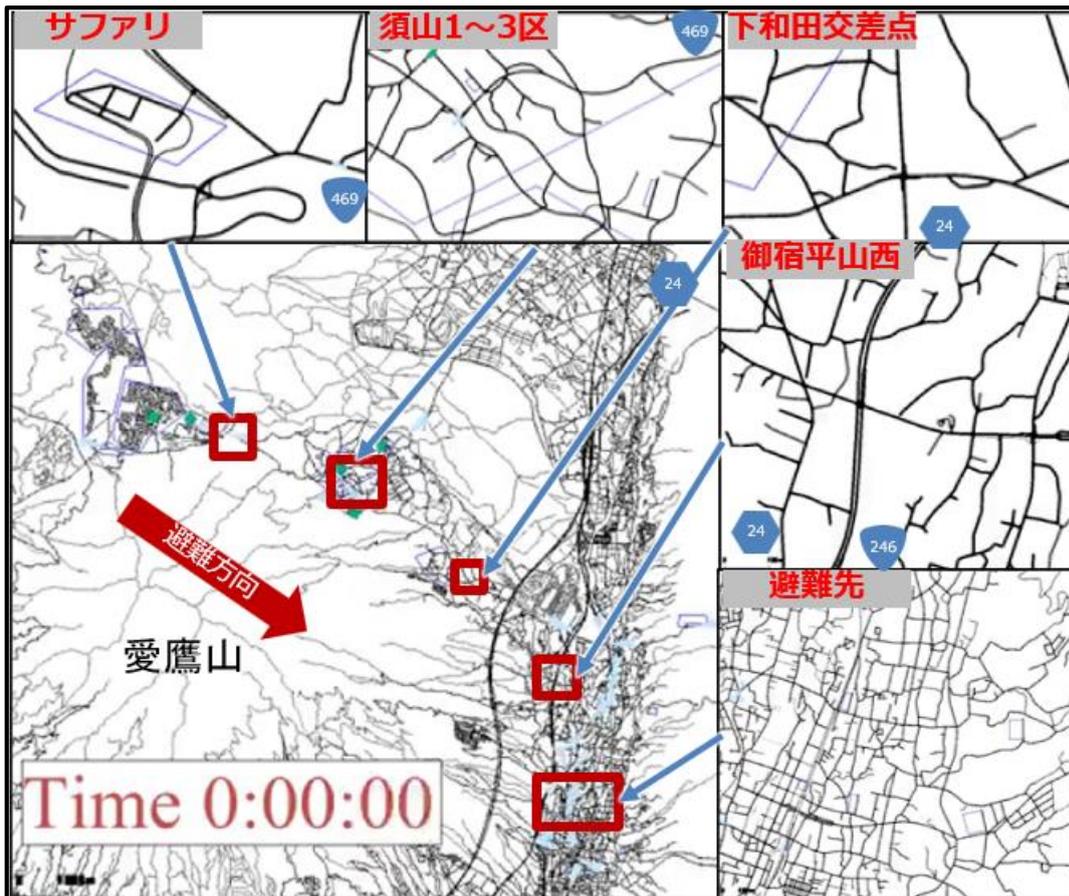
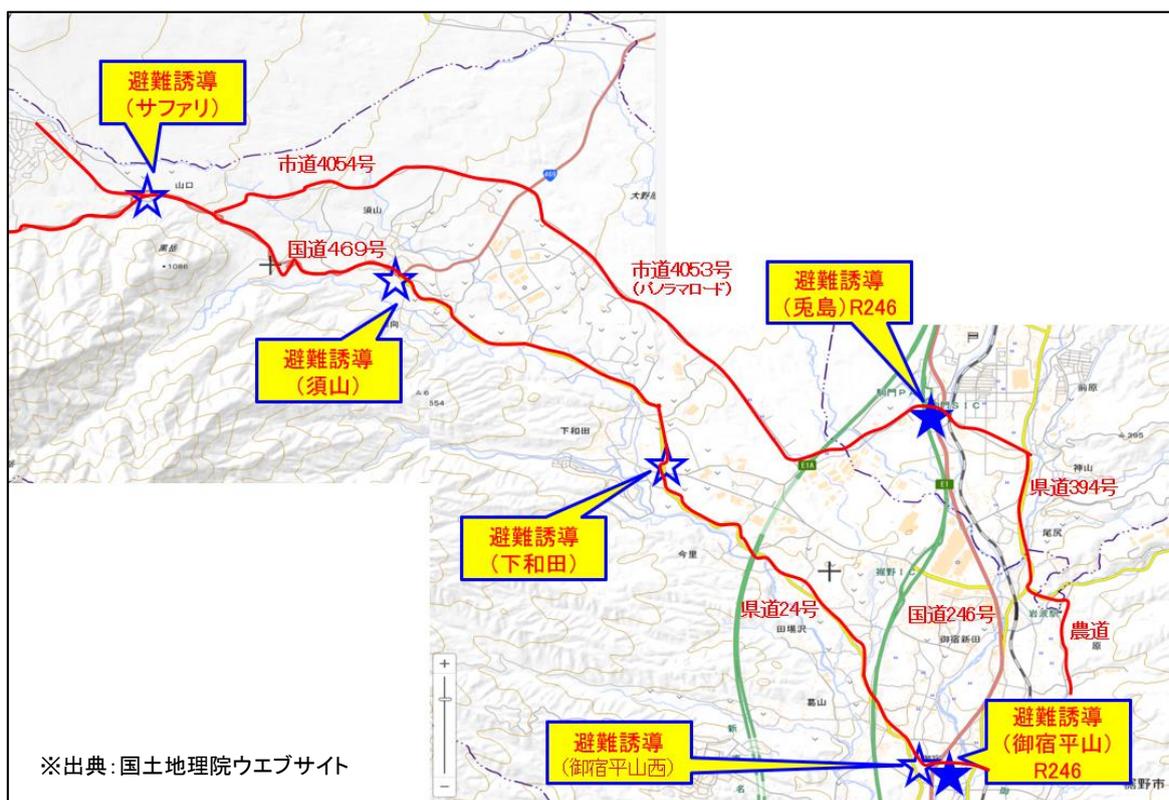


図3-19 噴火前避難時の渋滞予想箇所 (Sim結果)



※出典：国土地理院ウェブサイト

図3-20 噴火前避難時の交通整理(避難誘導)箇所



図3-21-1 深良中周辺誘導員配置

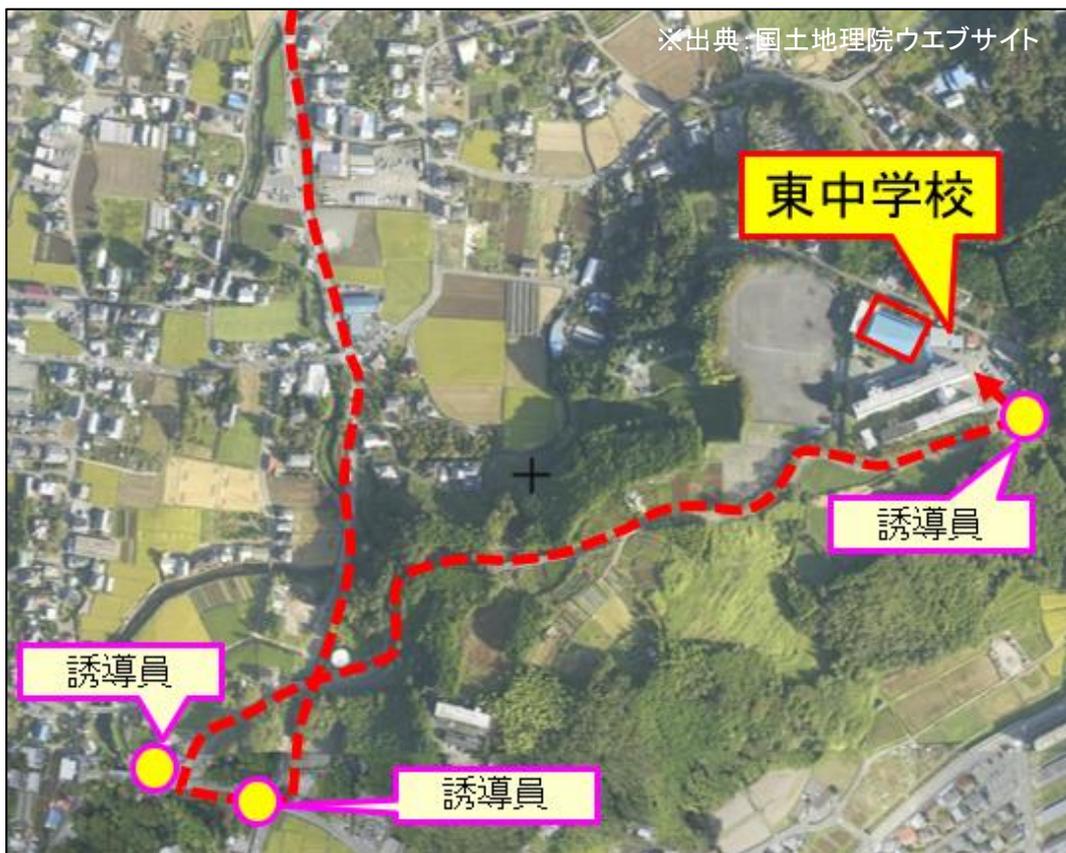


図3-21-2 東中周辺誘導員配置

## イ 噴火後避難時の避難路

## (ア) 噴火開始直後

噴火開始直後は、火口位置が判明し、溶岩流の流下方向等特定までに必要な時間が、現状では明確にできない。このため、火口位置に応ずる溶岩流の流下ライン区分にかかわらず、富岡地区の避難行動要支援者約150名を、噴火直後に富岡支所、または、富岡第1小学校へ避難させる必要があり、県道24号(須山街道)沿いに必要な誘導処置等を行って、主避難路として確保する。

## (イ) 噴火状況判明後

噴火状況判明後は、火口位置及び噴火形態を把握し、状況により、規模が予測できた場合、溶岩流等に対する避難は、溶岩流の流下状況により異なり、また、避難路として使用できる道路は制限を受ける。しかし、裾野市街中心部への溶岩流の流下様相は、全般的に黄瀬川沿いに流下することから、市内東側地域で南北に延びる県道394号や農道は主避難路となることが予想される。このため、必要な誘導処置を実施するとともに、道路状況(情報)等について、溶岩流の流下情報に合わせて適時に情報発信することが重要である。また、幹線道路である国道246号の渋滞予想は困難であり、主避難路としての設定は適切ではない。いずれにしても、自家用車等へのカーナビ搭載が普及している現状においては、避難者自身がカーナビによる道路状況(情報)を適時に把握して、自ら最適な避難路を選定することが必要である。

## (2) 広域避難路の指定

協議会は、広域避難が必要となった場合に備え、広域避難の軸となる路線、区間を広域避難路として指定する(表-53、図3-22)。市は、協定等に基づく市町村外への避難に備え、広域避難ルートを検討の上、予め避難路としての指定を検討するが、広域避難に関しては現在、県を通じて引続き調整中であるため、細部については今後具体化する。

表-53 県内広域避難路

	路線名・区間	始点・終点、市町名	
富士山周辺	国道138号(バイパスを含む。)	小山町(山梨県に接続)	御殿場市(国道1号に至る)
	国道139号(西富士道路を含む。)(-)田子浦港 富士インター線~(市)富士見大通り~(-)富士停車場線	富士宮市(山梨県に接続)	富士市(国道1号に至る)
	国道246号~(主)沼津インター線	小山町(神奈川県に接続)	沼津市(新東名、国道1号、伊豆縦貫自動車道に至る)
	国道469号	御殿場線	富士宮市
伊豆地域方面	伊豆縦貫自動車道(東駿河湾環状道路)*1~伊豆中央道~修善寺道路~天城北道路~国道136号	沼津市	下田市
	国道414号~(主)下佐々野谷津線	伊豆市	河津町
	(主)熱海函南線~(-)来の宮停車場線~(主)熱海箱根峠線~国道135号	函南町	下田市
※2 伊豆地域方面 (神奈川県を迂回)	東名高速道路	小山町(御殿場市)	大井町(国道255号に至る)
	国道246号	小山町	松田町(国道255号に至る)
	国道255号	松田町	小田原市(国道1号に至る)
	国道1号	小田原市	函南町
	国道135号	小田原市	熱海市
	国道138号	御殿場市	小田原市(国道1号に至る)
※2 中部・西部地域方面	新東名高速道路	御殿場市(国道138号に至る)	浜松市(愛知県に接続)
	東名高速道路	小山町(神奈川県に接続)	浜松市(愛知県に接続)
	国道1号(バイパスを含む。)	函南町(神奈川県に接続)	湖西市(愛知県に接続)
	(主)清水停車場線~国道1号~国道149号~国道150号	静岡市(国道1号から接続)	浜松市(国道1号に至る)

\*1 伊豆縦貫自動車道は計画・整備中のため、供用が開始され次第、順次その区間を含めていく。

\*2 伊豆地域方面(神奈川県を迂回)及び中部・西部地域方面の広域避難路は、状況に応じて路線を選択するものとする。

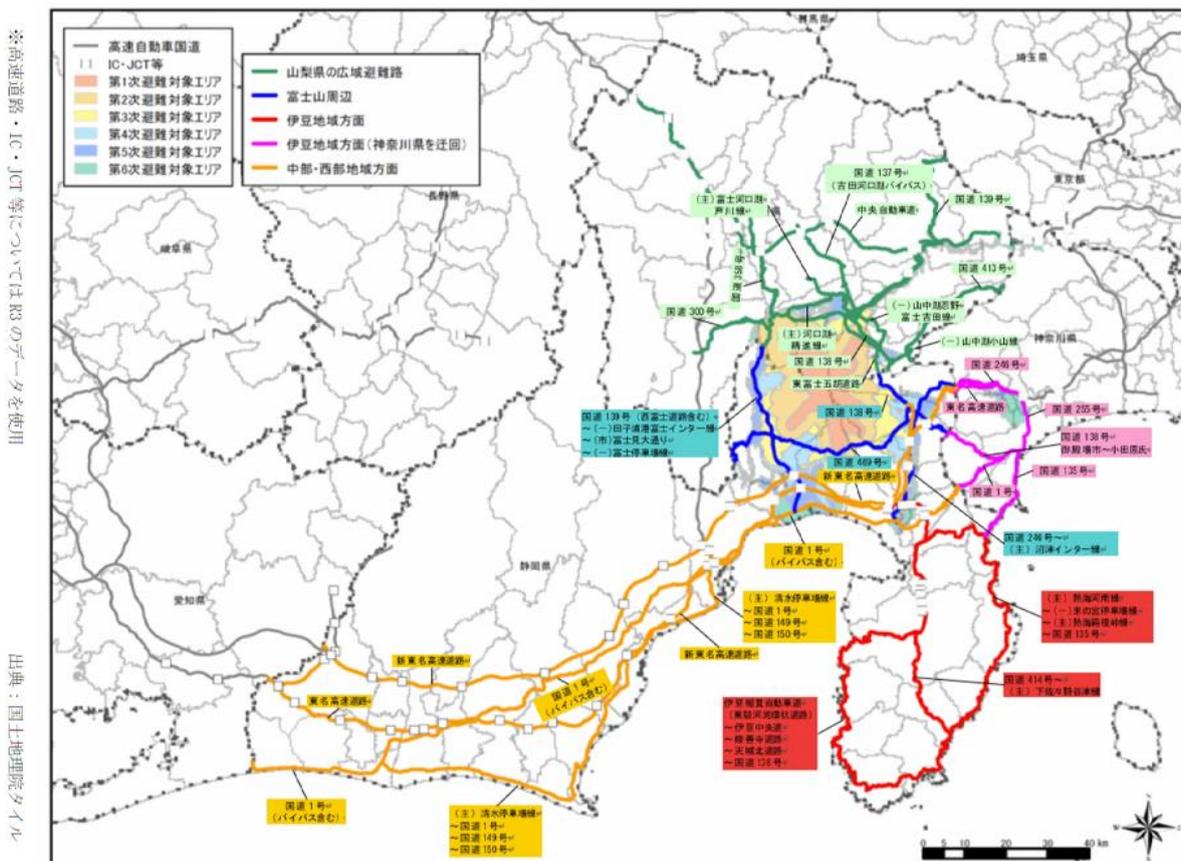


図3-22 広域避難路

(3) 広域避難路の確保

広域避難路の確保に係る各機関の対応事項を表-54に示す。なお、噴火警戒レベルが一足飛びに引き上げられた場合、それまでの間に必要となる対応を全て実施する。

表-54 広域避難路の確保に係る対応事項

実施時期	項目例
噴火警戒 レベル1 (活火山である ことに留意)	<input type="checkbox"/> 個別協定等に基づく避難ルートの設定 (市避難計画の策定) ※ 現在、県を通じて広域避難は調整中(今後具体化予定)
噴火警戒 レベル1 (解説情報(臨時))	<input type="checkbox"/> 広域避難路(路線)の周知 <input type="checkbox"/> 広域避難路の状況把握
噴火警戒 レベル3、4、5 (必要に応じて実施)	<input type="checkbox"/> 広域避難路(路線)の周知 <input type="checkbox"/> 広域避難路の状況把握 <input type="checkbox"/> 移動手手段の確保及び避難誘導
噴火状況判明後 (必要に応じて実施)	<input type="checkbox"/> 広域避難路(路線)の周知 <input type="checkbox"/> 広域避難路の状況把握 <input type="checkbox"/> 移動手手段の確保及び避難誘導

## 5 交通規制

### 5-1 道路交通規制

#### (1) 基本的な考え方

火山災害に係る道路交通規制の実施目的は、表-55に示すとおりである。

市は、警察及び道路管理者として連携して噴火警戒レベルに応じて表-56に示す実施基準により交通規制を実施する。なお、積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には降灰後土石流が発生するおそれがあることから、合同会議(協議会)が、観測した積雪量や土砂災害防止法第29条第1項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性がある範囲を避難対象エリアとして設定した場合、その中に含まれる道路区間を交通規制の対象とする。

市は、市民等の円滑な避難のため、避難所開設に当たらない職員等を動員し、警察・消防等と協力して避難誘導を行う。警察は、市と協力して、観光客の帰宅、噴火前の自主的な分散避難及び避難行動要支援者の避難車両が円滑に通行できるよう交通整理等の必要な措置を行う。更に、市が警戒区域を設定した場合には、警戒区域への立ち入りを防止するため必要な交通規制を実施する。この際、市、道路管理者等と連携を図る。

また、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため必要と認められた場合に、公安委員会が緊急交通路としての路線と区間を指定した際は、緊急交通路を許可車両以外が通行しないよう交通規制を行う。なお、緊急交通路の指定にあたっては、道路の使用に関する調整が必要となる。

国・県・中日本高速道路(株)及び県道路公社等の道路管理者の道路規制に連携し、市は、管理道路が噴火現象や火山性地震等により被災、破損したときは通行止めなど必要な交通規制を行う。(国道246号は、溶岩流流下により、寸断の可能性有)

表-55 火山災害に係る道路交通規制の実施目的

実施時期	実施目的
噴火前	① 観光客や噴火前の自主的な分散避難を行う住民の交通誘導 ② 避難者(車両)の交通誘導(図3-20及び3-23参照) ③ 不要不急の入域自粛の呼びかけ(図3-23参照) ④ 指定された警戒区域への進入防止(図3-18参照)
噴火発生後	⑤ 緊急交通路への許可車両以外の進入防止 ⑥ 被災した道路や二次災害のおそれがある道路への進入防止 ⑦ 避難者(車両)の交通誘導(広域を含む。)

表-56 交通規制の実施基準

実施時期	交通規制エリア	交通規制対応
噴火警戒レベル3	第1次避難対象エリア	<input type="checkbox"/> 須山登山道入口等への進入規制 <input type="checkbox"/> 登山道(口)への接続路等の一部規制 <input type="checkbox"/> 警戒レベル4に備えた交通規制の準備等
噴火警戒レベル4	第1次～第2次避難対象エリア	<input type="checkbox"/> 一般住民の避難開始に伴う道路交通規制の開始 <input type="checkbox"/> 警戒レベル5及び噴火に備えた交通規制の準備 <input type="checkbox"/> 渋滞の抑制措置等
噴火警戒レベル5	第1次～第3次避難対象エリア	<input type="checkbox"/> 避難行動要支援者用車両の優先的避難に必要な措置 <input type="checkbox"/> 渋滞の抑制措置等
噴火発生後	第1次～第4次避難対象エリア	<input type="checkbox"/> 避難誘導のための交通誘導 <input type="checkbox"/> 溶岩流の流下ラインを踏まえた交通規制等

## (2) 道路使用に関する調整

緊急交通路として公安委員会が指定した道路では、一般車両の通行が禁止されることから、県及び市は、緊急交通路として指定される対象路線を予め把握する(表-57)。

表-57 緊急交通路として指定対象となる路線

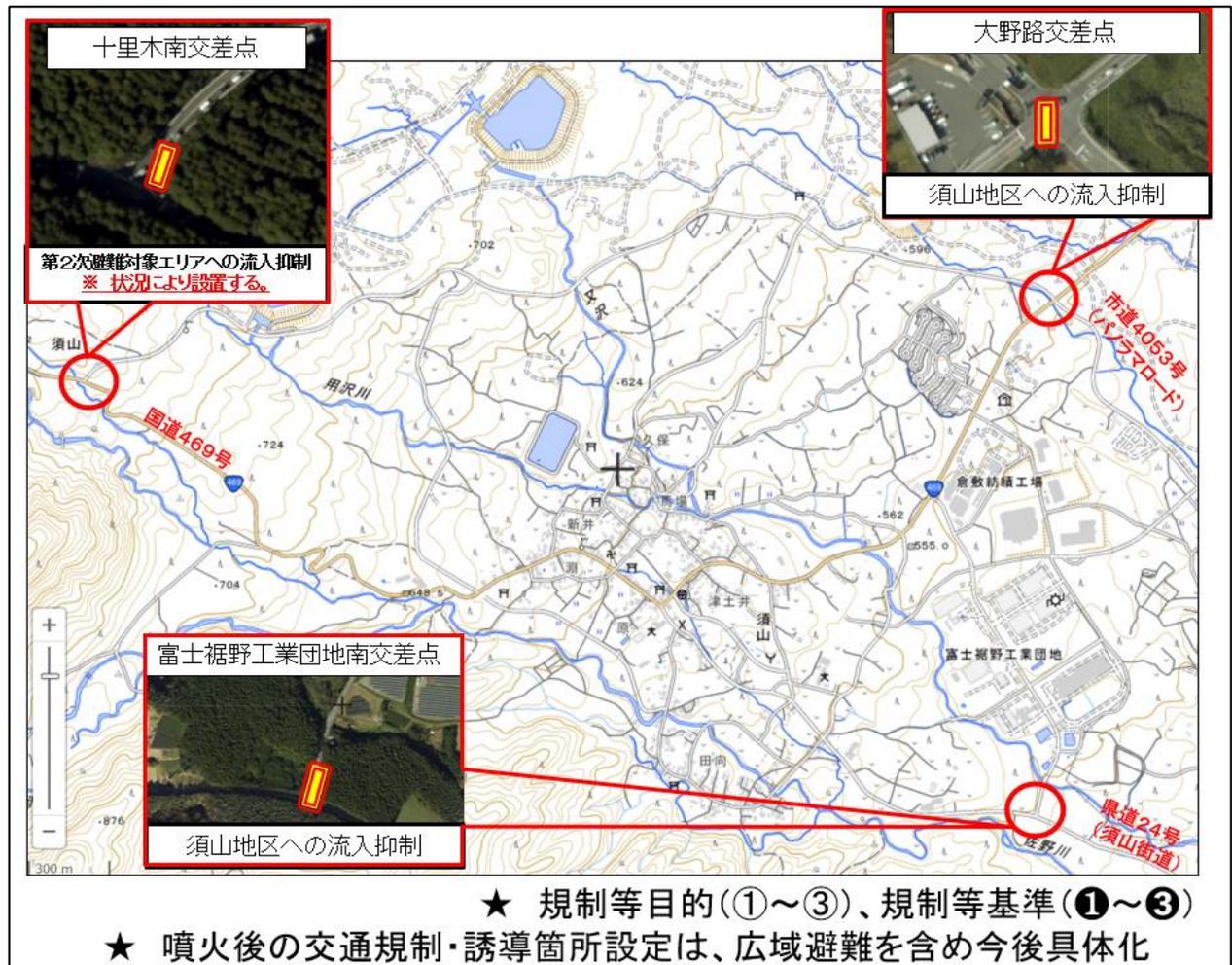
実施時期	対応事項
山梨県	中央自動車道(西宮線)／中央自動車道(富士吉田線)／中部横断自動車道／東富士五湖道路／国道20号／国道52号／国道137号／国道139号／国道138号／国道140号／国道141号／国道300号／国道358号／国道411号／国道413号／国道469号
静岡県	東名高速道路／新東名高速道路(連絡路含む)／中部横断自動車道／国道1号／国道246号／国道139号、西富士道路／国道52号／東富士五湖道路、国道138号BP／伊豆縦貫道(東名(沼津IC)～東駿河湾環状道路～伊豆中央道～修善寺道路～天城北道路(月ヶ瀬IC))／国道473号他(国道1号(大代IC)～富士山静岡空港～東名(相良牧之原IC))／国道473号、国道150号、臨港道路(東名(相良牧之原IC)～御前崎港)
神奈川県	神奈川県内「緊急交通路指定想定路」とされている59路線
※ 緊急交通路は、これらの中から災害の状況に応じて路線を選択し、指定される。	

## (3) 対応事項

道路交通規制に係る対応事項を表-58、図3-23に示す。

表-58 道路交通規制の対応事項

実施時期	対応事項
噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)	□ 警察、道路管理者への避難基本計画の周知
噴火警戒レベル1 (解説情報(臨時))	□ 警察への交通規制等の準備の要請 (入山規制エリア、須山(十里木)地区の噴火前避難への備え)
噴火警戒レベル3	□ 警察への交通規制等の要請 □ 噴火警戒レベル4の発表に備え、警察への交通規制の要請 (本格的噴火前避難への備え)
噴火警戒レベル4	□ 渋滞抑制のための交通規制を警察へ要請 (須山地区全域の本格的な噴火前避難) □ 東名高速道路の交通規制等に伴い、裾野インターチェンジからの流出規制を実施するようNEXCO中日本及び警察との調整を行う。 □ 噴火警戒レベル5発表に備え、警察への交通規制の要請
噴火警戒レベル5	□ 噴火に備え、警察への交通規制の要請 (広域避難も含めた渋滞抑制等)
噴火後	□ 警察と協力して、避難誘導の実施 □ 道路管理者への応急復旧の要請(破損、欠損箇所の速やかな応急復旧) □ 市の管理道路の応急復旧が困難な場合、県等に応援を要請 □ 道路情報版等による道路利用者への交通規制、迂回路情報の提供



※出典：国土地理院ウェブサイト

図3-23 交通規制箇所

## 5-2 高速道路等における交通規制

### (1) 基本的な考え方

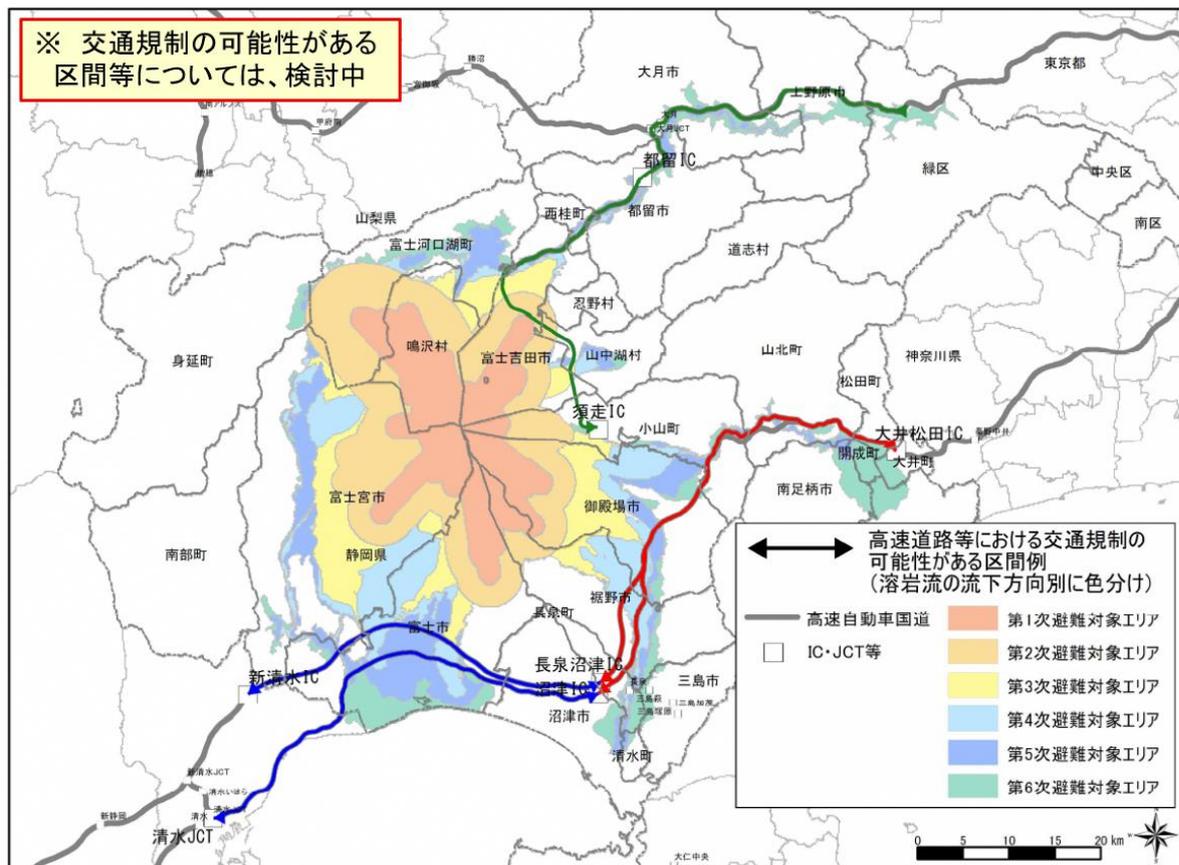
円滑な避難のため、広域避難路となる高速自動車国道及びその他の自動車専用道路（以下「高速道路等」という。）を対象として表-59に示す実施基準により交通規制を行う。規制の対象となる高速道路等は、「東名高速道路、新東名高速道路、中央自動車道、東富士五湖道路」とする。交通規制の実施例を図3-24に示す。警察は、市町村が設定した警戒区域に高速道路等が含まれる場合は、警戒区域への進入を防止するため、必要な交通規制を行うとともに、一般住民を円滑に避難させるため交通誘導を行う。また、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、公安委員会が緊急交通路として高速道路等の路線と区間を指定した際は、緊急交通路を許可車両以外が通行しないよう交通規制を行う。

中日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 中日本」という。）は、噴火現象や火山性地震等により被災、破損した管理道路区間について、通行止めなどの必要な交通規制を行う。また、積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には降灰後土石流が発生するおそれがあることから、合同会議（協議会）が、観測した積雪量や土砂災害防止法第29条第1項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性のある範囲を避難対象エリアとして設定した場合、その中に含まれる道路区間を交通規制の対象とする。いずれにしても、交通規制の細部については、県を含めNEXCO 中日本（東京支社所）と今後継続的に調整・検討を実施し、具体化を図る必要がある。

表-53 高速道路等における交通規制の実施基準

実施時期	規制対象	交通規制対応	実施者
噴火警戒 レベル3以降	— (必要に応じて)	<input type="checkbox"/> 影響範囲内への流入規制(不要不急の場合に限る) <input type="checkbox"/> 帰宅する観光客、分散避難者の交通誘導	警察
		<input type="checkbox"/> 影響範囲内への流入規制(不要不急の場合に限る) <input type="checkbox"/> 火山状況の把握及び高速道路利用者への周知 <input type="checkbox"/> 火山性地震等により施設に被害が生じた区間は状況に応じて交通規制	NEXCO中日本
噴火発生後	避難指示が発令された地域を含む区間	<input type="checkbox"/> 避難誘導のための交通規制 <input type="checkbox"/> 緊急交通路への一般車両の流入禁止措置	警察
		<input type="checkbox"/> 被災した道路や二次災害のおそれのある道路の通行止め(溶岩流の流下ラインや降灰の影響を踏まえた交通規制を含む。)	NEXCO中日本

※ 融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする。



※高速道路・IC・JCT等については国土数値情報R3のデータを使用

出典：国土地理院タイル

図3-24 高速道路等における交通規制の実施例

(2) 各機関の対応事項

高速道路等における交通規制に係る各機関の対応事項を表-60に示す。なお、噴火警戒レベルが一足飛びに引き上げられた場合、それまでの間に必要となる対応を全て実施する。

表-60 高速道路等における交通規制に係る対応事項

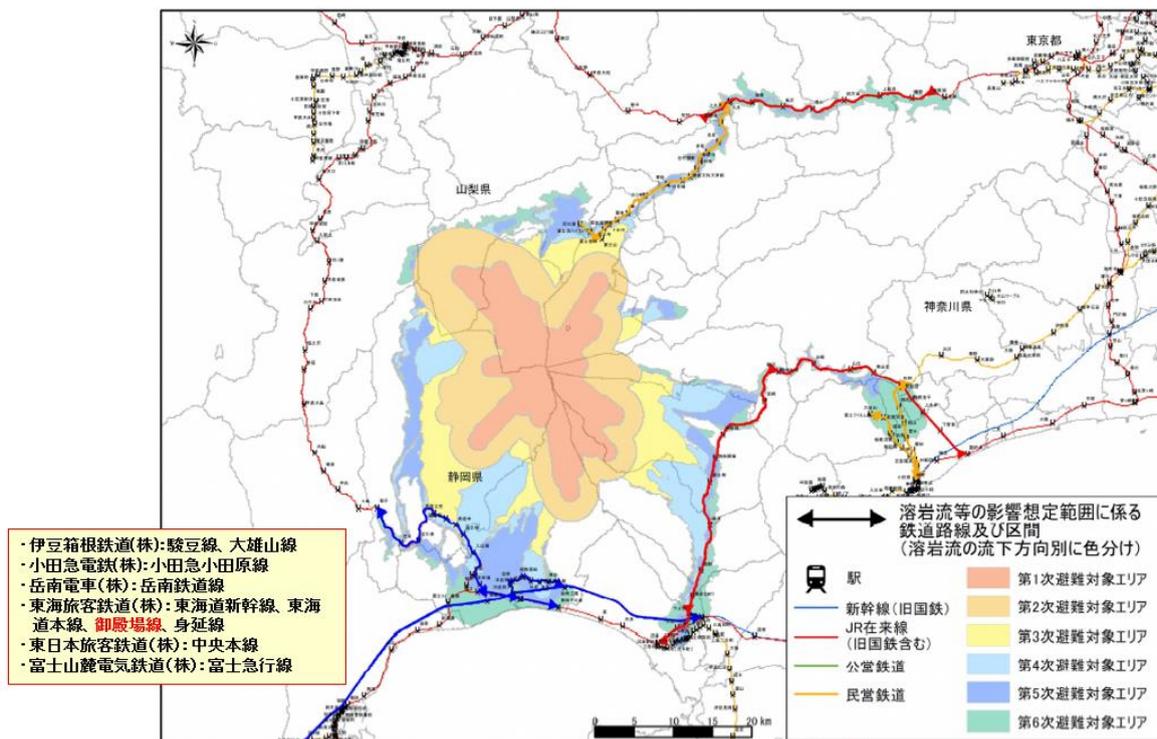
実施時期	対応事項	
噴火警戒レベル3・4	協議会・県	<input type="checkbox"/> 必要に応じ協議会の開催(交通規制情報の集約、共有及び広報、発信) <input type="checkbox"/> NEXCO 中日本への噴火警戒レベル及び火山活動状況の情報提供 <input type="checkbox"/> 高速道路等の規制に係る情報の確認
	市	<input type="checkbox"/> 観光協会、旅行会社、旅客輸送関係者等への交通規制情報の周知 <input type="checkbox"/> NEXCO 中日本へ避難に関する情報の提供
	警察	<input type="checkbox"/> 一般住民等の避難開始に伴う交通規制 <input type="checkbox"/> 日本道路交通情報センター等への交通規制情報の提供 <input type="checkbox"/> 影響範囲内への流入規制(不要不急の場合に限る)
	NEXCO 中日本	<input type="checkbox"/> 状況に応じ、交通規制の実施 <input type="checkbox"/> 報道機関への交通規制情報の提供 <input type="checkbox"/> 高速道路等利用者への火山状況及び交通規制情報の周知 <input type="checkbox"/> 日本道路交通情報センター等への交通規制情報の提供 <input type="checkbox"/> 影響範囲内への流入規制(不要不急の場合に限る)
噴火警戒レベル5	合同会議・県	<input type="checkbox"/> 交通規制情報の集約、共有及び広報、発信 <input type="checkbox"/> NEXCO 中日本との交通規制区間の調整 <input type="checkbox"/> NEXCO 中日本への噴火警戒レベル及び火山活動状況の情報提供 <input type="checkbox"/> 高速道路等の規制に係る情報の確認
	市	<input type="checkbox"/> 観光協会、旅行会社、旅客輸送関係者等への交通規制情報の周知 <input type="checkbox"/> NEXCO 中日本へ避難に関する情報の提供
	警察	<input type="checkbox"/> 一般住民等の避難開始に伴う交通規制 <input type="checkbox"/> 広域避難車両の交通誘導 <input type="checkbox"/> 日本道路交通情報センター等への交通規制情報の提供 <input type="checkbox"/> 影響範囲内への流入規制(不要不急の場合に限る)
	NEXCO 中日本	<input type="checkbox"/> 状況に応じ、交通規制の実施 <input type="checkbox"/> 報道機関への交通規制情報の提供 <input type="checkbox"/> 高速道路等利用者への火山状況及び交通規制情報の周知 <input type="checkbox"/> 日本道路交通情報センター等への交通規制情報の提供 <input type="checkbox"/> 影響範囲内への流入規制(不要不急の場合に限る)
噴火状況判明後	合同会議・県	<input type="checkbox"/> 交通規制情報の集約、共有及び広報、発信 <input type="checkbox"/> 公安委員会が指定する緊急交通路と広域避難路の調整
	公安委員会	<input type="checkbox"/> 必要に応じ、緊急交通路の指定
	警察	<input type="checkbox"/> 広域避難車両の交通誘導 <input type="checkbox"/> 日本道路交通情報センター等への交通規制情報の提供
	NEXCO 中日本	<input type="checkbox"/> 高速道路等の点検 <input type="checkbox"/> 破損、欠損等が生じた場合の道路通行の禁止又は制限 <input type="checkbox"/> 破損、欠損箇所等の応急復旧 <input type="checkbox"/> 合同会議での交通規制、広域迂回路に関する調整 <input type="checkbox"/> 交通規制、迂回路情報等の高速道路など利用者への情報提供 <input type="checkbox"/> 報道機関への交通規制情報の提供 <input type="checkbox"/> 日本道路交通情報センター等への交通規制情報の提供

5-3 鉄道における運行規制

(1) 基本的な考え方

噴火現象による鉄道運行中の人的被害を防ぐため、鉄道事業者は、被害の及ぶおそれのある鉄道路線の運行規制を実施する。富士山周辺では、鉄道路線は第2次避難対象エリアより外側を通っていることから、基本的に運行規制は噴火後に実施するが、火山の活動状況等により、鉄道事業者の判断で早い段階から規制を行うこともある。

積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には降灰後土石流が発生するおそれがあることから、合同会議(協議会)は、観測した積雪量や土砂災害防止法第29条第1項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性がある範囲を避難対象エリアとして設定する場合がある。溶岩流等の影響想定範囲に係る鉄道路線及び区間は、次に示すとおりである(図3-25)。



※鉄道については国土数値情報 R3 のデータを使用

出典：国土地理院タイトル

図3-25 溶岩流等の影響想定範囲に係る鉄道路線及び区間

(2) 各機関の対応事項

高速道路等における交通規制に係る各機関の対応事項を表-61に示す。なお、噴火警戒レベルが一足飛びに引き上げられた場合、それまでの間に必要となる対応を全て実施する。

表-61 鉄道における運行規制に係る対応事項

実施時期	対応事項	
噴火警戒レベル3・4	協議会・県	<input type="checkbox"/> 必要に応じ協議会の開催((鉄道運行規制情報の集約、共有及び広報、発信) <input type="checkbox"/> 鉄道事業者への噴火警戒レベル及び火山活動状況の情報提供 <input type="checkbox"/> 鉄道運行規制に関する情報の確認 <input type="checkbox"/> (必要に応じて)避難者輸送に関する調整NEXCO 中日本への噴火警戒レベル及び火山活動状況の情報提供 <input type="checkbox"/> 高速道路等の規制に係る情報の確認
	市	<input type="checkbox"/> 観光協会、旅行会社、旅客輸送関係者等に対する鉄道規制の周知 <input type="checkbox"/> 鉄道事業者へ避難に関する情報の提供
	鉄道事業者	<input type="checkbox"/> 状況に応じて鉄道運行規制の検討(または実施) <input type="checkbox"/> (必要に応じて)報道機関への鉄道運行規制情報の提供 <input type="checkbox"/> (必要に応じて)鉄道利用者への火山状況及び鉄道運行規制情報の周知
噴火警戒レベル5	合同会議・県	・鉄道運行規制に関する調整 ・鉄道運行規制情報の集約、共有及び広報、発信 ・鉄道事業者への噴火警戒レベル及び火山活動状況の情報提供 ・鉄道運行規制に関する情報の確認 ・避難者の鉄道輸送に関する調整
	市	・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係者等に対する鉄道規制の周知 ・鉄道事業者へ避難に関する情報の提供
	鉄道事業者	・状況に応じて鉄道運行規制 ・(必要に応じて)報道機関への鉄道運行規制情報の提供 ・(必要に応じて)鉄道利用者への火山状況及び鉄道運行規制情報の周知
噴火開始後	合同会議	・避難者輸送に関する調整 ・鉄道運行情報の集約、共有及び広報、発信
	鉄道事業者	・鉄道設備の点検 ・状況に応じて鉄道運行規制の実施 ・破損、欠損箇所等の応急復旧 ・報道機関への鉄道運行情報の提供

### 5-4 航空機の安全運航のための措置

国は、合同会議において、噴火発生後の飛行制限区域について噴火の規模や形態に応じて協議する。また、必要に応じてNOTAM(ノータム: Notice to Airmen)の発出を検討する。

気象庁航空路火山灰情報センター(Tokyo-VAAC)は、富士山噴火に伴う火山灰の監視を行い、航空路火山灰情報を発表して航空関係機関への周知を図る。合同会議は、必要に応じて報道機関等へ飛行制限区域を周知する。

## 6 避難路等の堆積物の除去

道路上に火山灰が3cm以上堆積すると、降雨時には二輪駆動車の走行が困難となることから、避難路や緊急輸送路(以下「避難路等」という。)が通行不能となるおそれがある(図3-26)。避難車両や緊急自動車の通行、資機材及び物資の輸送等に大きく影響することから、作業の安全性を確保した上で、速やかに避難路等の除灰作業を実施する。市は、市が管理する避難路が、降灰等(障害物を含む)により通行に支障が生じるおそれがある場合は除灰作業を実施する。

また、火山噴火に伴う流下物(融雪型火山泥流、降灰後土石流、溶岩流)に対しては、重要な施設への被害を軽減するため、事前対策として導流堤や堆積工等の設置を検討する。流下物に覆われた後は、速やかに除去作業を実施するが、大量の流下物により道路が厚く覆われ除去作業に時間を要する場合や火山活動の状況等により除去作業が困難な場合は、合同会議(協議会)において迂回路を検討する。

#### 【降灰の影響が生じた事例】

<p><b>●通行不能</b></p> <p><b>7.5cm</b> 高速道路完全閉鎖5日間。市内の道路は速度制限。(セントヘレンズ1980)</p> <p><b>2cm</b> 宮崎県都城市山田町の市立山田小学校への通学路には2cm以上の灰が積もったため、市教育委員会が同日、臨時休校を決めた。(霧島山2011)</p> <p><b>1.3cm</b> 市内交通規制5日間。速度制限。降灰後最初の48時間はあらゆる種類の交通が麻痺。視界不良。自動車のエンジン故障。(セントヘレンズ1980)</p> <p><b>7~8mm</b> 堆積厚7~8mmの火山灰、軽石が降下。南岳から北西方15~20km離れた九州自動車道は多量の降灰のため、高速道として機能しなくなり、降灰除去のため約1日通行止め。(桜島1995)</p> <p><b>6mm</b> 高速道路の完全閉鎖2日間。視界不良。自動車のエンジン故障。(セントヘレンズ1980)</p> <p><b>1.3mm</b> 市内交通規制5日間。速度制限。定期便の運行を見合わせ。(セントヘレンズ1980)</p> <p><b>●徐行運転(1~2mm)</b> 約1~2mmの火山灰が降下。霧が立ち込めたような状態。一時は視界3mで車はノロノロ運転。対向車が巻き上げる火山灰に視界がさえぎられ、4歳児をはね1ヶ月のけが。(新潟焼山1974)</p> <p><b>参考</b> 桜島の事例によると、500g/m<sup>2</sup>(約0.5mm)以上の降灰があり、道路の白線が見えなくなると緊急体制により道路の降灰除去を実施。(富士山ハザードマップ検討委員会2002)</p>	 <p>セントヘレンズ1980噴火に伴う降灰(都市における火山灰災害の社会的影響に関するシンポジウム2003)</p>  <p>桜島の降灰に伴い高速道路通行止め(1995年8月25日南日本新聞朝刊)</p>  <p>霧島山噴火に伴う降灰の状況(2011年8月31日気象庁撮影)</p>
---	---

図3-26 溶道路への影響が生じる降灰堆積厚

## 6-1 除灰等に係る対応

## (1) 基本的な考え方

ア 市は、降灰等(障害物を含む。)により避難路等の通行に支障が生じるおそれがある場合は、道路管理者や市内の建設業協会及び土木事業への指名参加事業所等の支援・協力を受けて除灰作業を実施する。このため、平時より気象庁から発表される降灰予報等を参考にした除灰作業の体制や作業開始のタイミング、作業の優先順位等について、検討しておく必要がある。また、市は、噴火発生後においては、避難路等の降灰堆積状況等について県へ報告するとともに、除灰や堆積物の除去等を要請する。

## イ 降灰堆積状況等の把握

効率的かつ効果的な除灰作業を行うためには、降灰堆積状況を把握する必要がある。市は、復旧時を主体とするも噴火後の機会を捉えて、市内における堆積状況を把握する。把握要領は、地点を定めて適時巡回により計測するか、支所等公共施設に対し計測を指示する。また、近隣市町からの降灰に関する情報収集も行う。

ウ 噴火直後においては、噴火後の降灰及び溶岩流の流下状況等にもよるが、市民が避難するための主要な避難路となり得る道路(農道、県道394号、県道24号、県道21号)を優先的に除灰する。

## (2) 各機関の対応

避難路等の除灰等に係る各機関の対応事項を表-62に示す。なお、噴火警戒レベルが一足飛びに引き上げられた場合、それまでの間に必要となる対応を全て実施する。

表-62 避難路等の除灰等に係る対応事項

実施時期	対応事項	
噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)	市	・避難施設や物資拠点の選定及び関係機関との情報共有 ・除灰優先区間(庁舎施設、拠点施設及び社会福祉施設等への接続道路等)の抽出
	県(市)	・道路管理者と連携した避難路等の除灰作業に関する対応手順の作成
	国	・火山灰の最終処分方法の検討
	道路管理者	・除灰作業用資機材の所有状況の把握 ・除灰作業計画の策定 ・放置車両の撤去方法の検討 ・火山灰の仮置き場及び最終処分場(捨て場)の選定
噴火警戒レベル3・4・5	市	・降灰堆積厚の測定準備
	県	・道路管理者と連携した避難路等の除灰作業に関する対応手順の確認 ・国(国土交通省)、自衛隊及び他の都道府県等への除灰作業の協力要請
	道路管理者	・除灰作業用資機材の準備 ・除灰作業計画の確認 ・協定事業者(建設業協会等)への除灰作業の協力要請 ・放置車両の撤去方法の確認 ・火山灰の仮置き場及び最終処分場(捨て場)の確保
噴火状況判明後 (火山灰の堆積状況に応じて)	市	・県への避難路の降灰堆積状況の報告 ・県への除灰、障害物除去等の要請
	県	・国(国土交通省)、自衛隊及び他の都道府県等への除灰作業の応援要請
	国(国土交通省) ・自衛隊	・県の要請に基づく除灰作業の実施
	道路管理者	・避難路等の除灰状況の把握 ・協定事業者(建設業協会等)への除灰作業の要請 ・管理道路の除灰作業の実施 ・放置車両の撤去の実施
	合同会議	・優先して除灰作業を実施する路線、区間の決定

**(3) 除灰作業用資機材の確保**

大量の降灰に備えて、市、県及び道路管理者は、平時から除灰作業用資機材を保有している機関・市内事業所等の把握や支援に関する協定締結等を検討し、噴火状況判明後は、国(国土交通省)や自衛隊、他の都道府県等への支援要請等を行い、除灰作業用資機材の速やかな確保に努める。なお、除排雪資機材等(路面清掃車(ロードスイーパー)、ホイールローダー、除雪トラック、モーターグレーダー、散水車等)は、除灰作業用資機材として代用可能であることから、市としても県内の除排雪資機材等を把握するとともに、他の都道府県等からの支援の可能性についても予め把握しておく必要がある。

鹿児島県(桜島火山)からの実績に基づく情報によれば、降灰厚30Cmまでの状況においては、バックホウとシャベルローダ機材の併用による除灰作業は有効であることから、特に、その確保を重視する。

**(4) 道路除灰等作業計画の策定**

ア 道路管理者は、避難路等のうち自らが管理する道路の道路除灰等作業計画をあらかじめ策定(表-63)する。このうち、降灰の状況等により除灰作業用資機材の確保等が困難な場合には、合同会議(協議会)において調整する。

表-63 道路除灰作業計画の策定(手順)

① 降灰状況の把握体制	基盤整備
② 調達可能な除灰作業用資機材の把握	
③ 資機材用の燃料等確保	
④ 優先除灰路線の設定	検討・調整
⑤ 堆積した灰の状況に応じた除灰方法の検討	
⑥ 人員、資機材投入パターンの検討	
⑦ 仮置き場の設定	
⑧ 輸送ルートの設定	
⑨ 最終処分方法、処分場所の決定	

**イ 市内の除灰時期(タイミング)・場所等**

(ア) 避難路(拠点等周辺)及び緊急輸送路の除灰は、早急(最優先)、また、生活道路は復旧時を基本とする。

(イ) 市内の避難路は、市内避難所等拠点(周辺)を市が主体で実施する。市外への避難路(国道・県道等)は、国・県へ要請する。

(ウ) 緊急輸送路の内、全体の輸送路(国道・県道)は、国・県へ要請し、市内輸送路は市が主体で実施する。

## (5) 火山灰(小さな噴石を含む)の処分

ア 一般的に、火山灰は土砂として各施設の管理主体及び地方公共団体の判断により、土捨て場等で処分されるべきものである。避難路等の除灰作業で収集した火山灰は、図3-27に示す手順により処分を行う。平時において、道路管理者及び市は、火山灰仮置き場や火山灰処分場等の設置場所を選定し、国は火山灰の処分方法を検討する。

また、降灰後は、収集した火山灰の量により、新たな最終処分場の設置や広域処分について検討する。



### イ 火山灰仮置き場及び火山灰処分場

火山灰仮置き場は、避難路等で収集した火山灰を一時的に集積する場所であり、仮置き期間は1～3か月程度を想定する。また、火山灰処分場は、火山灰仮置き場に集積された火山灰を収集、運搬し、廃棄する場所であり、選定には各火山灰仮置き場からの距離や運搬方法等を考慮する。

裾野市の仮置き場は、演習場の活用を検討するとともに、処分場は行政として安全な場所を確保・設定する。なお、灰の輸送方法についても今後検討する。

## 7 避難者の輸送

### (1) 基本的な考え方

本計画では、噴火前避難と噴火後避難に区分して実施するが、噴火前避難は自家用車等による避難、噴火後避難は、自家用車等による避難、または、道路の状況に応じて徒歩避難を基本とするが、いずれも自分で自家用車等による避難ができない等円滑な避難をすることができない市民等のため、市は輸送事業者と協力して、バスやトラック(以下、「輸送車両」という。)による避難者の輸送を実施する。この際、自家用車等による避難が困難な市民等に必要な輸送車両の台数は、県地域防災計画で定める「民間車両借上げ計画」(中部運輸局静岡運輸支局策定)に基づいて、県に輸送車両の派遣を要請する。

#### ア 噴火前避難

須山地区住民を対象に、市が避難情報発令後に自助・共助とともに自家用車等により避難できない住民等を対象に輸送するため、市が防災協定を結んでいる市内輸送事業者に対し、噴火警戒レベル3発表前後のタイミングを捉えて派遣を要請する。

#### イ 噴火後避難

市内全域の避難者を対象に、火口位置等溶岩流の流下方向に応じて輸送を実施するが、特に、黄瀬川沿いに流下する黄瀬川ラインは、大量の溶岩流が市街地の広い地域に流下することから、市外(広域避難)が余儀なくされ、輸送が必要となる。現在、市外(広域)避難について県を通じた調整・検討を実施しており、今後、輸送要領について具体化を図っていく。

### (2) 対応事項

避難者の輸送に係る対応事項を表-64に示す。なお、噴火警戒レベルが一足飛びに引き上げられた場合、それまでの間に必要となる対応を全て実施する。

表-64 避難者の輸送に係る対応事項

噴火警戒レベル	対応事項		
	市	県	県バス・トラック協会
レベル1 (活火山であることに留意)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 避難対象者数及び必要輸送車両数の把握</li> <li>■ 輸送車両の乗車場所及び輸送ルートの設定(避難計画の策定)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 県バス協会及び県トラック協会等との協定の締結</li> </ul>	
レベル1 (解説情報(臨時))	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 解説情報(臨時)発表、または、レベル3発表事前連絡受けにより、「すそのバス」への須山地区への派遣要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 県バス協会及び県トラック協会等への火山活動状況の情報提供及び輸送車両の準備要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 県の要請に基づく輸送車両の準備(協会員への準備要請)</li> </ul>
レベル3、4、5、 状況判明後	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 噴火前避難                             <ul style="list-style-type: none"> <li>□ レベル3で須山地区十里木高原地域(第2次避難対象エリア)の輸送(須山研修センター等へ)</li> <li>□ レベル4で須山地区全域の輸送(深良中学校及び東中学校へ)</li> </ul> </li> <li>■ 噴火後避難(状況判明後)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 県への輸送車両の派遣要請(流下ライン等に応じ。)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 県バス協会及び県トラック協会等への火山活動状況の情報提供・避難実施市町村からの輸送車両要請の集約及び調整・県バス協会及び県トラック協会等への輸送車両の派遣要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ マイカー規制中における登山者の輸送(五合目からの輸送)・県の要請に基づく輸送車両の派遣(協会員への派遣要請)</li> </ul>

## 8 避難行動要支援者等への避難支援

### 8-1 情報伝達について

避難行動要支援者への情報伝達について、在宅者に係る市の対応事項を表-65に示す。なお、噴火警戒レベルが一足飛びに引き上げられた場合、それまでの間に必要となる対応を全て実施する。

表-65 避難行動要支援者への情報伝達に係る市の対応事項

実施時期	項目例	
噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 避難行動要支援者への情報伝達体制の構築(通信手段、巡回体制等)</li> <li>□ 自治組織(自主防災会)等による情報伝達及び安否確認体制の構築</li> <li>□ 避難基本計画の周知</li> <li>□ 情報伝達手段の整備(日常利用機器等の活用検討)</li> </ul> (例)聴覚障害者:FAX、携帯電話メール、テレビ放送(文字放送など)、聴覚障害者用情報受信装置 視覚障害者:受信メールを読み上げる携帯電話 手が不自由な障害者:フリーハンド用機器を備えた携帯電話	
噴火警戒レベル1 (解説情報(臨時))	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 噴火前の自主的な分散避難の呼びかけ</li> <li>□ 第1次避難対象エリア内に情報伝達(避難準備)</li> <li>□ 避難支援等関係者との情報伝達体制の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 市内全域への広報</li> </ul>
噴火警戒レベル3	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 噴火前の自主的な分散避難の呼びかけ</li> <li>□ 第1次避難対象エリア内に情報伝達(避難・安否確認)、避難指示発令</li> <li>□ 第2次避難対象エリア内に情報伝達(避難準備)、高齢者等避難発令</li> <li>□ 第3次避難対象エリア内の避難行動要支援者に情報伝達(避難準備)</li> <li>□ 福祉避難所への情報伝達(開設等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 市内全域への広報</li> <li>□ ホームページ等による広報</li> </ul>
噴火警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 第2次避難対象エリア及び第3次避難対象エリア内に情報伝達(避難・安否確認)、避難指示の発令</li> <li>□ 福祉避難所への情報伝達(開設等)</li> <li>□ 警戒区域を設定した場合の市町村内全域への周知(立入制限・退去命令)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 問い合わせ窓口設置</li> </ul>
噴火警戒レベル5	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 第4次避難対象エリア内の避難行動要支援者に情報伝達(避難準備)</li> <li>□ 状況に応じ、避難指示の発令</li> <li>□ 福祉避難所への情報伝達(開設等)</li> <li>□ 警戒区域を設定した場合の市町村内全域への周知(立入制限・退去命令)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 避難行動要支援者に対する避難情報の伝達(電話、FAX、避難支援等関係者や自主防災組織、民生委員等による自宅訪問等)</li> </ul>
噴火開始直後	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 状況に応じ、避難指示の発令 ※ 流下ライン等に応じた対応</li> <li>□ 福祉避難所への情報伝達(開設等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 防災行政無線、広報車や自治組織等を通じて避難行動要支援者に避難準備の呼びかけ</li> </ul>
噴火状況判明	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 火山活動の状況に応じ、第4次から第6次避難対象エリア内に情報伝達(避難準備及び避難)</li> <li>□ 状況に応じ、避難指示の発令 ※ リアルハザードマップ等に応じた対応</li> <li>□ 防災行政無線、回覧板、広報誌の配布、ホームページ等による生活関連情報の広報</li> </ul>	

## 8-2 避難行動要支援者への避難支援の分類

避難行動要支援者への避難支援について、まずは表-66のとおり施設別に必要な対応等を整理する。

表-66 避難行動要支援者への避難支援の整理

分類	必要な行動	対応	対応者
病院・福祉介護施設	入院・入所者の避難搬送その他必要な行為	<input type="checkbox"/> 避難(確保)計画、BCP策定	施設管理者
在宅医療・在宅介護 ※外来通院のみの 避難行動要支援者 を含む。	福祉避難所等への 避難 避難搬送	<input type="checkbox"/> 避難行動要支援者名簿の整備 <input type="checkbox"/> 個別避難計画	市町村 避難行動要支援者
		<input type="checkbox"/> 避難(確保)計画、BCP策定	(通院・通所の場合) 事業者
※ 在宅医療者・在宅介護者については、避難が必要な時期に通院・通所中であれば事業者が、在宅中であれば、市町村又は個別避難計画に定める支援者が、当該避難行動要支援者の支援を行う。			

病院・福祉介護施設等の施設管理者は、入院・入所者の避難に関する必要な準備を平時から行う。市は、在宅医療・在宅介護の避難行動要支援者の避難に関する準備を行うとともに、病院・福祉介護施設等との連携を図る。

## 8-3 火山災害時の避難行動要支援者等の避難について

溶岩流等の噴火現象(降灰を除く)からの避難では、各現象の到達前に影響範囲から立ち退く必要があるが、入院患者等の移動は大きな負担となる場合もあり、医療関係者の慎重な判断を要する。表-9及び表-10に定めた避難行動要支援者の避難開始基準は、在宅の避難行動要支援者の例を示したものであり、入院・入所施設を有する医療機関・社会福祉施設においては、入院患者等のコンディションや避難者数の規模により避難に時間を要することが想定されるため、避難開始基準に関わらず各施設の判断により早期の避難開始を検討する必要がある。

また、避難行動要支援者等の円滑な避難のため、市は、第3次避難対象エリアから内側に位置する活動火山特別措置法施行令第1条第2項第2号から第5号及び第7号のうち入院(入所)施設を有する施設、須山地区の3施設(ダイヤモンドライフ、エメラルドパレス、須山ホーム)について、避難促進施設へ指定する。この内、須山ホームは、通院・通所型の施設であることから、遅くとも地域ごとに定められた避難行動要支援者の避難開始基準、つまり須山地区が噴火前避難する噴火警戒レベル4までに、施設を閉鎖し、利用者を避難させることを徹底させる。

#### 8-4 避難確保計画の作成について

医療機関や社会福祉施設(以下「社会福祉施設等」という。)の施設管理者が、避難確保計画を作成するにあたっては、「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き(令和4年3月内閣府(防災担当))」等を参考とするとともに、市の地域防災計画(火山対策編・避難基本計画)との整合を図る必要がある。

また、避難確保計画作成の手引き等に記載する事項の他、社会福祉施設等が避難対策にあたって検討すべき事項は、表-67のとおりである。

表-67 社会福祉施設等が検討すべき事項(例)

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 避難にあたっては、施設職員も避難対象者であることを認識し、入院患者等だけでなく職員の避難時間を確保することについて</li> <li>■ 突発的な噴火発生により避難が間に合わない可能性が生じた際の緊急安全確保について</li> <li>■ 緊急時の連絡体制について<br/>(従業員の参集、入院・入所者等(その家族を含む)への連絡体制)</li> <li>■ 施設のスリム化について(緊急時の家族への引き渡し可否や転院先についての検討)</li> <li>■ 診療やサービス停止時期及び停止時の連絡について<br/>(所管の保健所及び救急指定病院は消防本部等の関係機関への連絡体制)</li> <li>■ 緊急時の避難(転院搬送)に関する入院入所者もしくは親族からの事前承諾について</li> <li>■ 避難開始時期について<br/>(入院患者等が避難車両への乗車に要する時間等から逆算し判断、実際に入院患者等を移動させることが困難な場合、エレベーターの定員や一人あたりの移動時間から全員を施設外に移動させるために必要な時間を推計)</li> <li>■ 備蓄品について<br/>(医薬品や食料品だけでなく、降灰時に備え空調機器のフィルター等も備える)</li> <li>■ カルテ等の患者情報のバックアップ及び持ち出し方法について</li> <li>■ 系列施設等へ緊急時の避難(転院)を行うことについて</li> <li>■ 避難(転院)時に必要となる車両数について<br/>(緊急時に使用可能な車両台数には限りがあるため、施設の車両、介護タクシー、福祉タクシー等の活用も含め検討)</li> <li>■ 緊急時の避難先や避難車両の確保に向けた協定等の締結について</li> <li>■ 支援が必要となる人的資源、車両の数量について</li> <li>■ 支援が必要となる場合にあつては、平時における情報の共有方法について</li> <li>■ 避難訓練の実施方法について</li> </ul> |
|---|

なお、通院・通所型の施設にあつては、遅くとも地域ごとに定められた避難行動要支援者の避難開始基準までに施設を閉鎖し、利用者を避難させる。

入院・入所施設を有する施設においては、これらの閉鎖した通院・通所型の施設の医療スタッフや介護用車両等を緊急時の応援体制に組み込むことについて、平時から関係機関と協議、調整を行う。

### 8-5 避難行動要支援者の避難開始時期等

避難行動要支援者は、健常者に比べ避難に時間を要することから、一般住民の避難より一段階早い噴火警戒レベルでの避難開始を基準とする。(表-68及び第2編第2章第1項を参照)

なお、病院施設及び社会福祉施設においては、溶岩流の到達等影響が見込まれる噴火現象や利用者及び施設の特성에応じて避難開始時期を検討する。概ね第2次～第4次避難対象エリア内に位置(山体に近く位置)する病院施設の一例は表-69のとおり。

表-68 避難行動要支援者等の避難開始基準

実施時期	避難対象エリア
噴火警戒レベル3	<input type="checkbox"/> 第1次避難対象エリア(全方位) ※ 十里木高原地域 <input type="checkbox"/> 第2次避難対象エリア(移動に時間を要する者) (別荘地域及び須山4区)
噴火警戒レベル4	<input type="checkbox"/> 第2次及び第3次避難対象エリア(全方位) ※ 須山地区及び下和田区
噴火警戒レベル5 (噴火前)	<input type="checkbox"/> 第4次避難対象エリア(移動に時間を要する者)
噴火開始直後	<input type="checkbox"/> 第4次避難対象エリア(移動に時間を要する者)
噴火状況判明後	<input type="checkbox"/> 溶岩流の流下が見込まれる範囲

表-69 病院施設の対応例

噴火警戒レベル		警戒体制	基本方針	
レベル	キーワード		外来(透析含む)	手術
5	避難	避難	中止	中止
4	高齢者等避難	避難開始	中止	中止
3	入山規制	入院制限	制限(緊急を要する患者のみ対応)	制限(緊急を要する患者のみ対応)
噴火警戒レベル1 「火山の状況に関する 解説情報(臨時)」	—	情報収集体制	通常体制	通常体制
1	活火山であることに 留意	通常体制	通常体制	通常体制

避難行動要支援者の避難について、特に噴火前や噴火開始直後に予備的に避難を行う場合は、必ずしも影響範囲外まで立ち退かなくとも、図3-28のように移動用車両を待機させ、速やかに避難できる体制への移行も含むものとする。また、溶岩流が到達しないことが見込まれる高台への避難も効果的である。

裾野市では、このことを須山地区の噴火前避難(第2編第2章第5項5-1「噴火前の避難計画」参照)で、また、噴火後避難(第2編第2章第5項5-3「噴火直後の避難計画」参照)において、その考え方を適用した。

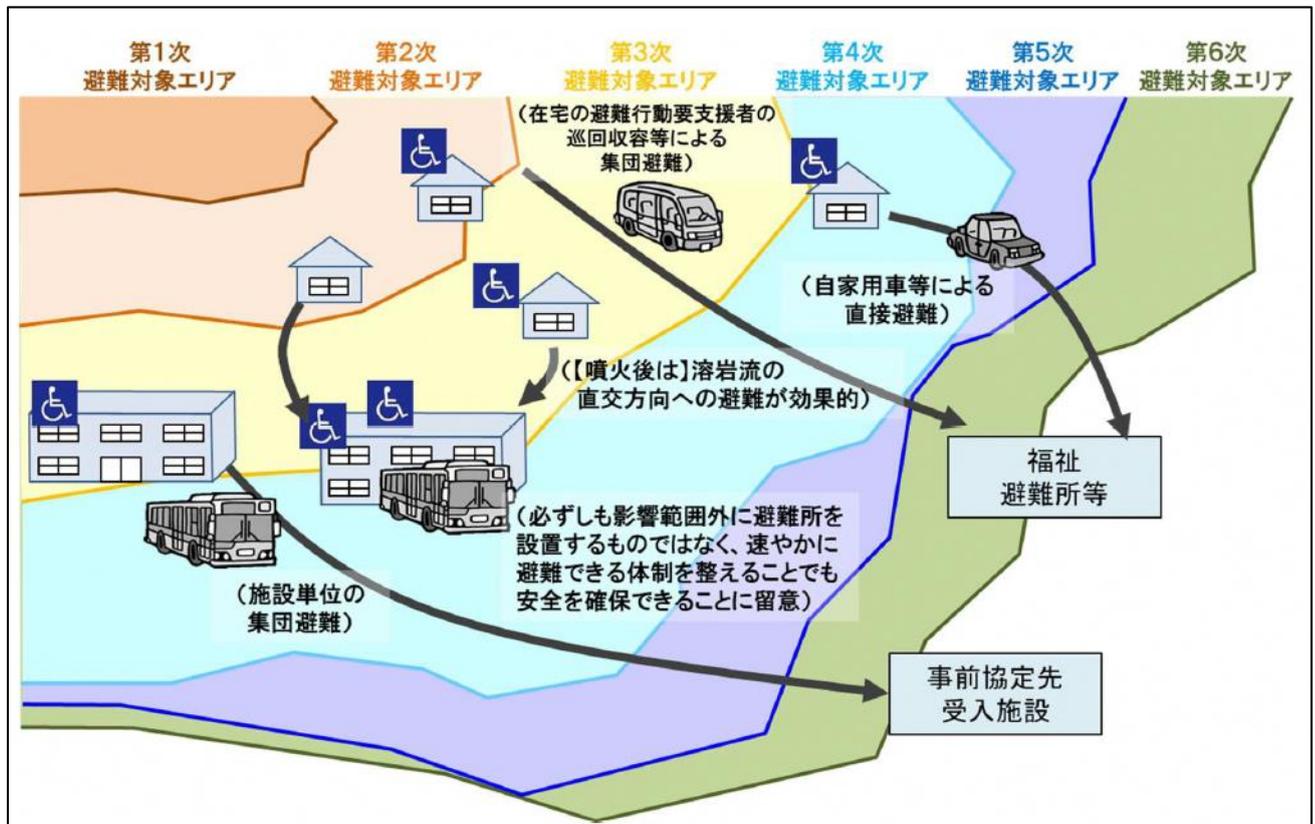


図3-28 避難行動要支援者等の避難イメージ

医療・福祉介護施設等が予め避難先の施設を検討する際は、系列施設及び同種類似施設等、複数の施設を避難先の候補とし、噴火の状況や避難者の人数に応じて対応できるよう検討しておくことが重要である。

また、避難確保計画や避難先の検討結果に基づいた避難訓練を実施し、想定どおりに避難が可能か検証し、必要に応じて計画等の見直しを繰り返す必要がある。

## 8-6 在宅の避難行動要支援者への避難支援

### (1) 基本的な考え方

在宅の避難行動要支援者は、市が発令する避難情報により速やかに避難を開始する。

市は、平時において、避難行動要支援者の個別避難計画を作成し、関係者(区長、自主防災会長、民生委員等)と連携して避難支援体制を構築する。噴火警戒レベル1(解説情報(臨時))の段階では、市は、噴火警戒レベルが3へ引き上げられる場合に備え、避難行動要支援者の避難が円滑に実施できるよう避難の準備を行う。また、避難行動要支援者の避難開始にあたり、福祉避難所等を開設し、個別避難計画に基づく避難支援を行う。

福祉避難所は、努めて多く、かつ開設時期を前詰めできるよう福祉避難所開設予定施設、特に、要配慮者利用施設との綿密な連携及び職員等の運用に着意する。

### (2) 対応事項

在宅の避難行動要支援者の避難支援に係る対応事項を表-70に示す。なお、噴火警戒レベルが一足飛びに引き上げられた場合、それまでの間に必要となる対応を全て実施する。

表-70 避難行動要支援者の避難支援に係る対応事項

実施時期	対応事項
噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)	<input type="checkbox"/> 避難行動要支援者名簿の作成 <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者の個別避難計画の作成 <input type="checkbox"/> 関係者と連携した避難支援体制の構築 <input type="checkbox"/> 福祉避難所の把握 <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者の避難支援に係る事前確認(必要により、調整) <input type="checkbox"/> 避難基本計画の周知
噴火警戒レベル1 (解説情報(臨時))	<input type="checkbox"/> 避難行動要支援者及び避難支援等関係者への避難準備の連絡 <input type="checkbox"/> 福祉避難所への情報伝達(開設準備等の要請) ※ 福祉避難所開設予定の要配慮者利用施設への注意喚起 <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者の輸送準備
噴火警戒レベル3、4、5、 噴火状況判明後	<input type="checkbox"/> 避難対象者及び関係者への避難の連絡(避難指示等) <input type="checkbox"/> 福祉避難所への情報伝達(開設等の要請及び開設準備支援) ※ 福祉避難所開設予定の要配慮者利用施設への依頼 ※ 開設準備支援 施設の病床確保(増加)、職員手配、資機材準備等 <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者の輸送 <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者の避難に係る受入調整
※ レベル2(引き下げ時)は、噴火警戒レベル1(解説情報(臨時))と同様の対応を行う。	

## 8-7 社会福祉施設等への避難支援体制の構築

### (1) 基本的な考え方

社会福祉施設等は、平時において、入所者・入院患者の避難(確保)計画を予め作成し、入所者・入院患者の避難先となる施設・機関や輸送手段を確保するなどしておく。具体的には、影響範囲外にある施設と入所者・入院患者の受入れに関する協定を予め締結するなど、避難先を確保しておくことが望ましい。避難先となる施設を確保できない場合は、ホテル・旅館等への避難も検討する。噴火警戒レベル1(解説情報(臨時))の段階では、社会福祉施設等は、噴火警戒レベル3への引き上げに備え、入所者・入院患者の避難が円滑に実施できるよう避難の準備を行う。

県及び市は、社会福祉施設等から支援要請があったときは、避難先となる施設や輸送手段の確保について支援を行う。

## (2) 各機関の対応

社会福祉施設等の入所者・入院患者への避難支援に係る各機関の対応事項を表-71に示す。なお、噴火警戒レベルが一足飛びに引き上げられた場合、それまでの間に必要となる対応を全て実施する。

表-71 社会福祉施設等の入所者・入院患者への避難支援に係る対応事項

実施時期	対応事項	
噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)	市	<input type="checkbox"/> 避難対象となる社会福祉施設等及び入所者・入院患者の把握 <input type="checkbox"/> 社会福祉施設等の避難(確保)計画の策定支援(要請等により)
	社会福祉施設等	<input type="checkbox"/> 社会福祉施設等の避難(確保)計画の策定 <input type="checkbox"/> 入所者・入院患者の輸送手段及び避難先施設の確保 <input type="checkbox"/> 関係機関と連携した避難訓練の実施
噴火警戒レベル1 (解説情報(臨時))	市	<input type="checkbox"/> 社会福祉施設等への避難準備の連絡 <input type="checkbox"/> 輸送手段及び避難先施設や輸送手段の確保支援
	社会福祉施設等	<input type="checkbox"/> 入所者・入院患者の輸送準備 <input type="checkbox"/> 避難先施設への受入準備の連絡
噴火警戒レベル3、4、5、 噴火状況判明後	市	<input type="checkbox"/> 社会福祉施設等への噴火警戒レベル引き上げ及び噴火情報等の情報伝達
	社会福祉施設等	<input type="checkbox"/> 社会福祉施設等の避難(確保)計画に基づく入所者・入院患者の避難

## 9 住民の安否確認

### 9-1 住民の安否情報の確認

#### (1) 基本的な考え方

市民の安否情報は、区(自主防災会)を通じて行う。また、自治組織がない十里木別荘地域は、別荘管理事務所及び民生委員等の協力を得て実施する。市は、安否情報を集約し、県に報告して安否情報を共有する。安否情報の確認には、以下に示す消防庁の安否情報システムを活用(図3-29参照)する。

市は、国・県や全国市長会を通じて、他の都道府県や市町村に避難した住民の情報収集及び安否情報システムへの入力を要請する。また、住民の安否情報を集約する。

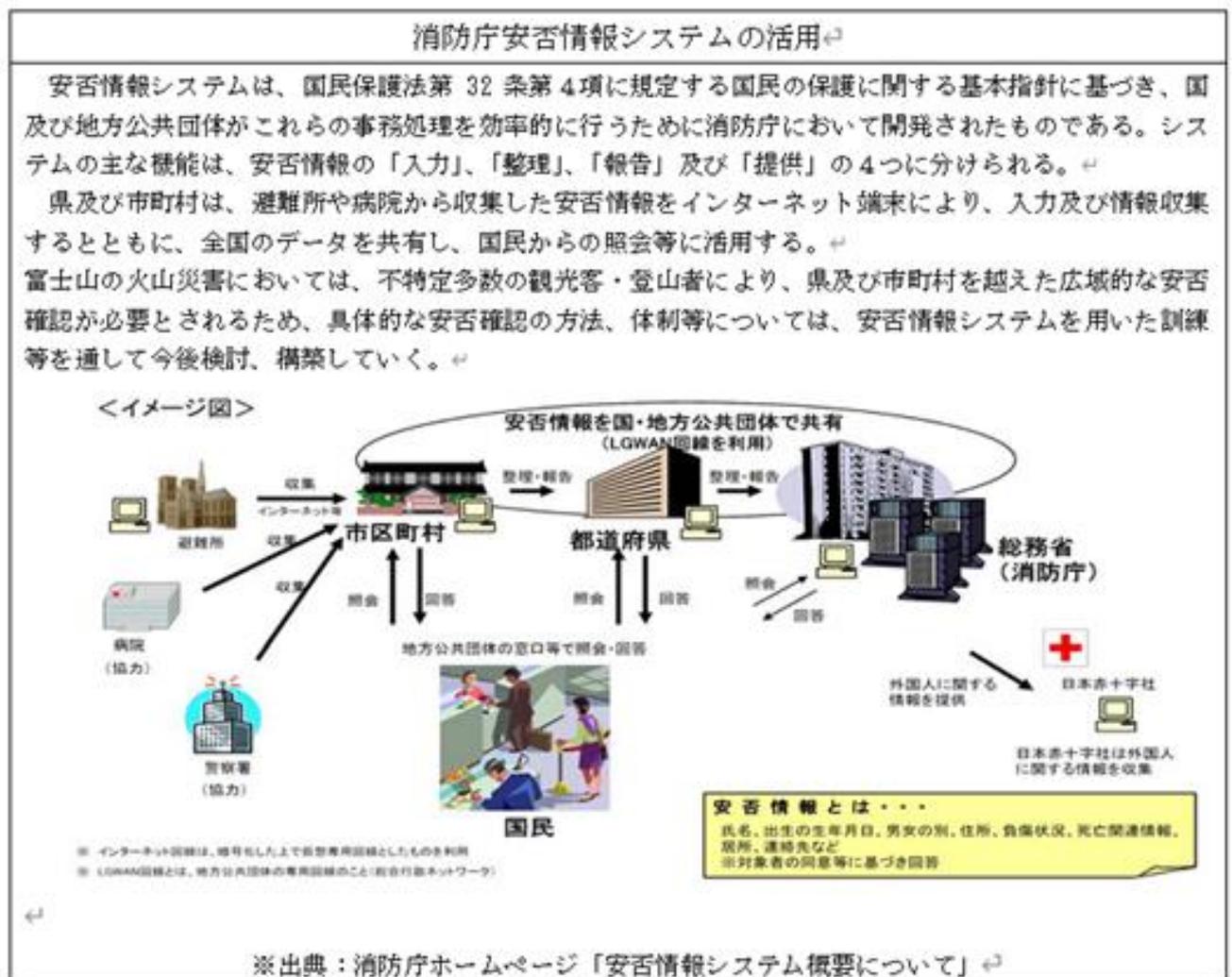


図3-29 安否情報システムの概要

#### (2) 対応事項

住民の安否情報の確認に係る各機関の対応事項を表-72に示す。

表-72 住民の安否情報の確認に係る対応事項

実施時期	対応事項
噴火警戒 レベル1 (活火山である ことに留意)	<input type="checkbox"/> 区(自主防災会)との住民の安否情報連絡体制の構築 <input type="checkbox"/> 住民の安否情報の確認体制及び手順等の構築 ※ 区(自主防災会)の特性に応じた要領の案出 <input type="checkbox"/> 住民の安否情報の確認手順に基づく訓練の実施 ※ 須山地区での噴火前避難における要領の周知啓発を図る。 <input type="checkbox"/> 職員の安否情報システムに対する操作習熟度の向上
噴火警戒 レベル1 (解説情報(臨時))	<input type="checkbox"/> 区(自主防災会)への住民の安否情報連絡体制の確認 <input type="checkbox"/> 安否情報システムの操作確認
噴火警戒レベル 3、4、5、 噴火状況判明後	<input type="checkbox"/> 区(自主防災会)への住民の安否確認の照会 <input type="checkbox"/> 区(自主防災会)への住民の避難先の確認 <input type="checkbox"/> 受入市町村と協力して、安否情報システムへの入力
※ レベル2(引き下げ時)は、レベル1(解説情報(臨時))と同様の対応を行う。	

## 9-2 避難未実施者の搜索・救助

### (1) 基本的な考え方

市は、入山規制の実施、避難指示の発令及び警戒区域の設定を行った地域に避難未実施者が残っていないか確認を行う。須山地区の別荘管理事務所や区(自主防災会)等が把握している避難未実施者の状況を照会するとともに、警察、消防、自衛隊等と協力して避難未実施者の搜索・救助を行い、その結果を県に報告する。

搜索・救助に当たり火山活動等の状況により、自衛隊の派遣等、県に搜索・救助に関する応援について要請する。なお、救助活動を行うにあたっては、負傷者、病人、子供及び避難行動要支援者の救助を優先することとし、自力で避難することが可能な者については避難を促す。また、二次災害を防止するため、関係機関との火山活動の状況等について情報共有を行うとともに、情報連絡体制を確立する等、救助活動の安全確保に努める。

### (2) 対応事項

避難未実施者の搜索・救助に係る対応事項を表-73に示す。

表-73 避難未実施者の捜索・救助に係る対応事項

実施時期	対応事項
噴火警戒 レベル1 (活火山である ことに留意)	<input type="checkbox"/> 区(自主防災会)等との住民の安否情報連絡体制の構築 <input type="checkbox"/> 住民の安否情報の確認手順に基づく訓練の実施 <input type="checkbox"/> 避難未実施者情報を収集するための連絡体制の構築 ※ 須山地区での噴火前避難における要領の周知啓発を図る。 <input type="checkbox"/> 職員の安否情報システムに対する操作練度の向上
噴火警戒 レベル1 (解説情報(臨時))	<input type="checkbox"/> 区(自主防災会)等との住民の安否情報連絡体制の確認 <input type="checkbox"/> 安否情報システムの操作確認
噴火警戒レベル 3、4、5、 噴火状況判明後	<input type="checkbox"/> 区(自主防災会)等へ避難未実施者情報の照会 <input type="checkbox"/> 避難未実施者の把握 <input type="checkbox"/> 避難未実施者情報を県へ報告 <input type="checkbox"/> 県への避難未実施者の救助の支援要請(自衛隊の派遣要請等) <input type="checkbox"/> 警察、消防及び自衛隊と協力して、登山道や避難対象エリア、警戒区域での避難未実施者の捜索及び救助の実施
※ レベル2(引き下げ時)は、レベル1(解説情報(臨時))と同様の対応を行う。	

## 10 負傷者等への医療救護対応

### (1) 基本的な考え方

市は、避難時等に負傷者や病人等が発生した場合、医療機関と連携して医療救護活動を行う。富士山の火山活動が始まり、いつ噴火するのかわからない火山災害では、噴火前と噴火後の対応が必要であり、また、噴火後においては、噴火現象、特に、溶岩流等の流下状況等により対応が異なるため、実行の可能性と必要性を考慮し、状況に応じて救護所を開設し、トリアージ等効率的な活動に努める。いずれにしても、不確実かつ流動的な特性の火山災害においては、努めて融通性かつ柔軟性を保持した対応が重要となる。

### (2) 対応事項

負傷者等への医療救護活動に係る対応事項を表-74に示す。

表-74 負傷者等への医療救護活動に係る対応事項

実施時期 ※ 避難所開設等		対応事項(全般)	医療救護体制	
			医療機関	救護所開設
噴火前	噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)	□ 噴火時等の広域医療救護体制の構築 ※ 医療救護体制意見交換会の活用	通常とおり。	基本的に開設しない。 ※ 状況により、医師の避難所への往診を依頼する。
	噴火警戒レベル1 (解説情報(臨時))	□ 避難実施時における医療体制の準備		
	噴火警戒レベル3 ※ 須山地区避難所開設	□ 避難の過程で負傷者等が発生した場合、医療機関と連携して医療救護対応  □ 状況に応じ救護所を開設	(状況により、閉院、閉所)	
	噴火警戒レベル4、5 ※ 深良・東中避難所開設			
噴火後	噴火開始直後 ※ 富岡支所・富1小、東小に避難所開設	□ 医療供給が不足するおそれがある場合、県に斡旋の要請 ※ 災害派遣医療チーム(DMAT)等による応援の派遣等	噴火状況、特に、溶岩流の流下状況等により、閉院・閉所	◇ 溶岩流の流下の有無及び流下ライン等に応じ、実行の可能性と必要性を考慮し、救護所を市内流下想定外地域へ開設 富岡支所または、富岡第1小学校、流下ラインにより、福祉保健会館・裾野高校・南小学校・東小学校にも開設 ※ 救護所資材は、状況に応じ、移送する。 ◇ 状況により、医師の避難所への往診を依頼する。 ◇ 市外(広域)避難時は、県へ要請
	噴火状況判明後 ※ 流下ライン等に応じて、未流下地域等に避難所開設			

## 11 避難所の開設・運営

### 11-1 避難所の開設等

#### (1) 基本的な考え方

市は、噴火前の全周避難の段階においては、市内避難を計画し、噴火後は、特に、溶岩流の流下ライン等の状況に応じた市内避難及び市外(広域)避難を計画する。市内避難において、避難指示等を発令した時は、指定避難所を開設して避難者を受け入れる。(第2編第2章第5項「段階別の避難の流れ」参照)この際、できる限り同じ行政区(班、組等)の住民が同じ避難所となるよう調整する(市外(広域)避難についても同様)とともに、避難所が不足する場合は、指定避難所以外の施設を避難所として開設するよう努める。

#### (2) 対応事項

ア 避難所の開設は、市職員(広域避難地班)要員が、施設管理者と連携して行うが、避難者の把握に関しては避難する自主防災会の協力を受け避難者名簿を作成する。

イ 避難所の開設等に係る対応事項を表-75に示す。

表-75 避難所開設等に係る対応事項

実施時期	対応事項	
噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 噴火活動段階及び噴火後の状況に応じた準備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 避難所施設の指定及びリスト化</li> <li>□ 区(自主防災会等)ごとに避難対象者のリスト化</li> </ul> </li> <li>■ 避難所との連絡体制等の構築</li> </ul>	
噴火警戒レベル1 (解説情報(臨時))	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 須山地区(研修センター等)避難所の開設準備</li> </ul>	
噴火警戒レベル3	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 須山地区(研修センター等)避難所の開設</li> <li>■ 深良中・東中避難所の開設準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 避難所の開設</li> <li>□ 避難者の受入状況の把握及び県への報告</li> <li>□ 噴火前の自主的な分散避難者の情報収集及び県への報告</li> </ul>
噴火警戒レベル4・5	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 深良中・東中避難所の開設</li> <li>■ 富岡支所、又は、富岡第1小学校及び東小学校避難所の開設準備</li> </ul>	
噴火開始直後	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 富岡支所、又は、富岡第1小学校及び東小学校の開設</li> <li>■ 溶岩流の流下ライン等に応じた市内避難所の開設及び市外(広域)避難準備(調整等)</li> </ul>	
噴火状況判明後	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 溶岩流の流下状況(リアルハザードマップ・対象流下ドリルマップ)に応じた市内避難所の開設及び市外(広域)避難(統制等)</li> </ul>	
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 火山活動状況の情報提供</li> <li>◆ 避難所の開設状況の集約、避難者の状況及び自主避難者の避難状況の集約</li> <li>◆ 市外(広域)避難に関する統制・調整(受入市町村との調整等を含む。)</li> <li>◇ 避難実施市町村の広域避難対象者の把握</li> <li>◇ 受入市町村の受入避難所及び収容可能数の把握</li> <li>◇ 広域避難の実施に必要な情報の共有</li> <li>◇ 避難実施市町村及び受入市町村への火山活動状況の情報提供</li> <li>◇ 広域避難が必要となる場合に備え、避難先となる受入市町村の調整</li> </ul>	

## 11-2 避難所の運営

### (1) 基本的な考え方

避難所の運営は、原則として避難者自ら行い、市は、職員等を派遣し補助を行う。

他市町への広域避難時は、原則として市自治組織及び市職員等が行うが、避難初期において運営体制が整わない場合、受入市町村の支援を受ける。また、避難所の運営に当たっては、生活環境を確保するため、避難者の安全やプライバシーの確保、ペット対策等にも配慮する。

### (2) 避難所の開設期間

避難所の開設期間は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」で定める日数(7日間)を基本とし、できるだけ短期間とすることが前提であるが、特に、火山災害では、火山の状況等に応じて開設期間の延長にも柔軟に対応する。この際、市外(広域)避難においては、開設期間を延長する場合は、県及び受入市町村と協議し、県等を通じて同意を得る必要がある。

### (3) 駐車場の確保

避難の際には、多くの車両により避難所の駐車スペースが不足するおそれがあるため、避難所以外の他の公共施設や民間施設にある駐車場の活用等について、平時から市内事業所等との検討・調整し、駐車スペースの確保に努める。また、広域避難時については、県を通じ、状況により直接受入市町村等と調整し、必要な駐車スペースを確保する。

### (4) 受入避難所の運営に係る費用負担

受入避難所の運営に係る費用は、避難実施する裾野市が負担する。原則として、受入市町村が立替え払いした費用を、後日、受入市町村に支払うこととする。なお、具体的な支払方法は、受入市町村と調整(他の都道府県に広域避難した場合は、県も交えて調整)し、決定する。

### (5) 自主避難者への対応等

本計画では、「自主避難者」を避難指示等の発令前に避難所以外の場所(親戚・知人宅及び宿泊施設等)へ自らの意思で避難する者として定義する。自主避難は、避難者が分散して避難するため渋滞等の緩和や避難所の確保が容易となるなどの状況に繋がる場合もあるため極めて有効である。このため、市は、他市町の親戚・知人宅及び宿泊施設等への自主避難について、平常時から住民に対しその考え方について周知啓発を図るとともに、奨励する。

## 12 避難長期化対策

### 12-1 一時帰宅措置

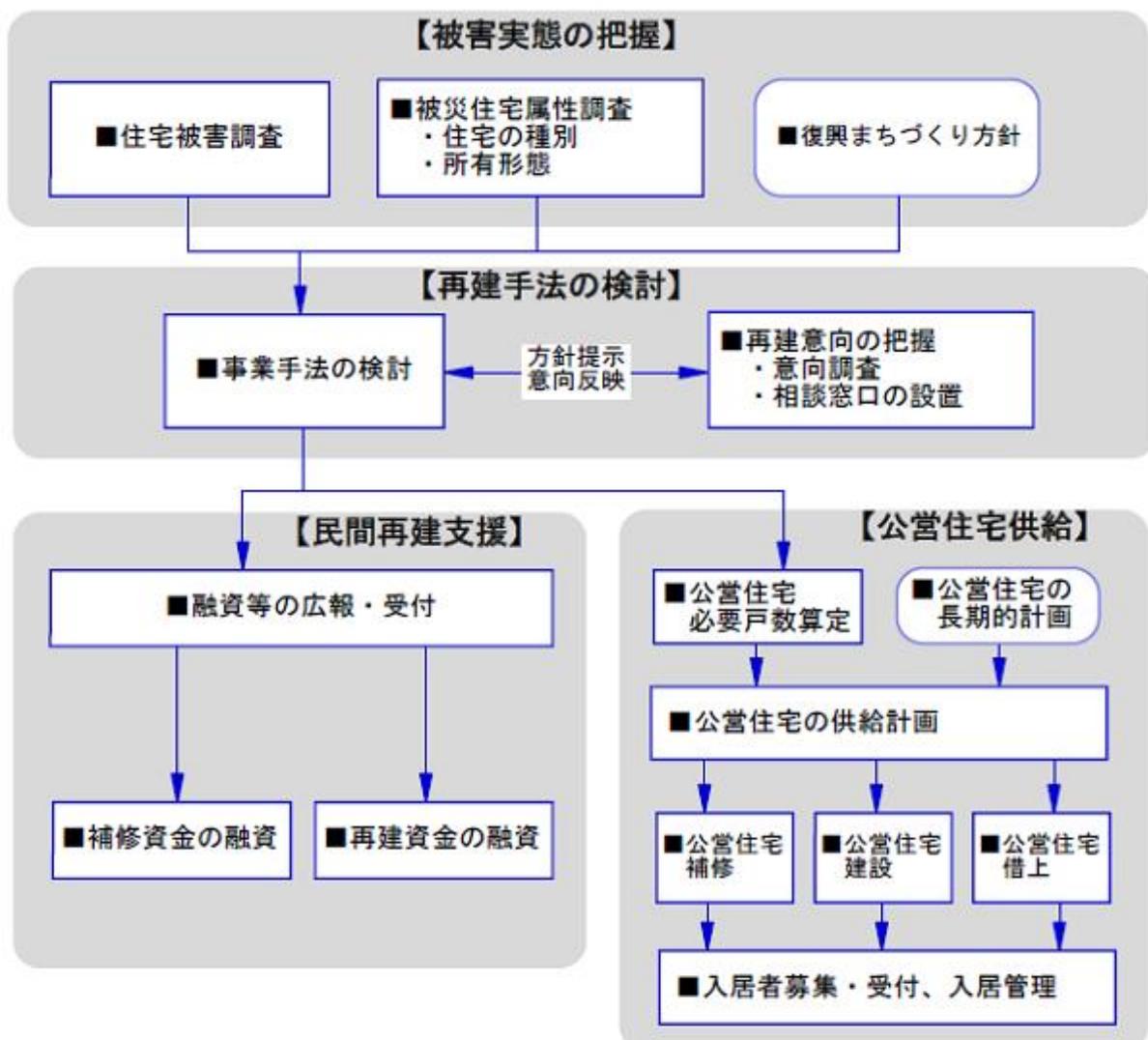
市は、火山活動が小康期に入った場合、合同会議(協議会)において、避難者の一時帰宅を検討する。一時帰宅措置の実施にあたり、警察、消防及び自衛隊に協力を要請するとともに、十分な安全対策を講ずる。

## 12-2 被災者への住宅供給

## (1) 基本的な考え方

市は、避難が長期間に及んだ場合、自宅への居住が困難となった被災者に公営住宅のあっせんや民間賃貸住宅の情報提供を行うなど、応急的な住宅の供給を検討する。

県は、応急仮設住宅の建設候補地の調整など、必要に応じて支援を行う。また、県及び市は、応急仮設住宅の解消や被災者の生活再建を図るため、恒久的な住宅供給の推進に努める。住宅被害調査により必要な供給戸数を算出し、特に、溶岩流等の噴火現象により埋没した地域では、復興が長期化もしくは困難となることから、被災地の復興方針等を踏まえて住宅再建手法を検討する。また、被災者の再建意向を聞き取り調査等により把握し、公営住宅の供給計画、資金融資等による住宅の補修・再建等供給方針やプログラムを定め、被災者に提示する。住宅確保・再建支援のフロー(例)を図3-30に示す。



※出典：富士山火山広域防災対策検討会報告書（平成17年7月）←

図3-30 住宅確保・再建支援フロー(例)

(2) 応急的な住宅供給

ア 応急仮設住宅の設置

県及び市は、自宅損壊等により居住できなくなった被災者のため、応急仮設住宅を建設する。応急仮設住宅の建設候補地から用地を選定し、(一社)日本木造住宅産業協会神奈川県支部、(一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会及び静岡県木造応急仮設住宅建設協議会があっせんした仮設住宅建設業者に発注する。

イ 公営・民間賃貸住宅の活用

県及び市は、応急仮設住宅の建設には時間を要することから、公営住宅の災害時の一時使用や、民間賃貸住宅を災害救助法第4条第1項第1号の応急仮設住宅として借り上げる措置により、避難者の住宅を確保する。ただし、民間施設を借り上げる場合は、仮設住宅とみなす期間を検討する必要があることに留意する。県及び市は、公営住宅への一時入居が迅速に行えるよう、平時から定期的に公営住宅の空き状況を把握しておくとともに、民間賃貸住宅についても、業界団体等から定期的に空き状況を把握できる体制を構築しておく。

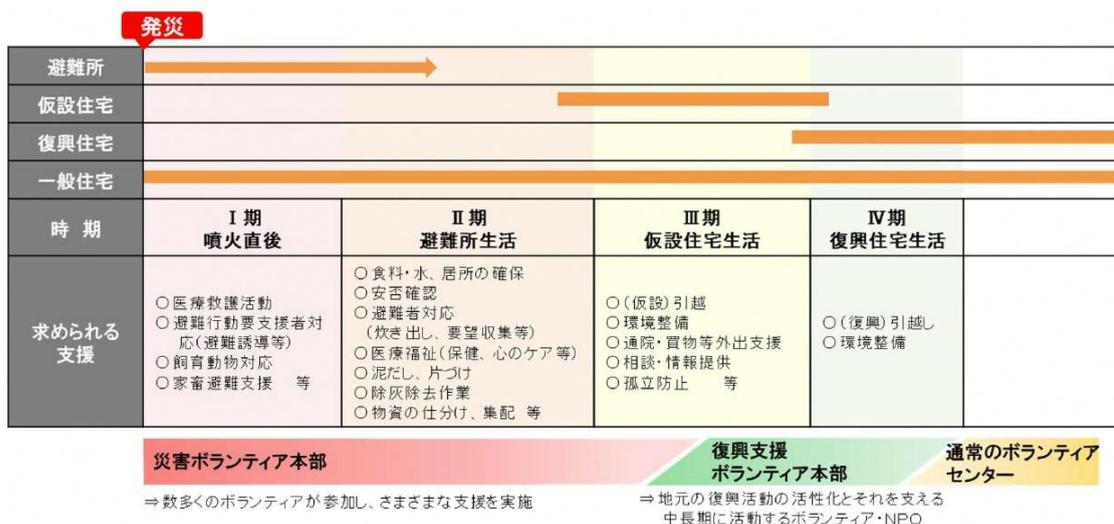
ウ 恒久的な住宅供給

県及び市は、災害が終息して仮設住宅を撤去する段階となっても、自力で住宅を確保できない避難者に対しては、公営住宅の供給により住宅確保を支援する。また、民間賃貸住宅を借り上げて公営住宅とし避難者に転貸するなど、民間賃貸住宅を公営住宅として活用することも検討する。住宅の補修や再建においては、被災者生活再建支援法の居住安定支援制度の適用や住宅再建資金の貸付等により支援を行う。

12-3 ボランティアの活用

(1) 基本的な考え方

火山災害では、避難所等の運営や降灰の除去など、多くのボランティアを必要とする状況が生じる。県及び市は、ボランティアの受入体制を構築するとともに、噴火の際に求められる支援の内容に対応しボランティアを有効活用する(図3-31)。なお、本計画では、噴火前から避難を開始し避難所が開設されるため、噴火前からのボランティアの受け入れを検討する。



※静岡県「災害時のボランティア受け入れ手引(平成25年度改訂版)」を参考に作成

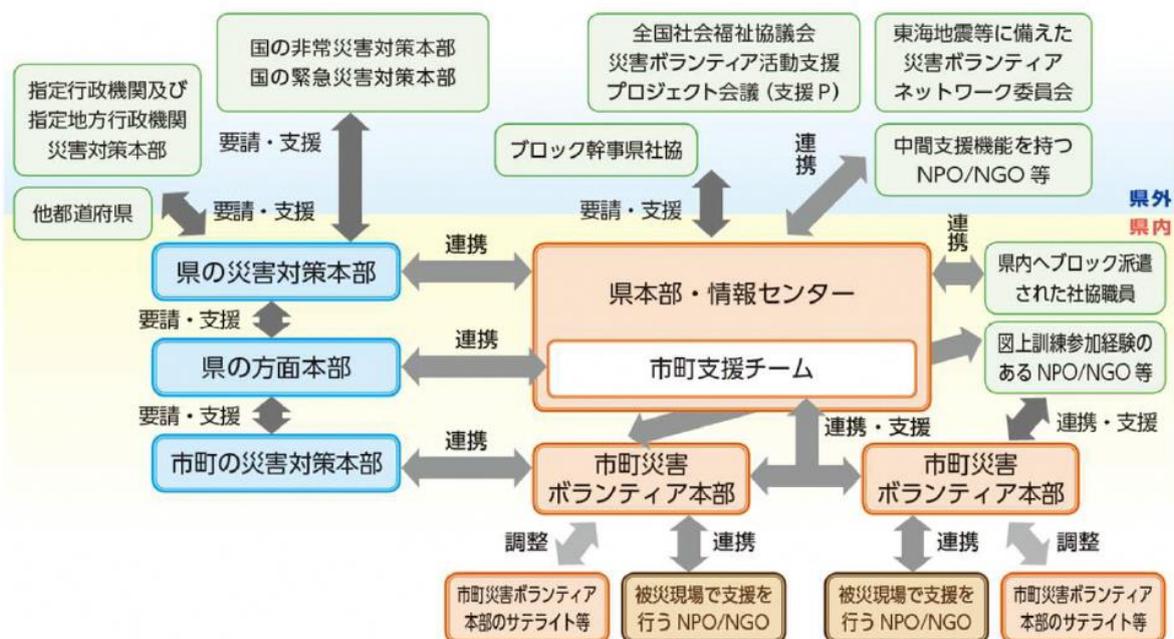
図3-31 市町村のボランティア本部の体制と活動

(2) ボランティアの受入体制

ボランティアの受入れは、社会福祉協議会により運営される災害ボランティア本部において実施する(図3-32)。市災害ボランティア本部は、住民や自主防災組織等の避難所運営組織からの要請を受け、市の災害対策本部と連携し、被災者の生活ニーズの把握、被災状況等の情報収集・発信、県内外の他機関・他団体等との連携・連絡調整等を行う。

また、インターネット等を活用し、ボランティア募集、必要な装備、注意事項等について広報を行う。県は、県社会福祉協議会及び県ボランティア協会と連携して、県災害ボランティア本部を設置し、県災害対策本部や県外ボランティア関係団体等と連携して、災害ボランティア関連情報の収集・発信や各支援団体間の連携促進等を行う。さらに市町村支援チーム等を設置し、県の各支部本部(出先機関)等との連携のもと、市町村ボランティア本部に関する情報収集や各支援調整、市町村災害ボランティア本部の運営支援等を行う。

なお、市は、ボランティアの宿営場所の確保に努める。



※出典：静岡県「災害時ボランティア受け入れ手引き」(平成 25 年度改訂版)

図3-32 静岡県におけるボランティアの受入・連携体制

13 火災対応

噴火現象、特に、溶岩流の流下等に伴い火災が発生した場合、市災害対策本部は市民の避難状況を踏まえ、職員等の安全性を考慮し、避難行動に支障がない範囲で消火活動を行う。また、火災の状況により、防火帯の構築等延焼防止の措置を講ずるとともに、市民が避難する場所の変更等、避難要領の見直しを行う。

## 14 家畜避難

### (1) 基本的な考え方

畜産事業者は、家畜避難を円滑に実施するため、平時から、県及び市の支援のもと、予め家畜移送計画の策定に努める。噴火警戒レベルが引き上げられた場合は、家畜移送計画に基づく家畜避難を実施する。

なお、協議会(合同会議)は、避難対象エリアに残された家畜がある場合、関係機関で対応に当たる。市は、予め市内の畜産事業者の実態(事業者数、畜種別頭羽数)を把握するとともに、家畜避難の実施基準等について家畜事業者に周知する。

### (2) 各機関の対応

家畜避難に係る各機関の対応事項を表-76に示す。

表-76 家畜避難に係る対応事項

実施時期	対応事項	
噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)	市	<input type="checkbox"/> 畜産事業者の実態把握(事業者数、畜種別頭羽数) <input type="checkbox"/> 畜産事業者の家畜移送計画の策定支援
	畜産業者	<input type="checkbox"/> 家畜の避難先や輸送手段の確保等の検討 <input type="checkbox"/> 家畜移送計画の策定
噴火警戒レベル1 (解説情報(臨時))	市	<input type="checkbox"/> 畜産事業者への火山活動状況の情報提供
	畜産業者	<input type="checkbox"/> 家畜避難の準備(第1次避難対象エリア)
噴火警戒レベル3	市	<input type="checkbox"/> 畜産事業者への火山活動状況の情報提供
	畜産業者	<input type="checkbox"/> 家畜避難計画に基づく家畜避難の実施(第1次避難対象エリア) <input type="checkbox"/> 家畜避難の準備(第2次避難対象エリア)
噴火警戒レベル 4・5	市	<input type="checkbox"/> 家畜避難の実施基準に基づく畜産事業者への家畜避難開始の連絡
	畜産業者	<input type="checkbox"/> 家畜避難計画に基づく家畜避難の実施(第2次避難対象エリア)
	合同会議	<input type="checkbox"/> 残された家畜への対応の協議
噴火状況判明後	市	<input type="checkbox"/> 家畜避難状況の把握
	畜産業者	<input type="checkbox"/> (噴火の状況により)家畜避難計画に基づく家畜避難の実施(第3次避難対象エリア～第6次避難対象エリア)
	合同会議	<input type="checkbox"/> 残された家畜への対応の協議 <input type="checkbox"/> 家畜避難の解除の検討

## 15 普及啓発

火山災害の特徴は、その不確実性や地理的条件により影響を受ける現象が多岐にわたることである。本計画を実現させるためには、噴火現象の特性を繰り返し周知することはもちろんのこと、住民自らが自主的な避難行動をとれるよう地域の防災力向上が不可欠である。

このため、突発的な噴火時に緊急安全確保が可能となる場所の検討や噴火後における溶岩流の流下状況に応じた避難要領の確認・検討など、市からの情報に頼るのみではなく、住民自身、あるいは、自治組織(コミュニティ)が地域の特性を考慮し、避難要領を具体化し、避難開始時期を判断できる体制づくりが重要である。このため、本計画の別添データとして、自治組織毎の4つ流下ラインに応じる溶岩流の流下状況(検索システム)「**あなたの家・地域に溶岩流はどう流れるのか?**」を市ホームページに掲載する。また、円滑な避難を実現するために必要となる道路状況に応じた「徒歩避難」や努めて1世帯1台以下での「自家用車等避難」、同じく地域のスリム化を図るための「自主的な分散避難」等についても、学校における防災教育、自治組織(自主防災会)等地域住民との対話、事業者・事業所での防災講話等、機会ある毎に市民に対し周知啓発を図る。